【教育委員会定例会】会議録

会　議　名	令和８年第８回教育委員会定例会		
事　務　局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和８年８月７日（金）		
開 催 時 間	午後３時００分　～　午後３時４８分		
開 催 場 所	教育委員会室		
委員の出席	中村　明慶　教育長	久保田　善彦　委員	土肥　和久　委員
	大井　欣一　委員	岩壁　三枝子　委員	
出席説明員	田巻　正義　教育指導部長	秋元　康裕　教育政策課長	神家満　麦　学校ＩＣＴ推進課長
	蜂谷　勝己　学力定着推進課長	大平　達也　教育指導課長	毛利　正成　不登校施策推進担当課長
	吉尾　文彦　こども支援センターげんき所長	谷内　新哉　支援管理課長	芳賀　優美子　教育相談課長
	絵野沢　秀雄　学校運営部長	物江　耕一朗　学校支援課長	小木曽　弘規　学校施設管理課長
	武内　新之介　学校適正配置担当課長	松本　令子　学務課長	西島　誠　青少年課長
	楠山　慶之　子ども家庭部長	樋口　清二　子ども政策課長	澤田　好　子ども施設指導・支援課長
	齊藤　ひろみ　保育・入園課長	芝戸　拓矢　私立保育園課長	眞鍋　亜砂美　幼稚園・地域保育課長
	久保田　夏恵　学童保育課長	小森　涼子　こども家庭相談課長	大山　日出夫　生涯学習振興公社事務局長
	飯塚　論　生涯学習振興公社学習事業部長	茂木　聡直　地域のちから推進部長	天野　健司　スポーツ振興課長
	福本　慎二　中央図書館長		
書　　記	日森　達也　教育政策担当係長	川村　淳一　教育政策担当係長	高木　孝輔　教育政策担当主任
欠　席　者	なし		
傍　聴　者	０名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資　　料	別紙のとおり		
そ　の　他			

令和８年８月７日

第８回足立区教育委員会

午後３時００分開会

○教育長　ただいまから、本年第８回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

――――――――◇――――――――

○教育長　初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に、土肥委員、大井委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第１、第６０号議案及び日程第２、第６１号議案は、久保田委員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第６項の除斥規定に係るため、退席とさせていただきます。

（久保田委員退席）

○教育長　それでは、日程第１を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１、第６０号議案「令和９年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について」以上。

○教育長　第６０号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　お手元の資料の６ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

小学校使用教科用図書につきましては、前回の採択後、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がありませんでした。そのため、全ての小学校教科用図書について、来年度は令和５年度に採択した教科書を使用する４年目にあたるため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条及び足立区立小学校使用教科用図書採択要綱第１５条の規定に基づき、引き続き同一の教科用図書を採択していただきたく、ご審議をお願いいたします。

また、中学校使用教科用図書につきましても、来年度は３年目にあたるため、同様に採択していただきたく、ご審議をお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６０号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第６０号議案「令和９年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第２を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第２、第６１号議案「令和９年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」以上。

○教育長　第６１号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料の１０ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

学校教育法附則第９条には、特別支援学校及び特別支援学級では文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科書を使用することができるという規定がございます。

こちらの規定及び足立区立小学校使用教科用図書採択要綱及び足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、学校教育法附則第９条図書委員会を設置し、各特別支援学級設置校が選定した図書を審査

いたしました。

その結果として、「令和９年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧」のとおり、足立区立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達状況に合った図書を選定いたしましたので、こちらを採択していただきたく、ご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６１号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第６１号議案「令和９年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

本案の審議が終わりましたので、久保田委員にご着席いただきます。

（久保田委員　着席）

○教育長　次の日程第３、第６２号議案は、足立区教育委員会会議規則第１４条第１項のただし書による人事に関する事件その他の事件でありますので、非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第６２号議案について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって本議案につきましては非公開とさせていただきます。

----------（非公開議案審議中）----------

次に請願の審査に入ります。７受理番号１「足立区における小学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置及びスモールステップルーム設置を求める請願」については、前回は継続審査となっています。各所管課から何か変化があれば、説明をお願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長　７月２３日に開催した特別支援教育検討委員会の中で、請願に係る事案について議論いただきました。

その結果、スモールステップルームにつきましては、おおむね良好に機能しているのでは、というご意見を頂きました。また、自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、次期学習指導要領のインクルーシブの方向性と少し異なるのでは、というご意見を頂きました。

今後もスモールステップルームのモデル事業の効果を検証しながら、同事案について議論を続けてまいります。

以上です。

○教育長　７受理番号１の請願についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございますか。

今、所管課から説明がありましたが、現在まだ審議継続中という状況でございます。引き続き審議を行う必要があると考えますので、本件は、本日についても継続の審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

それでは、意見がなければ、採決に移りたいと思います。本請願は、継続審査とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は継続審査とすることにいたします。

次に、日程第４「教育長報告」を議題といたします。

今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は全ての報告が終了しましたら、一括で頂くようお願いいたします。

それでは、（１）及び（２）について、神家満学校ＩＣＴ推進課長お願いします。

学校ＩＣＴ推進課長。

○学校ＩＣＴ推進課長　資料２１ページ、「東京都による校務システム共同調達の参画方針について」です。

項番１、「共同調達の概要と足立区の参画方針」です。この度、東京都から校務支援システムの共通化及びクラウド化による教職員の働き方改革や財政コストの削減を目的とした、校務支援システムの共同調達のスケジュールが示されましたので、ご報告させていただきます。

対象のシステムでございますが、「クラウド型校務支援システム」、それに伴う「セキュリティ関連ツール」、３つ目が「保護者連絡ツール等」としての「周辺ツール」です。

現在の方針といたしまして、「クラウド型校務支援システム」については、令和１１年度に予定しておりますネットワークの更改に合わせて共同調達に参画する方向で検討を進めているところでございます。２の「セキュリティ関連ツール」については、都のＲＦＩの結果等を受けて共同調達の参画を検討します。

３の「周辺ツール」につきましては、現在、区で取り入れている「Ｈｏｍｅ＆Ｓｃｈｏｏｌ」という保護者連絡ツールが令和９年度末をもって終了しますので、令和１０年度当初の新サービス導入に向け、共同調達の参画の是非について判断してまいります。

資料２２ページ、今後のスケジュールでございます。現在、東京都でＲＦＩを実施しており、その結果が９月中旬に区に示される予定でございますので、その内容を踏まえて１０月には参画の判断をしてまいります。

続きまして、資料２４ページ、「令和７年度情報モラルに関する調査結果報告について」です。

こちらは、例年同様、おおむね９割以上の児童・生徒が情報モラルに対する知識を理解しているという結果になっております。

今後の方針ですが、資料２６ページのとおり情報モラルの継続的な周知啓発に取り組んでまいります。また、次期学習指導要領の改訂を踏まえ、情報モラルを含む情報活用能力全般の実態を把握できるよう、調査項目の見直しに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○教育長　次に（３）及び（４）について、蜂谷学力定着推進課長をお願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長　資料２７ページ、「令和８年度『足立区学力定着に関する総合調査』の調査結果（学力部分）について」です。

項番１「結果概要」をご覧ください。４月に実施いたしました区学力調査について、まず、全体通過率をご報告いたします。国語は小学校・中学校ともに前年度を上回り、中学校の英語も前年度を上回りましたが、算数、数学は小学校・中学校ともに若干前年度を下回る結果となりました。

続いて正答率です。全国値と比較したものですが、小学校は令和４年度以降、５年連続で全教科・全学年で全国値を上回っております。中学校は、国語が１、２年生、数学は全学年で全国値を上回っております。

小学校の全体通過率は令和３年度から６年連続して８割を超えておりますが、算数は進級するにつれて通過率が低下している傾向がございます。

資料２８ページ、中学校の全体通過率です。数学を除いて前年度を上回っており、特に国語は３．０ポイントと大きく上昇いたしました。数学の通過率は年々低下傾向にございますので、小学校の算数とともに、小中連携の中で対策を強化してまいります。

資料２８ページ、項番３（１）アの折れ線グラフ、資料２９ページ、イの折れ線グラフは、小中学校の通過率の経年比較を示したものでございます。

（２）以下につきましては、今申し上げた概要を細かく表にしたものですので、後ほどご確認ください。

続いて資料３２ページ、「『足立区学力定着に関

する総合調査』のＣＢＴ化について」です。

紙でのテスト同様、全小学校２年生以上でのＣＢＴの実施ということで、来年度の実施に向けて進めてまいります。

項番１（１）の実施内容、（２）の効果・有用性は記載のとおりです。（３）の見込経費は、紙で行うテストと同等金額を予定しております。

項番２は懸念事項に対する確認内容・留意点です。特に小学校低学年のタイピングについて懸念がありましたが、実証実験では、タイピングではなく画面への手書きにより解答できることを確認しております。

また、資料３３ページ（３）（４）といった、端末の充電切れやネットワークの不具合等の心配もされておりましたが、実証実験の結果、全く影響がないことが分かりました。

（５）のタブレットでの調査に不安があるといった懸念もありましたが、これも使用機会を増やしていくことで、慣れの中で解消できるものと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長　次に（５）について、大平教育指導課長お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長　資料３４ページ、「足立区いじめ防止基本方針の改定（案）について」です。

こちらは令和３年に発生しました自死案件を調査した区長の附属機関であります特別調査委員会からの答申を踏まえた区長から教育委員会への措置要求を受け、教育委員会として指導の方針を定めたものです。その一環として、再発防止の観点から「足立区いじめ防止基本方針」を改定したくご報告いたします。

改定内容は項番２をご覧ください。今回の自死案件とは直接の関係はないということですが、当時の教員に不適切指導があり、その改善に向けた提言がなされております。

本方針の中では、「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に対する考え方を基に、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾けられるよう、対応方法を細かく記載をしております。詳細につきましては別添資料１を後ほどご覧いただければと思います。

資料３７ページ、今後のスケジュールですが、パブリックコメント実施後、教育委員会、文教委員会に報告し、改定、公表・施行というスケジュールを予定しております。

以上でございます。

○教育長　次に（６）から（８）までについて、武内学校適正配置担当課長お願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長　私からは３件ご報告をさせていただきます。

まず、資料７３ページ、「竹の塚中学校と渕江中学校の第１回統合地域協議会の結果等について」です。

７月２８日に、第１回統合地域協議会を開催させていただきました。会場は渕江中学校、委員は２０名になります。

２０名の内訳ですが、各校から１０名ずつ、開かれた学校づくり協議会やＰＴＡ代表、各学校の代表等の方で構成されております。

（４）協議内容及び結果になります。「個別実施計画（案）第２版の検討」の中では、委員の中から様々なご意見をいただきました。会長からは「委員間で次回も意見を出し合って協議していきましょう」という話がございました。

令和１１年度に両校がそれぞれ周年を迎えることもあり、事務局で１年後ろ倒しに変更した計画案をつくり、次回にまた協議をしていただくということになりました。

（５）委員からのご意見でございます。将来の子どもたちのために、委員間で建設的に意見を出し合っていきたいという意見があった一方で、両校のカラーが違うからなかなか相容れないのではないかという意見もございました。

資料７４ページです。当日は２１名の傍聴人の方がお見えになりました。約半分である１１名が学区域内の方でした。

項番２「個別実施計画（案）第３版」でございます。先ほど申し上げたとおり、スケジュールを１年後ろ倒しにしたものでございます。（３）で、統合の時期を令和１１年４月から令和１２年４月に変更、新校舎の開校につきましては、令和１５年４月から令和１６年４月に変更いたしました。

項番３、今後の予定でございます。９月７日に、第２回の統合地域協議会を開催し、今申し上げた第３版等の協議をしてまいります。

続きまして、資料７５ページ、「花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）の関係者説明の結果について」です。令和８年７月にこちらで第２版の報告をさせていただきましたが、その後、本日までに関係者にご説明した結果を改めてご報告するものでございます。

項番１（２）主な質疑要旨です。小規模校のよさはあるので、そのまま残すべきだというご意見があった一方で、中学校の統合後に残る花畑北中学校に花畑西小学校と桜花小学校の新校舎を作れないかといったご意見もございました。新校舎を建設する場合、区が策定している計画案から７年ほど統合が遅れてしまい、その間は小規模状態が続いてしまいますが、もし統合地域協議会の中で合意が得られれば、検討してまいります。

（３）その他ご意見です。綾瀬小学校の校舎はとても魅力的なので、花畑地域にできる統合校も、ぜひ子どもたちに喜ばれるような施設にしてほしいというご意見がございました。

項番２「今後の方針」でございますが、関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧にご説明をしながら、統合地域協議会の設置と実施計画の成案化を目指してまいります。

最後になります。資料７６ページ、「中川地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）策定について」です。

項番２「計画（案）概要」になります。（１）統合対象校は長門小学校と大谷田小学校になります。

資料７７ページ（２）、統合後の学校配置等です。大谷田小学校を改築して統合校の新校舎とし、改築期間中は、長門小学校を仮校舎として活用する予定です。

（３）主なスケジュールです。８月以降、素案（第２版）を議会に報告させていただいた後、関係者説明をさせていただき、遅くとも令和１０年頃には統合地域協議会を設置していきたいと考えております。

その後、令和１４年４月に学校を統合、令和１８年４月に新校舎を開校する予定です。

項番３「計画（案）第１版の関係者説明結果」です。資料７８ページ（２）の主な質疑要旨をご覧ください。統合はもう決まってしまったのか、統合により通学距離が延びてしまうのではないかといったご意見があった一方、跡地には子どもが運動できる、また避難場所としても使える等の活用を考えてほしい、といったご意見もございました。跡地利用については、地域の皆さまのご意見を伺いながら丁寧に進めてまいります。

（３）その他のご意見でございますが、地域の子どもが減ってきているという現状は理解しており、統合はやむを得ないというご意見も頂いております。

資料７９ページ、項番４「今後の方針」ですが、他の地域と同様に、関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧にご説明をしながら、統合地域協議会の設置と実施計画の成案化を目指してまいります。

私からは以上です。

○教育長　次に、（９）について、樋口子ども政策課長お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長　資料８０ページ、「『第３期足立区子ども・子育て支援事業計画』の令和７年度実績及び評価結果について」です。

当計画については施策群が２つあり、その下に４つずつ施策がぶら下がっております。今回、合計８つの施策について、評価をしたところです。

資料８１ページの施策１－３「子どもの状況に応じた支援の充実」、資料８２ページの施策２－１「妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実」等については、５段階中５という評価となりました。

一方で、施策２－２「多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実」については、今年度、待機児童が発生しましたので、５段階中３という評価となりました。

資料８３ページ、項番３でございます。外部委員として足立区地域保健福祉推進協議会へ審議、調査を求めたところ、特段の異議はなく、原案のとおり承認されている状況でございます。

私からは以上です。

○教育長　次に（１０）について、齊藤保育・入園課長お願いします。

保育・入園課長。

○保育・入園課長　資料８４ページ、「区立保育園における一時保育の優先予約の実施について」です。

一時保育とは、就学前施設に通っていないお子さんの保護者の方が、一時的にお子さんを保育園へお預けする制度になります。現在は、利用希望月の１か月前の１日から受付という形を取っておりますが、項番２のとおり、出産または入院を理由に一時保育を利用する場合には３か月前の１日から優先予約をできるよう、運用を変更してまいります。

施行年月日は令和８年９月１日とし、令和８年１２月１日の利用分以降の予約を対象といたします。

項番４「今後の方針」です。まず区立保育園から開始し、私立保育園等にもこの取組を周知するとともに、同様の優先予約制度の導入を呼びかけてまいります。

私からは以上です。

○教育長　次に（１１）について、茂木地域のちから推進部長、お願いします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　資料８５ページ、「ギャラクシティ改修工事の実施設計及び休館中の対応について」です。

項番１「実施設計」（１）工事期間ですが、令和９年４月から３年間になります。（２）休館期間ですが、工事期間を挟みまして、令和９年３月から令和１２年４月までの予定です。（３）主な工事内容ですが、こちらはア、イ、ウに記載のとおり、３点ほどの改修を予定しております。（４）工事費は１３０億円を予定しております。

項番２「改修工事のスケジュール（予定）」ですが、こちらは記載のとおりでございます。

資料８６ページ、項番３「休館中の対応について」です。（１）「ギャラクシティ事業の継続と事業見直し」ア「アウトリーチによる体験機会の提供」として、休館中も移動式プラネタリウムによる観望会等、引き続き子どもたちに体験機会を提供してまいります。また、イ「既存事業の見直し」として、休館中に運営面の見直しを行う予定です。

続きまして、（２）「子育てサロン西新井の対応」です。ア「一時預かり事業」については、ギャラクシティ休館中は休止とします。イ「出張子育てサロン」については、出張サービスとして継続いたします。実施場所はこども支援センターげんきの１階を予定しております。

資料８７ページ、（３）「図書受渡窓口」です。こちらの窓口はギャラクシティの１階に設けているのですが、臨時の図書受渡窓口を、こども支援センターげんき１階のロビーに設置したいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○教育長　次に、（１２）について、天野スポーツ振興課長お願いします。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長　資料８８ページ、「足立区学校開放事業審議会の実施結果（第３回から第５回まで）及び答申について」です。

学校開放事業審議会につきましては、令和７年７月から全５回を開催し、令和８年７月１７日に最終回となる第５回を開催いたしました。これまでの主な審議事項や第５回審議会での答申案に対する主な

意見につきましては資料８８ページの項番１から資料８９ページの項番２までに記載のとおりです。

項番３「答申について」です。令和８年８月７日付で答申の提出を受けました。資料９０ページ、項番４が主な「答申のポイント」です。大きな柱が４つと、それぞれに紐づいた内容を記載しております。

項番５、「今後の方針」です。こちらの答申を受け、具体的な施策の実現性や実施スケジュールについて精査を行い、令和８年９月を目途に取組の方向性についてご報告をさせていただきます。

以上になります。

○教育長　次に（１３）について、福本中央図書館長お願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長　資料９３ページ、「梅田図書館及び梅田地域学習センターの指定管理期間の延長に係る検討について」です。

梅田図書館の指定管理期間は令和８年度まで、また梅田地域学習センターの指定管理期間は令和９年度までとなっており、こちらの指定管理期間を延長したいと考えております。

項番１、検討内容になります。梅田図書館ですが、移転を予定している梅田八丁目複合施設の整備方針の決定が令和９年頃の見込みであり、現時点では、整備スケジュールを踏まえた指定管理期間を設定できないため、指定管理期間を２年間延長したいと考えております。

梅田地域学習センターにつきましても、梅田図書館と一体的に管理を行っていることから、次回の公募時期を図書館と合わせるため、指定管理期間を１年間延長したいと考えております。

資料９４ページ項番２「公募によらず延長する理由について」です。指定管理期間が１年間、または２年間と短いため、初期投資や人材確保が必要となる新規事業者の参入が困難なことから、現指定管理者を候補者としたいと考えております。

現指定管理者につきましては、項番３に記載のとおりです。

４「スケジュール」、５「今後の方針」ですけれども、令和８年１０月に選定審査会を実施し、審査会の承認が得られましたら、１２月に議会に議案を提出したいと考えております。

以上となります。

○教育長　ただいま、各所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員　よろしくお願いいたします。まずは、資料２４ページ、「令和７年度情報モラルに関する調査結果報告について」です。先ほどの報告にて、今後の方針として次期学習指導要領の改訂を踏まえ、情報モラルを含む情報活用能力全般の実態を把握できるよう、調査項目の見直しに取り組む、とありましたが、国語や数学のみならず、総合や技術家庭でも、情報活用能力を中核的な能力として位置付けていますので、この調査は非常に重要なものになると思われます。担当課として何か見通しがあれば教えてください。

○教育長　学校ＩＣＴ推進課長。

○学校ＩＣＴ推進課長　現在、国から情報活用能力に関する方針が徐々に示されております。区としても、この方針を取り入れながら、情報技術の「適切な活用」「特性の理解」「取扱い」といった３つの体系を設定し、これに基づいた調査を実施していきたいと考えております。

○久保田委員　現在も情報モラルは３つの体系を設けており、それぞれの体系に対して発達段階に応じた５つのステップを設定しているはずです。確か、低学年、中学年、高学年、中学生、高校生の５ステップだったかと思います。それをさらに発展させようとしているのが次期学習指導要領ですので、それに合わせて調査内容も改善していく必要があるのではないでしょうか。

また、国は情報活用能力の指導イメージを出しておりますので、どれだけ知っているかという単純調

査だけではなく、どんな指導をしているかという学習指導状況に踏み込んだ調査も必要になってくるのかなと思っております。

実際の実施はもうちょっと先ですので、それまでよく検討していただけるとありがたいです。

○教育長　学校ＩＣＴ推進課長。

○学校ＩＣＴ推進課長　今、委員からご指摘いただいた点も含めて、今後検討してまいりたいと思います。

○久保田委員　よろしくお願いいたします。

２点目は資料２７ページ、「令和８年度『足立区学力定着に関する総合調査』の調査結果（学力部分）について」です。

全体通過率のグラフと通過率及び正答率の表を見比べると、少しイメージが異なるというのが私の感想です。

例えば中学校の全体通過率のグラフを見ると、数学の数値は年々低下傾向にあります。一方、中学校の通過率及び正答率の表を見ると、数学の正答率は全学年で全国平均を上回っています。つまり、どちらのデータを見るかによって評価が変わってしまうのかなと考えております。

足立区ではずっと通過率を使用してきましたし、もちろん通過率は大切なのですが、一方で正答率を使用し、全国平均と比べ自分の区がどの位置にあるのかを分析する必要もあるかと思います。一面的な分析ではなく、幾つかの分析項目を設定し、その中からどこを焦点化するべきなのかを検討していく時期に来ているのかと考えましたが、いかがでしょうか。

○教育長　学力定着推進課長。

○学力定着推進課長　久保田委員ご指摘のとおり、足立区ではこれまでずっと通過率を使用してきました。これは基礎的学力の定着度合いを測るため経年比較しているものですが、おかげさまで一定程度高い水準で推移するようになりましたので、次回ＣＢＴ化した際には、正答率を併記した表記の仕方も含め検討してまいります。

○久保田委員　ありがとうございます。ＣＢＴ化されると、正答率の全国平均以外のいろいろな数値も出てくるかもしれませんので、その辺も踏まえながら、少し広い視点で見ていただければと思います。以上です。

○教育長　ほかはいかがでしょうか。

大井委員。

○大井委員　資料２５ページ、「令和７年度情報モラルに関する調査結果報告について」です。項番３「調査方法について」の、調査回答率が前年度よりも小学校は７ポイント、中学校では２．７ポイント、全体で５．６ポイント下がっており、この調査の信憑性が低くなってしまうことを危惧しています。

実施時期が悪いのか、それとも質問の項目数等々の実施方法がよくないのか、回答率が下がっている原因を突き止めていくとともに、この調査を実施する主旨をしっかり各学校の校長に伝えていく必要があると思います。

○教育長　学校ＩＣＴ推進課長。

○学校ＩＣＴ推進課長　ご指摘ありがとうございます。この結果につきましては、我々も課題と認識しております。

当初は、児童・生徒が安心して回答ができるように無記名調査といたしましたが、今後は記名回答にする選択肢も含めて検討してまいります。また、我々教育委員会から学校へ調査の目的や方法について、もう少し具体的に周知していきたいと考えております。改善に努めてまいります。

○大井委員　よろしくお願いします。

２点目は資料２７ページ、「令和８年度『足立区学力定着に関する総合調査』の調査結果（学力部分）について」です。久保田委員からも話がありましたが、中学校の全体通過率のグラフを見ると、数学の数値は年々低下傾向にあります。一方、中学校の通過率及び正答率の表を見ると、数学の正答率は全学年で全国平均を上回っていますので、この部分をどうやって表記していくかが、一つのポイントになってくるのではないかなと思っています。

また、現在、区の学力調査の結果には全国の正答

率が記載されていますが、その数値の信憑性を高めるため、小学６年生、中学３年生に限られますが、そこに全国学力調査の全国正答率も併記できると、さらに良いかと思いました。

最後に、来年からＣＢＴのテストになりますが、小学２年生から実施していただけることは、非常に大きな意味合いがあると思いますので、ありがとうございます。以上です。

○教育長　学力定着推進課長。

○学力定着推進課長　ご意見ありがとうございます。全国学力調査も来年度から全面的にＣＢＴ化されますので、区のＣＢＴの結果と、どういった形で擦り合わせて表記していくかを検討してまいります。

○大井委員　よろしくお願いします。

○教育長　よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。岩壁委員。

○岩壁委員　資料８２ページ、「『第３期足立区子ども・子育て支援事業計画』の令和７年度実績及び評価結果について」です。産前・産後家事支援事業の利用件数が低迷していることですが、資料を確認したところ、利用開始の１週間前に自分で事業者を探し、申込用紙を取りに行って申し込むという制度であり、事前にしっかり準備しないと使えないサービスになってしまっている印象を受けました。もう少し使いやすくなると利用率の向上にも繋がるかと思いますが、担当課としてお考えがあれば教えてください。

○教育長　子ども政策課長。

○子ども政策課長　産前産後事業の申込みについては、以前は介護保険事務所に申込書を取りに行ってもらっていたのですが、昨年度からホームページ上に申込用紙を掲載し、事前の用紙記入が可能となりました。ただ、どうしてもヘルパーの調整がありますので、今日明日の派遣というのはなかなか難しいところがあります。原則利用日７日前の申込としておりますが、緊急度の高さ等を勘案した個別対応ができるような形への改善を検討しております。

○教育長　子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　周知が不足していることもありますので、「子育て家庭訪問事業」や衛生部が行っている「スマイルママ面接」の際など、周知の機会を増やしてまいります。

○岩壁委員　スマイルママ面接はすごく良い機会だと思います。その時点で利用登録を済ませられる、ＬＩＮＥで予約できるといった仕組というのは、委託事業者との関係で難しいかもしれないですが、困って今サービスを使いたいという方にリーチできるように、改善していただけると嬉しいです。よろしくお願いします。

○教育長　よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。ないようでしたら、報告事項を終了いたします。

その他、何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第８回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時４８分閉会

令　和　８　年　第　８　回
足　立　区　教　育　委　員　会　定　例　会

日　　時　　令和８年８月７日　金曜日　午後３時００分開議
会　　場　　教育委員会室

１　議 事 日 程

			頁
日程第１	第６０号議案	令和９年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について……	３
日程第２	第６１号議案	令和９年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について	７
日程第３	第６２号議案	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会委員の委嘱及び任命並びに解任について……	別冊
日程第４		教育長報告	

２　請 願

７受理番号１　足立区における小学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置及びスモールステップルーム設置を求める請願

３　報 告 事 項

（１）東京都による校務システム共同調達の参画方針について
《神家満　学校 ICT 推進課長》　２１
（２）令和７年度情報モラルに関する調査結果報告について
《神家満　学校 ICT 推進課長》　２４
（３）令和８年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について
《蜂谷　学力定着推進課長》　２７
（４）「足立区学力定着に関する総合調査」のＣＢＴ化について
《蜂谷　学力定着推進課長》　３２
（５）足立区いじめ防止基本方針改定（案）について
《大平　教育指導課長》　３４
（６）竹の塚中学校と渕江中学校の第１回統合地域協議会の結果等について
《武内　学校適正配置担当課長》　７３
（７）花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）の関係者説明の結果について
《武内　学校適正配置担当課長》　７５
（８）中川地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）策定について
《武内　学校適正配置担当課長》　７６
（９）「第３期足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和７年度実績及び評価結果について
《樋口　子ども政策課長》　８０
（10）区立保育園における一時保育の優先予約の実施について
《齊藤　保育・入園課長》　８４
（11）ギャラクシティ改修工事の実施設計及び休館中の対応について
《江連　地域文化課長》　８５
（12）足立区学校開放事業審議会の実施結果（第３回から第５回まで）及び答申について
《天野　スポーツ振興課長》　８８
（13）梅田図書館及び梅田地域学習センターの指定管理期間の延長に係る検討について
《福本　中央図書館長》　９３

４　情 報 連 絡 事 項

（１）教育委員会に対する意見聴取に係る回答について　［教育政策課］　９５
（２）令和８年度第１回足立区不登校支援連絡会の実施結果について　［不登校施策推進担当課］　９６
（３）「第2回 子どもの登校のことで悩む保護者のための講演会・交流会」の開催について　［教育政策課］　９８
（４）登下校等通知メール配信サービスの利用率について　［学務課］　100
（５）事業実施報告・実施予定　［青少年課］　102
（６）「小学校第１学年の生活・学習習慣に関するアンケート」実施結果について［子ども施設指導・支援課］　103
（７）令和９年４月入所　保育施設入園申請の受付について　［保育・入園課］　105
（８）令和９年４月入室　学童保育室入室申請の受付について　［学童保育課］　107
（９）児童虐待防止推進キャンペーンの実施について　［こども家庭相談課］　108
（10）中央図書館のリニューアルに向けた第２回区民ワークショップの開催結果について　［中央図書館］　110
（11）事業実施報告・実施予定　［生涯学習振興公社］　112

第６０号議案

令和９年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和８年８月７日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

令和９年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和３８年法律第１８２号）第１３条及び同施行令第１４条の規定に基づき、令和９年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書を採択する。

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、令和９年度に使用する小学校使用教科用図書及び中学校使用教科用図書を採択する必要があるため、この案を提出いたします。

足立区立小学校　令和９年度　使用教科用図書予定一覧

教　　科	種　　目	図　　書　　名	発　　行　　者
国　語	国　語	国語	光村図書出版株式会社
	書　写	書写	光村図書出版株式会社
社　会	社　会	小学社会	日本文教出版株式会社
	地　図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	株式会社帝国書院
算　数	算　数	新編　新しい算数	東京書籍株式会社
理　科	理　科	新編　新しい理科	東京書籍株式会社
生　活	生　活	せいかつ	教育出版株式会社
音　楽	音　楽	小学生の音楽	株式会社教育芸術社
図画工作	図画工作	図画工作	日本文教出版株式会社
家　庭	家　庭	新編　新しい家庭	東京書籍株式会社
体　育	保　健	新編　新しい保健	東京書籍株式会社
外国語	英　語	Here We Go!	光村図書出版株式会社
特別の教科 道　徳	道　徳	新編　新しい道徳	東京書籍株式会社

足立区立中学校　令和９年度 使用教科用図書予定一覧

教科	種目	図書名	発行者
国語	国語	国語	光村図書出版株式会社
	書写	中学書写	光村図書出版株式会社
社会	地理的分野	社会科　中学生の地理 世界の姿と日本の国土	株式会社帝国書院
	地図	中学校社会科地図	株式会社帝国書院
	歴史的分野	新編　新しい社会　歴史	東京書籍株式会社
	公民的分野	中学社会　公民的分野	日本文教出版株式会社
数学	数学	新編　新しい数学 ～MATH CONNECT 数学のつながり～	東京書籍株式会社
理科	理科	新編　新しい科学	東京書籍株式会社
音楽	一般	中学生の音楽	株式会社教育芸術社
	器楽合奏	中学生の器楽	株式会社教育芸術社
美術	美術	美術	光村図書出版株式会社
保健体育	保健体育	新・中学保健体育	株式会社Ｇａｋｋｅｎ
技術・家庭	技術分野	新編　新しい技術・家庭 技術分野 未来を創るTechnology	東京書籍株式会社
	家庭分野	新編　新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	東京書籍株式会社
外国語	英語	Here We Go! ENGLISH COURSE	光村図書出版株式会社
特別の教科 道徳	道徳	新版　中学生の道徳 明日への扉	株式会社Ｇａｋｋｅｎ

第６０号議案説明資料

令和８年８月７日

件　　名	**令和９年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	**１　提案理由** 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令に基づき、令和９年度に使用する小学校使用教科用図書及び中学校使用教科用図書を令和８年８月３１日までに採択する必要があるため。 **２　採択内容** （１）採択教科 全教科・全種目 （２）採択する教科書 ア　小学校 小学校使用教科用図書については、来年度が令和５年度に採択した教科書を使用する４年目にあたるため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条及び足立区立小学校使用教科用図書採択要綱第１５条の規定に基づき、教科用図書審議会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会は設置せず、引き続き同一の教科用図書を採択する。 イ　中学校 中学校使用教科用図書については、来年度が令和６年度に採択した教科書を使用する３年目にあたるため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条及び足立区立中学校使用教科用図書採択要綱第１５条の規定に基づき、教科用図書審議会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会は設置せず、引き続き同一の教科用図書を採択する。 **３　今後の方針** 本議案が可決されたならば、採択結果を令和８年８月３１日（月曜日）までに東京都教育委員会へ報告する。

第６１号議案

令和９年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和８年８月７日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

令和９年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和３８年法律第１８２号）第１３条及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）附則第９条の規定に基づき、次頁から９頁までに記載の図書について、令和９年度足立区立小学校特別支援学級及び足立区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書として採択する。

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び学校教育法附則第９条の規定に基づき、令和９年度の足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書を採択する必要があるので、この案を提出いたします。

令和9年度 足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

（国語）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	こくご☆☆☆	東京書籍
2	中	国語☆☆☆☆	東京書籍
3	中	国語☆☆☆☆☆	東京書籍
4	中	ゆっくり学ぶ子のための　国語4	同成社
5	中	ひとりだちするための国語	日本教育研究出版
6	中	改訂新版くらしに役立つ国語	東洋館出版社
7	中	中学書写硬筆練習帳	教育出版
8	中	極める！ペン字・筆文字練習帳	コスミック出版

（社会）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	社会☆☆☆☆	東京書籍
2	中	社会☆☆☆☆☆	東京書籍
3	中	改訂新版くらしに役立つ社会	東洋館出版社
4	中	楽しく学んで力がつく！こども世界地図	永岡書店

（算数・数学）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	さんすう☆☆☆	教育出版
2	中	数学☆☆☆☆	教育出版
3	中	数学☆☆☆☆☆	教育出版
4	中	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研究出版
5	中	改訂新版くらしに役立つ数学	東洋館出版社

（理科）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	理科☆☆☆☆	東京書籍
2	中	理科☆☆☆☆☆	東京書籍
3	中	改訂新版くらしに役立つ理科	東洋館出版社

（生活）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	せいかつ☆☆☆	東京書籍

（知的障害特別支援学校小学部の教科である生活※）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	選定本なし	

※小学校特別支援学級において知的障害及び知的障害を併せ有する児童を教育する場合は、知的障害特別支援学校小学部の教科である生活を選定することができる。この場合、小学校の社会・理科・生活・家庭の各教科の検定済教科書は選定できない。

（音楽）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	音楽☆☆☆☆	東京書籍
2	中	音楽☆☆☆☆☆	東京書籍
3	中	MY SONG7訂版	教育芸術社

（図画工作）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	選定本なし	

（美術）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	選定本なし	

（保健・保健体育）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	改訂新版図解中学体育東京版	あかつき教育図書
2	中	改訂新版くらしに役立つ保健体育	東洋館出版社
3	中	ステップアップ中学体育	大修館書店

（技術・家庭）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	職業・家庭☆☆☆☆	東京書籍
2	中	職業・家庭☆☆☆☆☆	東京書籍
3	中	改訂新版くらしに役立つ家庭	東洋館出版社
4	中	夢を育む技術、職業－未来に向かって	開隆堂出版
5	中	共に生きる家庭科－自立を目指して	開隆堂出版
6	中	「働く」の教科書 15人の先輩とやりたい仕事を見つけよう！	中央法規

（英語）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	小学校第6学年（採択教科書）	－
2	中	CDつき小学生の英語レッスン　絵でみて学ぼう英会話	成美堂出版
3	中	学ぼう！英語　単語・発音・アルファベット	数研出版
4	中	CDつき絵で学ぶ小学生の英語レッスンABCから英会話まで	成美堂出版
5	中	CDつき楽しく歌える英語のうた	成美堂出版
6	中	Let's Go Level 1 Student Book 5th Edition	Oxford University Press Japan

（道徳）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	道徳　私たちの未来　未来の私たち	開隆堂出版

第６１号議案説明資料

令和８年８月７日

件　　名	**令和９年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	**１　提案理由** 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び学校教育法附則第９条の規定に基づき、特別支援学級においては、個々の児童・生徒にあった図書を、令和８年８月３１日までに採択する必要があるため。 **２　採択する教科書** 特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達状況にあった図書を、次の中から選定し教科書として採択する。 （１）「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和９年度使用）」（Ｐ１１～１８参照）に記載の知的障害者用教科書 （２）その他絶版の恐れがない令和９年度に供給が見込まれる一般図書（Ｐ１９～２０参照） **３　図書選定の状況** 足立区立小学校使用教科用図書採択要綱及び足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、学校教育法附則第９条図書委員会（※）を設置し、選定図書の審査を行った。 ６月１５日（月）　特別支援学級設置校へ図書選定依頼 ７月２８日（火）　図書委員会開催 ※　教育指導課長、こども支援センターげんき担当指導主事、特別支援学級設置小学校長３人、特別支援学級設置中学校長２人で構成される。 **４　審査結果** ７月３０日（木）「令和９年度 足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧」（Ｐ８～９参照）を教育長に提出 **５　今後の方針** 本議案が可決されたならば、採択された教科用図書の名称・必要数等について、学務課から都に報告する（９月予定）。

特別支援学校用
（小・中学部）

教　科　書　目　録

（令和９年度使用）

令和８年４月

文部科学省

はしがき

1　この教科書目録は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第６条第１項の規定により、指定教科書発行者の届出に基づき文部科学省において作成したものです。

2　義務教育諸学校において使用する教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第１３条第６項等の規定により、すべて教科書目録に登載された教科書のうちから採択しなければなりません（学校教育法附則第９条の規定による教科用図書を除く。）。

なお、特別支援学校小・中学部学習指導要領に規定するところにより、特に必要があって、各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって替える場合においては、当該児童・生徒が属する学年よりも下の学年用の教科書を採択することもできます。

3　目録中、予定定価欄に記載された金額は、書目の届出時において設定された予定額であり、実際に使用される際の定価は、文部科学大臣により認可されます。このため、予定定価と実際に使用される際の定価が異なることがあります。

4　この目録に登載された特別支援学校用教科書の種目別の種類数・点数は、別表のとおりです。

（別　表）

区分	小学部 種目	種類数	点数	中学部 種目	種類数	点数
視覚障害者用		種	点		種	点
	[点字版]			[点字版]		
	国語	1	23	国語	1	18
	社会	1	24	社会(地理的分野)	1	12
	算数	1	56	社会(歴史的分野)	1	10
	理科	1	24	社会(公民的分野)	1	12
	英語	1	8	数学	1	31
	道徳	1	12	理科	1	31
				英語	1	20
				道徳	1	6
小計		6種	147点		8種	140点
		（4者）			（5者）	
聴覚障害者用		種	点		種	点
	言語指導	1	6	言語	1	1
小計		種 1	点 6		種 1	点 1
		（1者）			（1者）	
知的障害者用		種	点		種	点
	国語	1	3	国語	1	2
	算数	1	4	社会	1	2
	生活	1	3	数学	1	2
	音楽	1	3	理科	1	2
				音楽	1	2
				職業・家庭	1	2
小計		種 4	点 13		種 6	点 12
		（2者）			（2者）	
合計		種 11	点 166		種 15	点 153
		（6者）			（7者）	

目　次

小学部視覚障害者用

[点字版]　ページ
- 国語 …… 1
- 社会 …… 3
- 算数 …… 5
- 理科 …… 9
- 外国語（英語） …… 11
- 道徳 …… 12

中学部視覚障害者用

[点字版]
- 国語 …… 13
- 社会（地理的分野） …… 14
- 社会（歴史的分野） …… 15
- 社会（公民的分野） …… 16
- 数学 …… 17
- 理科 …… 19
- 外国語（英語） …… 21
- 道徳 …… 22

小学部聴覚障害者用
- 言語指導 …… 23

中学部聴覚障害者用

ページ
- 言語 …… 23

小学部知的障害者用
- 国語 …… 24
- 算数 …… 24
- 生活 …… 24
- 音楽 …… 25

中学部知的障害者用
- 国語 …… 25
- 社会 …… 25
- 数学 …… 25
- 理科 …… 26
- 音楽 …… 26
- 職業・家庭 …… 26

発行者一覧 …… 27

特別支援学校小学部視覚障害者用［点字版］

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	1	国語 A-161	こくご 点字導入編	B5 128	14,196	令5	文部科学省
		国語 A-162	こくご 1−1	B5 106	11,757	令5	
		国語 A-163	こくご 1−2	B5 142	15,748	令5	
	2	国語 A-261	こくご 2−1	B5 110	12,200	令5	
		国語 A-262	こくご 2−2	B5 140	15,527	令5	
		国語 A-263	こくご 2−3	B5 146	16,192	令5	
		国語 A-264	こくご 2−4	B5 126	13,974	令5	
	3	国語 A-361	国語 3−1	B5 144	15,971	令5	
		国語 A-362	国語 3−2	B5 218	24,178	令5	
		国語 A-363	国語 3−3	B5 122	13,531	令5	
		国語 A-364	国語 3−4	B5 192	21,294	令5	
	4	国語 A-461	国語 4−1	B5 146	16,192	令5	
		国語 A-462	国語 4−2	B5 180	19,963	令5	
		国語 A-463	国語 4−3	B5 154	17,079	令5	
		国語 A-464	国語 4−4	B5 184	20,407	令5	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	5	国語 A-561	国語 5−1	B5 152	16,858	令5	文部科学省
		国語 A-562	国語 5−2	B5 162	17,968	令5	
		国語 A-563	国語 5−3	B5 166	18,411	令5	
		国語 A-564	国語 5−4	B5 186	20,628	令5	
	6	国語 A-661	国語 6−1	B5 164	18,189	令5	
		国語 A-662	国語 6−2	B5 150	16,636	令5	
		国語 A-663	国語 6−3	B5 146	16,192	令5	
		国語 A-664	国語 6−4	B5 196	21,738	令5	

社会　社会

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	3	社会 A-361	社会 3−1	B5 216	33,037	令5	文部科学省
		社会 A-362	社会 3−2	B5 174	26,613	令5	
		社会 A-363	社会 3−3	B5 116	17,742	令5	
		社会 A-364	社会 3−4	B5 124	18,966	令5	
	4	社会 A-461	社会 4−1	B5 176	26,919	令5	
		社会 A-462	社会 4−2	B5 250	38,238	令5	
		社会 A-463	社会 4−3	B5 178	27,225	令5	
		社会 A-464	社会 4−4	B5 220	33,649	令5	
		社会 A-465	社会 4−5	B5 220	33,649	令5	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	5	社会 A-561	社会 5−1	B5 294	44,968	令5	文部科学省
		社会 A-562	社会 5−2	B5 200	30,590	令5	
		社会 A-563	社会 5−3	B5 164	25,084	令5	
		社会 A-564	社会 5−4	B5 234	35,791	令5	
		社会 A-565	社会 5−5	B5 260	39,768	令5	
		社会 A-566	社会 5−6	B5 166	25,390	令5	
		社会 A-567	社会 5−7	B5 214	32,730	令5	
	6	社会 A-661	社会 6−1	B5 174	26,613	令5	
		社会 A-662	社会 6−2	B5 194	29,673	令5	
		社会 A-663	社会 6−3	B5 194	29,673	令5	
		社会 A-664	社会 6−4	B5 218	33,343	令5	
		社会 A-665	社会 6−5	B5 224	34,260	令5	
		社会 A-666	社会 6−6	B5 190	29,061	令5	
		社会 A-667	社会 6−7	B5 188	28,755	令5	
		社会 A-668	社会 6−8	B5 254	38,850	令5	

算数　算数

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	1	算数 A-161	さんすう 触って学ぶ導入編	B5 180	27,731	令5	文部科学省
		算数 A-162	さんすう 1−1	B5 142	21,876	令5	
		算数 A-163	さんすう 1−2	B5 96	14,790	令5	
		算数 A-164	さんすう 1−3	B5 218	33,585	令5	
		算数 A-165	さんすう 1−4	B5 206	31,736	令5	
		算数 A-166	さんすう 1−5	B5 194	29,888	令5	
		算数 A-167	さんすう 1−6	B5 170	26,190	令5	
		算数 A-168	さんすう 1−7	B5 180	27,731	令5	
	2	算数 A-261	さんすう 2−1	B5 140	21,568	令5	
		算数 A-262	さんすう 2−2	B5 136	20,953	令5	
		算数 A-263	さんすう 2−3	B5 202	31,120	令5	
		算数 A-264	さんすう 2−4	B5 168	25,883	令5	
		算数 A-265	さんすう 2−5	B5 236	36,358	令5	
		算数 A-266	さんすう 2−6	B5 216	33,278	令5	
		算数 A-267	さんすう 2−7	B5 128	19,719	令5	
		算数 A-268	さんすう 2−8	B5 162	24,958	令5	
		算数 A-269	さんすう 珠算編1	B5 178	27,423	令5	
		算数 A-270	さんすう 珠算編2	B5 232	35,742	令5	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	3	算数 A-361	さんすう 3−1	B5 178	27,423	令5	文部科学省
		算数 A-362	さんすう 3−2	B5 210	32,353	令5	
		算数 A-363	さんすう 3−3	B5 134	20,644	令5	
		算数 A-364	さんすう 3−4	B5 184	28,348	令5	
		算数 A-365	さんすう 3−5	B5 128	19,719	令5	
		算数 A-366	さんすう 3−6	B5 168	25,883	令5	
		算数 A-367	さんすう 3−7	B5 218	33,585	令5	
		算数 A-368	さんすう 3−8	B5 152	23,418	令5	
		算数 A-369	さんすう 3−9	B5 142	21,875	令5	
	4	算数 A-461	算数 4−1	B5 192	29,580	令5	
		算数 A-462	算数 4−2	B5 232	35,742	令5	
		算数 A-463	算数 4−3	B5 154	23,725	令5	
		算数 A-464	算数 4−4	B5 286	44,061	令5	
		算数 A-465	算数 4−5	B5 182	28,039	令5	
		算数 A-466	算数 4−6	B5 140	21,568	令5	
		算数 A-467	算数 4−7	B5 276	42,521	令5	
		算数 A-468	算数 4−8	B5 240	36,974	令5	
		算数 A-469	算数 4−9	B5 204	31,428	令5	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	5	算数 A-561	算数 5−1	B5 84	12,941	令5	文部科学省
		算数 A-562	算数 5−2	B5 166	25,575	令5	
		算数 A-563	算数 5−3	B5 112	17,255	令5	
		算数 A-564	算数 5−4	B5 166	25,575	令5	
		算数 A-565	算数 5−5	B5 266	40,980	令5	
		算数 A-566	算数 5−6	B5 182	28,039	令5	
		算数 A-567	算数 5−7	B5 122	18,795	令5	
		算数 A-568	算数 5−8	B5 146	22,493	令5	
		算数 A-569	算数 5−9	B5 286	44,061	令5	
		算数 A-570	算数 5−10	B5 256	39,440	令5	
		算数 A-571	算数 5−11	B5 252	38,822	令5	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	6	算数 A-661	算数 6−1	B5 188	28,963	令5	文部科学省
		算数 A-662	算数 6−2	B5 202	31,120	令5	
		算数 A-663	算数 6−3	B5 242	37,283	令5	
		算数 A-664	算数 6−4	B5 244	37,592	令5	
		算数 A-665	算数 6−5	B5 190	29,272	令5	
		算数 A-666	算数 6−6	B5 236	36,358	令5	
		算数 A-667	算数 6−7	B5 174	26,806	令5	
		算数 A-668	算数 6−8	B5 216	33,278	令5	
		算数 A-669	算数 6−9	B5 138	21,258	令5	

理科　理科

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	3	理科 A-361	理科 3−1	B5 122	19,012	令5	文部科学省
		理科 A-362	理科 3−2	B5 136	21,193	令5	
		理科 A-363	理科 3−3	B5 128	19,947	令5	
		理科 A-364	理科 3−4	B5 130	20,258	令5	
		理科 A-365	理科 3−5	B5 94	14,648	令5	
		理科 A-366	理科 3−6	B5 102	15,894	令5	
	4	理科 A-461	理科 4−1	B5 170	26,492	令5	
		理科 A-462	理科 4−2	B5 148	23,064	令5	
		理科 A-463	理科 4−3	B5 102	15,895	令5	
		理科 A-464	理科 4−4	B5 132	20,570	令5	
		理科 A-465	理科 4−5	B5 148	23,064	令5	
		理科 A-466	理科 4−6	B5 162	25,244	令5	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	5	理科 A-561	理科 5−1	B5 104	16,208	令5	文部科学省
		理科 A-562	理科 5−2	B5 138	21,505	令5	
		理科 A-563	理科 5−3	B5 118	18,388	令5	
		理科 A-564	理科 5−4	B5 104	16,208	令5	
		理科 A-565	理科 5−5	B5 130	20,258	令5	
		理科 A-566	理科 5−6	B5 154	23,997	令5	
	6	理科 A-661	理科 6−1	B5 114	17,766	令5	
		理科 A-662	理科 6−2	B5 158	24,622	令5	
		理科 A-663	理科 6−3	B5 110	17,141	令5	
		理科 A-664	理科 6−4	B5 158	24,622	令5	
		理科 A-665	理科 6−5	B5 152	23,686	令5	
		理科 A-666	理科 6−6	B5 124	19,322	令5	

外国語　英語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	5	英語 A-561	英語 5−1	B5 160	24,932	令5	文部科学省
		英語 A-562	英語 5−2	B5 156	24,310	令5	
		英語 A-563	英語 5−3	B5 108	16,830	令5	
		英語 A-564	英語 5−4	B5 122	19,012	令5	
	6	英語 A-661	英語 6−1	B5 168	26,180	令5	
		英語 A-662	英語 6−2	B5 150	23,375	令5	
		英語 A-663	英語 6−3	B5 98	15,272	令5	
		英語 A-664	英語 6−4	B5 126	19,635	令5	

特別の教科　道徳　道徳

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	1	道徳 A-161	どうとく 1−1	B5 122	14,576	令5	文部科学省
		道徳 A-162	どうとく 1−2	B5 128	15,293	令5	
	2	道徳 A-261	どうとく 2−1	B5 106	12,664	令5	
		道徳 A-262	どうとく 2−2	B5 100	11,948	令5	
	3	道徳 A-361	どうとく 3−1	B5 136	16,249	令5	
		道徳 A-362	どうとく 3−2	B5 134	16,009	令5	
	4	道徳 A-461	道徳 4−1	B5 136	16,249	令5	
		道徳 A-462	道徳 4−2	B5 128	15,292	令5	
	5	道徳 A-561	道徳 5−1	B5 176	21,028	令5	
		道徳 A-562	道徳 5−2	B5 202	24,134	令5	
	6	道徳 A-661	道徳 6−1	B5 194	23,179	令5	
		道徳 A-662	道徳 6−2	B5 194	23,177	令5	

特別支援学校中学部視覚障害者用［点字版］

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価（円）	著作年	著作者
216 支援センター	1	国語 A-701	国語 1−1	B5 204	22,957	令6	文部科学省
		国語 A-702	国語 1−2	B5 230	25,884	令6	
		国語 A-703	国語 1−3	B5 232	26,109	令6	
		国語 A-704	国語 1−4	B5 140	15,755	令6	
		国語 A-705	国語 1−5	B5 156	17,555	令6	
		国語 A-706	国語 1−6	B5 234	26,334	令6	
	2	国語 A-801	国語 2−1	B5 202	22,733	令6	
		国語 A-802	国語 2−2	B5 238	26,784	令6	
		国語 A-803	国語 2−3	B5 254	28,584	令6	
		国語 A-804	国語 2−4	B5 136	15,305	令6	
		国語 A-805	国語 2−5	B5 162	18,231	令6	
		国語 A-806	国語 2−6	B5 260	29,259	令6	
	3	国語 A-901	国語 3−1	B5 252	28,359	令6	
		国語 A-902	国語 3−2	B5 198	22,282	令6	
		国語 A-903	国語 3−3	B5 228	25,658	令6	
		国語 A-904	国語 3−4	B5 230	25,884	令6	
		国語 A-905	国語 3−5	B5 150	16,880	令6	
		国語 A-906	国語 3−6	B5 186	20,932	令6	

社会　社会(地理的分野)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価（円）	著作年	著作者
216 支援センター	1・2	地理 A-701	社会 （地理） 1	B5 280	36,623	令6	文部科学省
		地理 A-702	社会 （地理） 2	B5 250	32,699	令6	
		地理 A-703	社会 （地理） 3	B5 190	24,851	令6	
		地理 A-704	社会 （地理） 4	B5 212	27,729	令6	
		地理 A-705	社会 （地理） 5	B5 304	39,763	令6	
		地理 A-706	社会 （地理） 6	B5 358	46,825	令6	
		地理 A-707	社会 （地理） 7	B5 264	34,530	令6	
		地理 A-708	社会 （地理） 8	B5 206	26,944	令6	
		地理 A-709	社会 （地理） 9	B5 288	37,670	令6	
		地理 A-710	社会 （地理） 10	B5 300	39,239	令6	
		地理 A-711	社会 （地理） 11	B5 282	36,885	令6	
		地理 A-712	社会 （地理） 12	B5 212	27,729	令6	

社会　社会(歴史的分野)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価（円）	著作年	著作者
196 ヘレン	1-3	歴史 A-701	社会 （歴史） 1	B5 350	36,551	令6	文部科学省
		歴史 A-702	社会 （歴史） 2	B5 288	30,076	令6	
		歴史 A-703	社会 （歴史） 3	B5 236	24,646	令6	
		歴史 A-704	社会 （歴史） 4	B5 278	29,032	令6	
		歴史 A-705	社会 （歴史） 5	B5 160	16,709	令6	
		歴史 A-706	社会 （歴史） 6	B5 278	29,032	令6	
		歴史 A-707	社会 （歴史） 7	B5 310	32,374	令6	
		歴史 A-708	社会 （歴史） 8	B5 240	25,064	令6	
		歴史 A-709	社会 （歴史） 9	B5 128	13,368	令6	
		歴史 A-710	社会 （歴史） 10	B5 230	24,020	令6	

社会　社会(公民的分野)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価（円）	著作年	著作者
217 日点	3	公民 A-901	社会 （公民） 1	B5 220	22,128	令6	文部科学省
		公民 A-902	社会 （公民） 2	B5 152	15,288	令6	
		公民 A-903	社会 （公民） 3	B5 224	22,530	令6	
		公民 A-904	社会 （公民） 4	B5 210	21,122	令6	
		公民 A-905	社会 （公民） 5	B5 178	17,904	令6	
		公民 A-906	社会 （公民） 6	B5 112	11,264	令6	
		公民 A-907	社会 （公民） 7	B5 208	20,920	令6	
		公民 A-908	社会 （公民） 8	B5 204	20,518	令6	
		公民 A-909	社会 （公民） 9	B5 204	20,518	令6	
		公民 A-910	社会 （公民） 10	B5 142	14,282	令6	
		公民 A-911	社会 （公民） 11	B5 246	24,743	令6	
		公民 A-912	社会 （公民） 12	B5 212	21,323	令6	

数学　数学

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	1	数学 A-701	数学 1−1	B5 168	19,395	令6	文部科学省
		数学 A-702	数学 1−2	B5 134	15,470	令6	
		数学 A-703	数学 1−3	B5 172	19,856	令6	
		数学 A-704	数学 1−4	B5 118	13,622	令6	
		数学 A-705	数学 1−5	B5 228	26,321	令6	
		数学 A-706	数学 1−6	B5 100	11,545	令6	
		数学 A-707	数学 1−7	B5 188	21,703	令6	
		数学 A-708	数学 1−8	B5 160	18,471	令6	
		数学 A-709	数学 1−9	B5 168	19,395	令6	
		数学 A-710	数学 1−10	B5 178	20,549	令6	
		数学 A-711	数学 1−11	B5 134	15,468	令6	

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	2	数学 A-801	数学 2−1	B5 180	20,779	令6	文部科学省
		数学 A-802	数学 2−2	B5 120	13,853	令6	
		数学 A-803	数学 2−3	B5 134	15,470	令6	
		数学 A-804	数学 2−4	B5 170	19,625	令6	
		数学 A-805	数学 2−5	B5 160	18,471	令6	
		数学 A-806	数学 2−6	B5 140	16,162	令6	
		数学 A-807	数学 2−7	B5 110	12,699	令6	
		数学 A-808	数学 2−8	B5 188	21,703	令6	
		数学 A-809	数学 2−9	B5 122	14,084	令6	
		数学 A-810	数学 2−10	B5 218	25,165	令6	
	3	数学 A-901	数学 3−1	B5 204	23,550	令6	
		数学 A-902	数学 3−2	B5 226	26,090	令6	
		数学 A-903	数学 3−3	B5 142	16,392	令6	
		数学 A-904	数学 3−4	B5 140	16,162	令6	
		数学 A-905	数学 3−5	B5 124	14,315	令6	
		数学 A-906	数学 3−6	B5 144	16,624	令6	
		数学 A-907	数学 3−7	B5 238	27,475	令6	
		数学 A-908	数学 3−8	B5 246	28,399	令6	
		数学 A-909	数学 3−9	B5 242	27,937	令6	
		数学 A-910	数学 3−10	B5 202	23,318	令6	

理科　理科

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	1	理科 A-701	理科 1−1	B5 162	19,993	令6	文部科学省
		理科 A-702	理科 1−2	B5 160	19,746	令6	
		理科 A-703	理科 1−3	B5 142	17,525	令6	
		理科 A-704	理科 1−4	B5 226	27,891	令6	
		理科 A-705	理科 1−5	B5 164	20,240	令6	
		理科 A-706	理科 1−6	B5 194	23,942	令6	
		理科 A-707	理科 1−7	B5 170	20,980	令6	
		理科 A-708	理科 1−8	B5 196	24,189	令6	
		理科 A-709	理科 1−9	B5 164	20,240	令6	
	2	理科 A-801	理科 2−1	B5 222	27,398	令6	
		理科 A-802	理科 2−2	B5 112	13,822	令6	
		理科 A-803	理科 2−3	B5 154	19,006	令6	
		理科 A-804	理科 2−4	B5 140	17,278	令6	
		理科 A-805	理科 2−5	B5 200	24,683	令6	
		理科 A-806	理科 2−6	B5 242	29,866	令6	
		理科 A-807	理科 2−7	B5 242	29,866	令6	
		理科 A-808	理科 2−8	B5 166	20,487	令6	
		理科 A-809	理科 2−9	B5 94	11,600	令6	
		理科 A-810	理科 2−10	B5 204	25,176	令6	
		理科 A-811	理科 2−11	B5 220	27,151	令6	

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	3	理科 A-901	理科 3−1	B5 184	22,708	令6	文部科学省
		理科 A-902	理科 3−2	B5 242	29,866	令6	
		理科 A-903	理科 3−3	B5 218	26,905	令6	
		理科 A-904	理科 3−4	B5 232	28,632	令6	
		理科 A-905	理科 3−5	B5 128	15,796	令6	
		理科 A-906	理科 3−6	B5 256	31,594	令6	
		理科 A-907	理科 3−7	B5 230	28,385	令6	
		理科 A-908	理科 3−8	B5 254	31,347	令6	
		理科 A-909	理科 3−9	B5 222	27,398	令6	
		理科 A-910	理科 3−10	B5 152	18,759	令6	
		理科 A-911	理科 3−11	B5 184	22,708	令6	

外国語　英語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	1	英語 A-701	英語 1−1	B5 196	23,073	令6	文部科学省
		英語 A-702	英語 1−2	B5 166	19,542	令6	
		英語 A-703	英語 1−3	B5 222	26,133	令6	
		英語 A-704	英語 1−4	B5 130	15,303	令6	
		英語 A-705	英語 1−5	B5 178	20,954	令6	
		英語 A-706	英語 資料編	B5 194	22,837	令6	
	2	英語 A-801	英語 2−1	B5 224	26,369	令6	
		英語 A-802	英語 2−2	B5 160	18,835	令6	
		英語 A-803	英語 2−3	B5 156	18,364	令6	
		英語 A-804	英語 2−4	B5 118	13,891	令6	
		英語 A-805	英語 2−5	B5 178	20,954	令6	
		英語 A-806	英語 2−6	B5 138	16,245	令6	
		英語 A-807	英語 2−7	B5 138	16,245	令6	
	3	英語 A-901	英語 3−1	B5 220	25,899	令6	
		英語 A-902	英語 3−2	B5 108	12,714	令6	
		英語 A-903	英語 3−3	B5 116	13,656	令6	
		英語 A-904	英語 3−4	B5 106	12,478	令6	
		英語 A-905	英語 3−5	B5 174	20,483	令6	
		英語 A-906	英語 3−6	B5 206	24,250	令6	
		英語 A-907	英語 3−7	B5 168	19,777	令6	

特別の教科　道徳　道徳

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	1	道徳 A-701	道徳 1−1	B5 224	22,543	令6	文部科学省
		道徳 A-702	道徳 1−2	B5 192	19,323	令6	
	2	道徳 A-801	道徳 2−1	B5 216	21,737	令6	
		道徳 A-802	道徳 2−2	B5 192	19,323	令6	
	3	道徳 A-901	道徳 3−1	B5 224	22,543	令6	
		道徳 A-902	道徳 3−2	B5 202	20,328	令6	

特別支援学校小学部聴覚障害者用

国語　言語指導

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1	国語 B-121	こくご ことばのべんきょう 一ねん	B5 180	10,013	平31	文部科学省
	2	国語 B-221	こくご ことばのべんきょう 二ねん	B5 172	9,545	平31	
	3	国語 B-321	こくご ことばのべんきょう 三ねん	B5 120	7,916	平31	
	4	国語 B-421	国語 ことばのれんしゅう 四年	B5 78	5,778	平31	
	5	国語 B-521	国語 ことばの練習 五年	B5 74	5,556	平31	
	6	国語 B-621	国語 ことばの練習 六年	B5 82	5,901	平31	

特別支援学校中学部聴覚障害者用

国語　言語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1-3	国語 B-721	国語 言語編	B5 168	9,876	令2	文部科学省

特別支援学校小学部知的障害者用

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-6	国語 C-121	こくご ☆	B5 88	940	平31	文部科学省
		国語 C-122	こくご ☆☆	B5 112	965	平31	
		国語 C-123	こくご ☆☆☆	B5 112	930	平31	

算数　算数

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1-6	算数 C-121	さんすう ☆	B5 88	3,084	平31	文部科学省
		算数 C-122	さんすう ☆☆(1)	B5 68	1,756	平31	
		算数 C-123	さんすう ☆☆(2)	B5 58	2,637	平31	
		算数 C-124	さんすう ☆☆☆	B5 106	2,233	平31	

生活　生活

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-6	生活 C-121	せいかつ ☆	B5 104	799	令5	文部科学省
		生活 C-122	せいかつ ☆☆	B5 104	798	令5	
		生活 C-123	せいかつ ☆☆☆	B5 132	975	令5	

音楽　音楽

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-6	音楽 C-121	おんがく ☆	B5 128	1,417	平31	文部科学省
		音楽 C-122	おんがく ☆☆	B5 124	1,312	平31	
		音楽 C-123	おんがく ☆☆☆	B5 124	1,260	平31	

特別支援学校中学部知的障害者用

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	国語 C-721	国語 ☆☆☆☆	B5 112	743	令2	文部科学省
		国語 C-722	国語 ☆☆☆☆☆	B5 120	811	令2	

社会　社会

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	社会 C-721	社会 ☆☆☆☆	AB 128	1,023	令6	文部科学省
		社会 C-722	社会 ☆☆☆☆☆	AB 144	1,087	令6	

数学　数学

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1-3	数学 C-721	数学 ☆☆☆☆	B5 152	1,817	令2	文部科学省
		数学 C-722	数学 ☆☆☆☆☆	B5 122	1,818	令2	

理科　理科

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	理科 C-721	理科 ☆☆☆☆	AB 144	1,107	令6	文部科学省
		理科 C-722	理科 ☆☆☆☆☆	AB 132	1,000	令6	

音楽　音楽

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	音楽 C-721	音楽 ☆☆☆☆	B5 160	1,122	令2	文部科学省
		音楽 C-722	音楽 ☆☆☆☆☆	B5 164	1,157	令2	

職業・家庭　職業・家庭

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	職家 C-721	職業・家庭 ☆☆☆☆	AB 80	670	令6	文部科学省
		職家 C-722	職業・家庭 ☆☆☆☆☆	AB 92	745	令6	

発行者一覧

発行者の番号・略称	発行者	郵便番号	住所	電話番号	発行教科書の種別
2 東書	東京書籍株式会社	114－8524	東京都北区堀船2の17の1	03(5390)7200(代)	特知 小中
17 教出	教育出版株式会社	135－0063	東京都江東区有明3の4の10 TFTビル西館	03(5579)6278(代)	特聴 小中 特知 小中
181 東点	社会福祉法人 東京点字出版所	181－0013	東京都三鷹市下連雀3の32の10	0422(48)2221	特視 小中
182 ライト	社会福祉法人 日本ライトハウス	538－0042	大阪府大阪市鶴見区今津中2の4の37	06(6961)5521	特視 小中
196 ヘレン	社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会	169－0072	東京都新宿区大久保3の14の4	03(3200)1310	特視 小中
216 支援センター	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	167－0034	東京都杉並区桃井4の4の3 スカイコート西荻窪2	03(5310)5051	特視 小中
217 口点	社会福祉法人 日本点字図書館	169－8586	東京都新宿区高田馬場1の23の4	03(3209)0241	特視 中

その他絶版の恐れがない令和９年度に供給が見込まれる一般図書　一覧

教科	小・中	一般図書名	発行者名
国語	中	ゆっくり学ぶ子のための　国語４	同成社
	中	ひとりだちするための国語	日本教育研究出版
	中	改訂新版くらしに役立つ国語	東洋館出版社
	中	中学書写硬筆練習帳	教育出版
	中	極める！ペン字・筆文字練習帳	コスミック出版
社会	中	改訂新版くらしに役立つ社会	東洋館出版社
	中	楽しく学んで力がつく！こども世界地図	永岡書店
算数・数学	中	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研究出版
	中	改訂新版くらしに役立つ数学	東洋館出版社
理科	中	改訂新版くらしに役立つ理科	東洋館出版社
音楽	中	MY SONG７訂版	教育芸術社
保健・保健体育	中	改訂新版図解中学体育東京版	あかつき教育図書
	中	改訂新版くらしに役立つ保健体育	東洋館出版社
	中	ステップアップ中学体育	大修館書店

技術・家庭	中	改訂新版くらしに役立つ家庭	東洋館出版社
	中	夢を育む技術、職業－未来に向かって	開隆堂出版
	中	共に生きる家庭科－自立を目指して	開隆堂出版
	中	「働く」の教科書 15 人の先輩とやりたい仕事を見つけよう！	中央法規
英語	中	ＣＤつき小学生の英語レッスン　絵でみて学ぼう英会話	成美堂出版
	中	学ぼう！英語　単語・発音・アルファベット	数研出版
	中	ＣＤつき絵で学ぶ小学生の英語レッスンＡＢＣから英会話まで	成美堂出版
	中	ＣＤつき楽しく歌える英語のうた	成美堂出版
	中	Let's Go Level 1 Student Book 5th Edition	Oxford University Press Japan
道徳	中	道徳　私たちの未来　未来の私たち	開隆堂出版

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**東京都による校務システム共同調達の参画方針について**
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進課

内　　容

標記の件について、東京都より共同調達への区市町村の参画判断までのスケジュールが示されたため、以下のとおり報告する。

１　共同調達の概要と足立区の参画方針

（１）対象のシステム等と足立区の参画方針

	項目	参画	概要	区の方針
1	クラウド型校務支援システム	原則必須	以下の一体的な管理システム ①成績処理や出欠管理 ②児童生徒情報の管理 ③教員の勤怠管理 ④ダッシュボード機能（※）等	令和１１年度に予定している学校ネットワーク基盤更改に合わせて共同調達に参画する方向で検討を進める。
2	セキュリティ関連ツール	任意	東京都が策定する、都内統一のより強固なセキュリティ対策基準に適合するセキュリティ関連ツールの調達	RFI の結果等を受けて共同調達参画の是非を判断する。
3	周辺ツール	任意	保護者連絡ツール等	現在導入している C4th Home&School が令和９年度末をもってサービス終了となる。学校と保護者の連絡手段を継続して確保するため、令和１０年度当初の新サービス導入に向け、RFI の結果を受けて共同調達参画の是非を判断する。

※　データの可視化・利活用を行うための機能。

（２）経緯

国が「都道府県域での共同調達」を前提にクラウド型校務支援システム等の環境整備に係る補助事業を行うことを受け、都が令和７年度に校務支援システム等の共同調達方針を示した。

（３）目的

校務支援システム等の共通化及びクラウド化により、教職員の働き方改革（異動に際する負担軽減等）、データ利活用、財政コスト削減などを実現すること。

２　共同調達参画判断までの今後のスケジュール（予定）

日程	内容
令和８年７月末	東京都による RFI（※）実施。
令和８年９月中旬	東京都より主に以下の RFI 結果が共有される。 ①　区が独自に調達する場合と、共同調達により調達する場合の積算費用の比較 ②　機能要件に対する各システムの実現可能性 ③　ヘルプデスク運営や操作研修実施などのサポート内容
令和８年１０月	共同調達への参画判断

※　システム事業者から機能や価格等の情報を収集し、実現可否やコストメリットを把握する調査。

３　共同調達全体スケジュール（令和８年３月教育委員会報告済み）

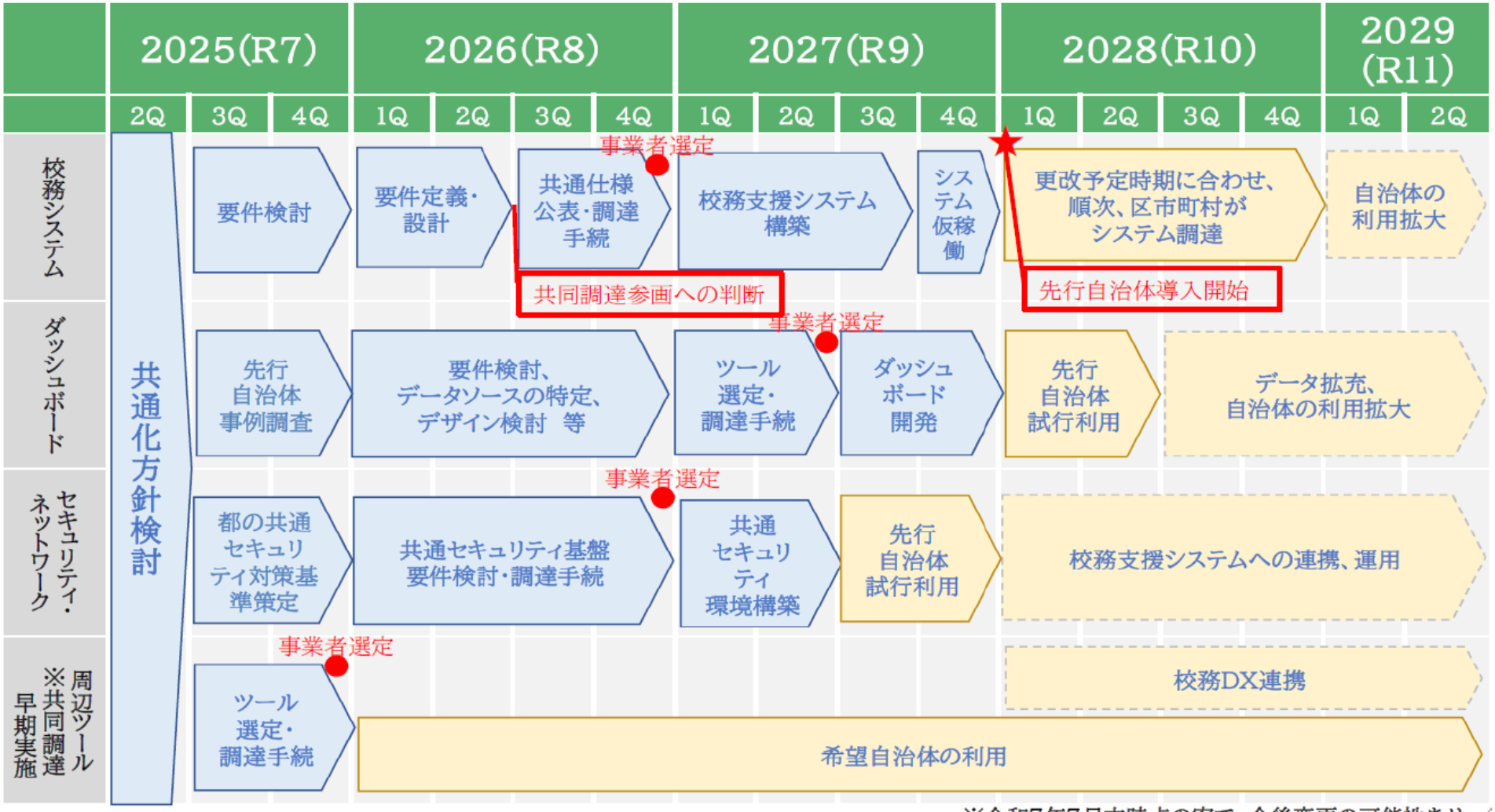
「Ｐ２３　共通化方針案（東京都提供資料）」を参照のこと。

４　今後の方針

関係各課と RFI 結果も含めた情報共有を図りながら、令和８年１０月に参画の是非を判断する。

共通化方針（案）

導入スケジュール（予定）



※令和7年7月末時点の案で、今後変更の可能性あり

※　当初「ダッシュボード」が対象システムとして独立していたが、校務支援システムの機能の一部として一体的に共同調達される方針に変更された。

　また、周辺ツール（保護者連絡ツール等）は令和８年度利用開始分のみ早期に共同調達が実施され、墨田区と目黒区が参画した。現在は校務支援システムと同様のスケジュールとなっている。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**令和７年度情報モラルに関する調査結果報告について**
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進課

内　　容

令和７年度児童・生徒に実施した情報モラルに関する調査の結果について報告する。

１　調査結果

	内容	R7 (前年比)	R7 内訳			
			1･2 年	3･4 年	5･6 年	中学生
（１）正しい Chromebook の使い方に関すること						
①	学校や家庭のルールを守っている	**95.8%** **(▲0.2)**	94.9%	95.2%	95.1%	97.5%
②	学習に関係ないことに Chromebook を使用しない	**93.3%** **(1.0)**	93.1%	92.7%	90.8%	96.0%
③	学習に関係ないウェブサイトに Chromebook でアクセスしない	**94.8%** **(0.9)**	93.5%	94.9%	93.6%	96.7%
④	パスワードは、他人に教えない	**98.3%** **(0)**	97.1%	98.4%	98.3%	99.0%
⑤	Chromebook は、他の人に貸してはいけない	**95.0%** **(▲0.7)**	96.4%	96.2%	92.9%	94.6%
⑥	失くしたり落として壊れたりしないように気を付けている	**97.2%** **(▲0.5)**	96.7%	97.0%	96.2%	98.5%
⑦	水に濡れたりしないよう、使う場所には気を付けている	**98.5%** **(▲0.2)**	97.7%	98.2%	98.5%	99.3%
（２）学校や家庭で使用する時に気を付けていること（健康面）						
①	Chromebook に近づきすぎないで、正しい姿勢（視線と画面が垂直）で使う	**89.9%** **(0.1)**	92.6%	89.8%	85.7%	91.0%
②	暗いところでは使用しない	**96.1%** **(▲0.3)**	96.1%	95.6%	94.5%	97.5%
③	Chromebook を３０分使用したら休むようにしている	**74.5%** **(▲1.5)**	87.3%	77.2%	65.4%	69.0%
④	就寝時刻３０分前は Chromebook を使用しないようにしている	**90.9%** **(▲0.7)**	92.3%	89.5%	87.4%	93.6%

	内容	R7	R7 内訳			
			1･2 年	3･4 年	5･6 年	中学生
（３）スマートフォンも含めたインターネットの使い方に関すること（知識の定着）						
①	知らない人からのメールを開いてはいけないことを知っていますか	**93.1%** **(0.1)**	84.9%	93.1%	95.9%	96.5%
②	SNS に人を傷つけたり困らせたりすることを書いてはいけないことを知っていますか	**96.3%** **(▲0.4)**	90.0%	96.8%	98.7%	99.3%
③	インターネットで知り合った人とは勝手に会うと危険な場面もあることを知っていますか	**94.8%** **(▲0.4)**	84.8%	95.2%	98.6%	99.4%
④	インターネットで公開されている情報は、勝手に使ってはいけない情報もあることを知っていますか	**92.9%** **(▲0.3)**	81.2%	93.3%	97.5%	98.4%
⑤	友だちの写真をインターネットに勝手に載せてはいけないことを知っていますか	**96.3%** **(▲0.3)**	89.7%	96.9%	98.8%	99.2%
⑥	バイトテロのようないたずら動画の軽はずみな投稿は、見た人が嫌な気持ちになるだけでなく、自分がトラブルに巻き込まれることを知っていますか	**93.1%** **(▲0.4)**	82.6%	92.9%	97.2%	98.4%
⑦	トラブルがあった時は、すぐに親や先生に相談していますか	**92.9%** **(▲0.8)**	92.0%	91.8%	92.5%	94.8%

※　90%を下回ったものは下線で表記

２　調査目的

インターネットやスマートフォン等の使用の際のルールやマナーの定着を把握するため

３　調査方法について

（１）対　　象：すべての児童・生徒

	回答数	回答率	前年比
小学校	24,665 名	86.0%	-7.0Pt
中学校	10,273 名	77.0%	-2.7Pt
合計	34,938 名	83.2%	-5.6Pt

（２）実施時期：令和８年２月１６日から３月１０日まで
（３）実施方法：Web 回答方式によるアンケート調査
（４）調査内容

	項目
1	正しい Chromebook の使い方に関すること【７項目】
2	学校や家庭で使用する時に気を付けていること（健康面）【４項目】
3	スマートフォンも含めたインターネットの使い方に関すること（知識の定着）【７項目】

4　課題及び今後の方針

	課題	方針
1	情報モラルに対する理解については、回答者の約 90%が良好な結果であったが、更なる向上及び定着に向けて継続的な周知啓発に取り組んでいく必要がある。	足立区ホームページ「あだち学校 ICT 情報ひろば」や昨年度から開始した情報モラル出前授業など、様々な場面を通じて、周知啓発に取り組んでいく。 ※　令和８年度は新たに「あだち広報（７月１０日号）」特集記事での周知啓発も行った。
2	次期学習指導要領では情報モラルなど情報の適切な取扱いの他に、タイピングなど機器の操作や、情報を表やグラフでまとめるといった情報活用能力の重要性が示唆されている。情報モラルに対する理解度や国の動きを踏まえて、今後はより多面的に実態を把握できるよう調査項目を見直していく必要がある。	今年度末に予定している調査では、情報モラルを含む情報活用能力全般に関する調査に改め、児童・生徒の実態を把握していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**令和８年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について**
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内　　容	令和８年４月１４日に実施した、令和８年度「足立区学力定着に関する総合調査」のうち、学習定着度調査の結果について、以下のとおり報告する。 学習意識調査については、集計・分析結果がまとまり次第、あらためて報告する。

１　結果概要

	小学校	中学校
全体通過率（※１）（Ｒ７との比較）	国語　89.0％（＋1.7ポイント） 算数　84.9％（－1.2ポイント）	国語　72.7％（＋3.0ポイント） 数学　63.3％（－1.1ポイント） 英語　66.5％（＋0.7ポイント）
正答率（※３）が全国値（※４）を上回った教科・学年	国語・算数 ２～６年生 （全教科・全学年）	国語　１・２年生 数学　１～３年生

※１　通過率：目標値（※２）以上の正答があった児童・生徒の割合
（目標値以上児童・生徒数÷受検者数×１００(％)）
※２　目標値：前年度の基礎的な内容が理解できていれば正解できると期待される値（目標正答率）
※３　正答率：出題数中何問正解したかの割合
（正答数÷出題数×１００（％））
※４　全国値：委託事業者が取り扱っている全自治体分の平均値

（１）小学校

全体通過率は、国語・算数ともに令和３年度から６年連続して８割を超えている。正答率を見ると、全学年全教科で全国値を上回っている。ただし通過率を学年別に見ると、算数は進級するにつれて低下しており、２年生と６年生を比較すると約17ポイントの差がみられた。算数は、学習の連続性・継続性が強く、つまずきが積み重なることが低下の一因と考える。

（２）中学校

全体通過率は、数学を除いて前年度を上回っており、特に国語は前年度比＋3.0 ポイントと大きく上昇した。なお、数学の通過率は、令和３年度と比較すると－5.3 ポイントで、年々低下傾向にある。小学校算数同様、学習の連続性・継続性によるつまずきの積み重ねが低下の一因と考える。

正答率を学年教科別に見ると、半数以上の学年・教科で全国値を上回った。 下回った学年・教科についても全国値との差は、－0.1 から－0.6 ポイントと僅差であった。

２　今後の取組

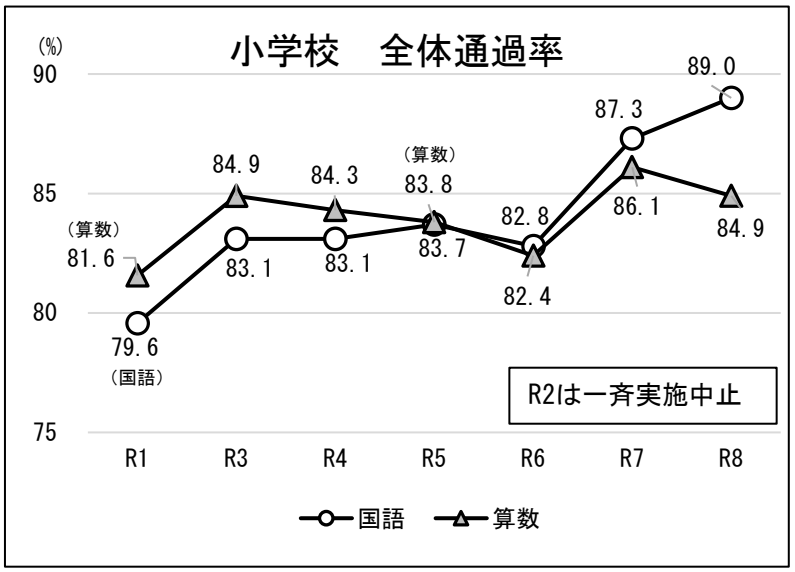
（１）各校が調査結果に基づく分析を行い、分析結果を踏まえた授業改善プランを作成し、意図的・計画的に授業改善を図る。

（２）調査結果について、区全体の傾向を踏まえた課題分析を行い、授業改善の取組や学校経営に課題のある学校には、重点的な助言・指導を行う。

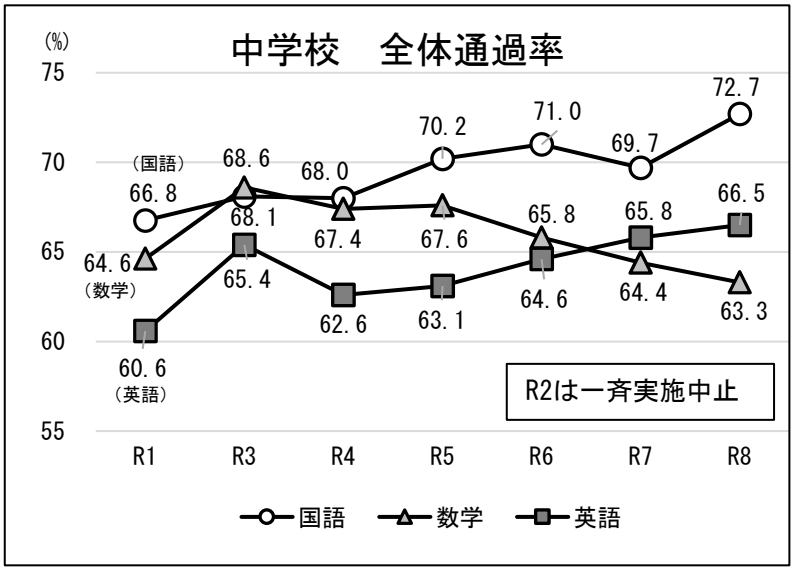
３　学習定着度調査結果

（１）小・中学校全体の通過率（単位：％）

ア　小学校



イ　中学校



（２）学年・教科別の目標値とこれを通過した割合である通過率及び正答率（単位：％）

表中の下線部の数値は、通過率はＲ８がＲ７を上回ったもの、正答率は全国値を上回ったものを表す。

ア　小学校

（ア）国語

	小２	小３	小４	小５	小６
目標値（Ｒ７）	72.5	72.2	60.5	50.0	53.5
通過率（Ｒ７）	87.2	87.5	88.1	86.3	87.3
目標値（Ｒ８）	68.0	69.8	55.5	50.0	46.1
通過率（Ｒ８）	**91.6**	**88.2**	88.0	**89.6**	**87.7**
正答率（Ｒ７）	85.7	86.2	80.7	71.0	74.6
正答率（Ｒ８） （全国値）	**88.7** (84.6)	**85.3** (82.0)	**76.4** (69.7)	**69.9** (65.5)	**65.8** (63.3)

（イ）算数

	小２	小３	小４	小５	小６
目標値（Ｒ７）	74.8	74.2	59.0	62.0	50.0
通過率（Ｒ７）	92.4	90.3	88.4	82.8	77.6
目標値（Ｒ８）	73.8	72.6	56.8	52.8	50.9
通過率（Ｒ８）	**93.5**	89.8	86.9	79.5	76.3
正答率（Ｒ７）	89.4	87.9	77.8	78.2	67.7
正答率（Ｒ８） （全国値）	**90.6** (84.7)	**88.2** (82.6)	**77.3** (70.2)	**69.2** (62.6)	**66.8** (62.6)

イ　中学校

（ア）国語

	中１	中２	中３
目標値（Ｒ７）	53.7	60.0	64.8
通過率（Ｒ７）	72.6	80.0	55.8
目標値（Ｒ８）	53.7	50.0	60.4
通過率（Ｒ８）	71.5	**83.8**	**62.7**
正答率（Ｒ７）	65.3	74.3	66.2
正答率（Ｒ８） （全国値）	**65.0** (62.8)	**66.9** (66.8)	63.4 (63.8)

（イ）数学

	中１	中２	中３
目標値（Ｒ７）	54.9	50.8	50.3
通過率（Ｒ７）	72.4	65.3	55.0
目標値（Ｒ８）	48.0	51.1	50.0
通過率（Ｒ８）	**75.1**	62.3	52.4
正答率（Ｒ７）	65.1	59.1	54.4
正答率（Ｒ８） （全国値）	**60.5** (56.3)	**58.6** (56.2)	**53.8** (53.2)

（ウ）英語

	中１	中２	中３
目標値（Ｒ７）	80.8	51.3	53.1
通過率（Ｒ７）	86.0	56.7	53.6
目標値（Ｒ８）	79.3	48.4	50.2
通過率（Ｒ８）	85.5	**57.8**	**56.1**
正答率（Ｒ７）	89.7	57.3	58.3
正答率（Ｒ８） （全国値）	89.0 (89.2)	54.7 (54.8)	56.4 (57.0)

４　周知時期・方法等

（１）調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取組等を「調査結果報告書」（冊子）にとりまとめ、１２月下旬に関係機関に配付する（ただし、学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、９月上旬を目途に区ホームページに掲載する）。

（２）報告書の「概要版」（リーフレット）を１２月下旬に保護者に配付する。

※　次項、実施概要あり。

≪参考≫

【実施概要】

１　実施日

令和８年４月１４日（火）

２　科目

（１）小学校（２～６年生）：学習定着度調査（国語、算数）
学習意識調査

（２）中学校（１～３年生）：学習定着度調査（国語、数学、英語）
学習意識調査

３　調査実施人数（単位：人）

（１）小学校

	２年	３年	４年	５年	６年	計
国語	4,066	4,229	4,199	4,458	4,577	21,529
算数	4,075	4,240	4,206	4,473	4,594	21,588
意識調査	4,101	4,255	4,238	4,504	4,619	21,717

（２）中学校

	１年	２年	３年	計
国語	3,993	3,964	3,934	11,891
数学	3,993	3,964	3,942	11,899
英語	3,993	3,967	3,943	11,903
意識調査	3,994	3,971	3,952	11,917

４　調査受託者

株式会社ベネッセコーポレーション

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**「足立区学力定着に関する総合調査」のＣＢＴ化について**
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内　　容	足立区学力定着に関する総合調査のＣＢＴ化**(※1)** について、導入にかかる主な懸念事項を確認した結果、適切に学力調査を実施することが確認できたため、令和９年度から全校でＣＢＴ方式を導入する。 **(※1) CBT（Computer Based Testing）＝タブレット端末で解答するテスト方式**

１　令和９年度からの区学力調査実施内容（ＣＢＴ方式）

（１）主な実施内容

項目／方式	ＣＢＴ方式
テスト媒体	タブレット端末
対象学年	小学校２年生～中学校３年生
解答方法	選択・タイピング・画面に手書き
出題形式	動画・並び替え・音声による出題を含む
調査結果	実施翌日から約１か月後

（２）ＣＢＴ化による主な効果・有用性

ア　選択式の問題については、結果分析が速やかに行えるため、計画的な補習や授業改善に早期に着手することが可能となる。

イ　動画や並び替え等の多様な出題形式を用いることで、ＰＢＴ**(※2)** では困難だった資質・能力の測定が可能となる。

(※2) PBT（Paper Based Testing）＝紙で出題・解答する従前のテスト方式

ウ　通常の学習においても、ＩＣＴを活用した授業改善が促進され、児童・生徒の情報活用能力の向上が期待できる。

エ　問題用紙や解答用紙の配付や回収、封入や発送において、人的なミスの防止と個人情報管理のリスクが軽減される。

（３）見込経費

委託料：約５６，０００，０００円（令和８～９年度債務負担行為）

※　令和８年度の経費（ＰＢＴ）とほぼ同額

２　ＣＢＴ化の主な懸念事項に対する確認内容・留意点

（１）小学校低学年の操作スキルで正確な学力定着の度合いを測れるのか

確認内容	留意点
小学校低学年の実証実験では、タイピングではなく、画面への手書きによる解答方法を用いることで結果として、ＰＢＴと同等に解答することができていた。	低学年の児童が、タブレット上で手書き入力を使用する機会を授業内で意識的に設け、手書き入力に慣れるようにしておく。

（２）Shift キーを用いる記号など、一定のタイピング力が求められる

確認内容	留意点
別の実証実験において、解答にShift キー操作を要する出題は行わず、記号の入力を省くことで、容易なキーボード操作で解答することができるようになった。	学年に応じたタイピング能力を身につけられるよう授業でＩＣＴの活用を図るとともに、発達段階に応じた出題をする旨を仕様書に明記する。

（３）端末の充電切れや不具合による影響はないか

確認内容	留意点
複数回の実証実験の結果、調査実施前の準備と確認を行うことで、充電等の不具合は生じなかった。	マニュアルに事前の動作・電源確認と予備機の用意を明記するとともに、説明会を開催し、準備を徹底する。

（４）テスト中に通信ネットワークの不具合による影響はないか

確認内容	留意点
通信が必要なのは、問題の配信と解答の提出時のみのため、テスト中にネットワークの不具合による影響を受けることはないことがわかった。	マニュアルに問題配信や解答提出方法等の確実な手順を明記するとともに、説明会を開催し、準備を徹底する。

（５）児童・生徒がタブレットでの調査に不安感があるのではないか

確認内容	留意点
アンケートでは約２割弱の児童・生徒が「不安がある」と回答したが、トラブルなく解答していた。なお、事業者が実施した検証結果では、ＰＢＴと正答率の差はほぼなかった。	事前に、サンプル問題に取り組むなどＣＢＴに慣れる環境を提供していく。また、通常の学習からＣＢＴを意識した情報活用能力の育成を図っていく。

（６）実施事業者が作成するテスト問題の質や精度が明確ではないか

確認内容	留意点
各事業者の問題作成の体制を確認したところ、ＰＢＴと同様に有識者を含めた十分な審議体制を確保していた。	仕様書において、作問にかかる審議体制について明記することで問題の質や精度を担保していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**足立区いじめ防止基本方針改定（案）について**
所管部課名	教育指導部教育指導課

内　　容

１　改定の背景

令和３年度に発生した中学生の自死案件を調査した区長の附属機関である「足立区いじめ等特別調査委員会」の答申を踏まえた区長から教育委員会への措置要求を受け、教育委員会では令和８年１月３０日付「教育委員会の措置について」（Ｐ３８～３９参照）にて、要求内容を履行するための方針を回答した。

当該方針の中で、項番２及び５については「足立区いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という）に再発防止の視点を加え、対応することとした。ついては、基本方針を以下のとおり改定する。

２　主な改定内容　※　提言事項の詳細はＰ４０～４６、基本方針の新旧対照表はＰ４７～７２、改定（案）は別添資料１を参照

	提言事項	改定する基本方針に追記した事項
1	提言第２ 「不適切指導の改善に向けた提言」を受け、以下の観点を追記し、各校に周知徹底する。 （１）不適切指導に対する考え方。 （２）「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。 （３）自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、いかなる応答がよいのかを考えること。 など	ア　「生徒指導提要（改訂版）」に示された、不適切指導に対する考え方を基に、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、いかなる応答が良いのかを考えること。 イ　教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。
2	提言第５ 「いじめの早期発見の体制整備に関する提言」を受け、以下の観点を追記し、各校に周知徹底する。 （１）「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」	ア　足立区いじめ防止基本方針の実効的な実践の為に「いじめポイントを明らかにしたチェックリスト」を追記し、マニュアルとしての役割を付与する。チェックリストを基に、各校全教職員が日常的に実践を確認する。

			の追記。 （２）チェックリストを基に、全教職員が日常的に実践を確認すること。 （３）各校いじめ防止対策委員会の役割に、「全教職員への周知、年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記。 （４）様々な機会で、各校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバー等を周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにすること。 など	イ　各校いじめ防止対策委員会の役割に「年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記し、様々な機会で児童生徒・保護者に委員会のメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した児童生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知する。 ウ　「いじめ一覧表」について、各教員が確実に記入すること、いじめ防止対策委員会において、いじめ一覧表を活用し、いじめの早期発見から早期解決につないでいくこと。
		３	提言第６ 「生徒の自死案件における事後対応に関する提言」を受け、教育委員会と区長部局の役割を相互に確認し、連携のあり方を見直す。 （１）いじめ等の調査を担う常設委員会の委員の専門性の確保と、選任過程の見直し。 （２）生徒の自死事案の調査における遺族から聴き取り等のあり方の見直し。 など	ア　いじめ等の調査を担う委員会の委員の専門性を確保するため、職能団体に推薦を依頼して選任することとした。 イ　「自殺が起きた時の背景調査」といじめ防止対策推進法に基づく「いじめ重大事態」に関わる調査の関係性について、基本方針に新設するとともに、「背景調査」についても、「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」に諮問することとした。

３　「学校いじめ防止基本方針」の改定について

「区基本方針」の改定にあわせ、各学校の「学校いじめ防止基本方針」を改定し、必要な事項を加える（以下、主な内容）。

（１）不断の検証

学校におけるいじめ防止対策のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図ること。

（２）いじめ防止等の対策のための組織

学校いじめ防止対策委員会、学校サポートチームの構成を明確化。学校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーを確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにすること。

（３）ポイントを明らかにしたチェックリストを活用

いじめ一覧表、いじめ個票を活用するとともに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、本校全教職員が日常的に確認をすること。

（４）関係職員や児童生徒から聞き取った実態の整理

学校いじめ防止対策委員会において組織的かつ迅速に調査し、関係職員や児童生徒から聞き取った実態について、客観的事実と主観的評価（推測）を厳格に分離し、記録すること。

（５）重大事態への対処について、対応項目の整理

「「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版）」に基づき、重大事態への対処についての項目を時系列で整理。

（６）いじめ対応・いじめ重大事態対応のフローチャートの新設

いじめの疑いのある事案についての原則対応をまとめたフローチャート、およびいじめ重大事態発生時についての原則対応をまとめたフローチャートを新設。

４　足立区いじめ等特別調査委員会への報告と教育委員会の回答

提言のあった項番１から６に対する教育委員会の対応（Ｐ４０～４６参照）について、足立区いじめ等特別調査委員会委員長に報告するとともに、助言を求めた。

委員長との意見交換の概要は以下のとおり。

	委員長からのご意見	教育委員会の回答
1	提言を受け、教職員研修の内容を改善するとともに、今年度から実施を開始していることで、提言の内容を反映していることを見取ることができる。	引き続き、今年度の教職員研修を実施していくとともに、来年度以降の教職員研修においても内容を継続して実施していく。
2	「「応答的」かつ「可変的」な関係性」および「不適切な指導」について、「足立区いじめ防止基本方針」へ反映していることで、教職員への適切な対応の周知がなされることを期待している。	現在力を入れている「学習者主体の学び」とともに、教職員が一方的に思いや考えを押し付けるのではなく、年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行うことについて、本方針の周知とともに引き続き教職員研修を通じて周知徹底していく。
3	「ＳＯＳの出し方等教育」について、実施後に児童生徒から、「どのようなときに話しづらいと感じるか」「どうすれば相談しやすい環境となるか」について、受	「ＳＯＳの出し方等教育」実施時にアンケートを実施し、「どのようなときに話しづらいと感じるか」「どうすれば相談しやすい環境となるか」を聴取した上で結果を分析し、相談

	講者である児童生徒から直接意見を聴取したほうが良い。	がしやすい環境整備を進めていく。
4	学習者主体の取組については、児童生徒の声を聴いた方が良いのではないか。	第２期足立区教育振興ビジョンを改訂する際、各区立中学校生徒会代表者と教育長及び教育委員４名とで「あだち中学生会議」を開催した。「やる気の出る、理解のしやすい授業とはどんな授業か」について、「教員主導の授業ではなく、生徒が自ら考え、仲間と意見交換をして考えを深めていく授業が生徒にとって、積極的になれて、理解がしやすい」など、生徒たち自身からそうした声を受けている。
5	自死、いじめを含め、事故が起きた後の対応について、「何が起きたらどうするか」を、わかりやすく示すとともに、実際に起きた時を想定した訓練等を実施したほうが良い。	いじめ、自死が起こった際の対応について、基本方針にフローチャートを掲載した。いじめ防止等の各種対策と合わせて、事例を基としたシミュレーション中心の研修を、生活指導主任連絡会、副校長連絡会等で実施し、事案発生時に迷いなく動けるよう準備をしていく。
6	重大事態調査について、第三者性を確保して実施する形が整っている。現場の不安の解消のため、対応が見える化されているとよい。	
全般	足立区いじめ等特別調査委員会からの提言に対し、一つ一つ丁寧に対応がされている。今後、同様の事態が発生することに備え、正確な運用を期待する。	

各提言に基づく再発防止のための方針に関して、委員長から修正を求めるご意見はなされなかった。

５　今後のスケジュール

令和８年　９月　　パブリックコメントを実施
令和８年１１月　　最終案を、教育委員会、文教委員会に報告
令和８年１２月　　各校の「学校いじめ防止基本方針」を改定
令和９年　１月　　改定の公表・施行

７足教教指収第５０３４号
令和８年１月３０日

足立区長

足立区教育委員会教育長
中村　明慶

教育委員会の措置について

標記の件について、足立区いじめ等特別調査委員会の答申における提言を重く受け止め、下記のとおり足立区教育委員会として再発防止の方針を回答いたします。

記

1　子どもの最善の利益の確保に向けた生徒と教職員の関係性の改善の必要性に関して
以下の観点から、教職員に対し、研修を実施してまいります。
（1）児童生徒の最善の利益に十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見が尊重され、一人一人を大切にした教育を行うこと。
（2）教員による一方的な意見の押し付け、児童生徒一人一人に寄り添うことのない形式的な指導について是正すること。
（3）教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築すること。

2　不適切指導の改善に向けた提言に関して
改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。
（1）「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に対する考え方
（2）教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。
（3）自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考えること。

3　精神健康の課題を抱える生徒への対応の改善に関して
（1）児童生徒の自傷行為などが発生した際、引き続き衛生部と連携して対応にあたるとともに、必要に応じて医療機関や学校外の若者支援と連携を図ってまいります。
（2）今までもプリベンション、ポストベンションとしての各段階を想定した組織的対応は、衛生部と連携して一定程度は行ってきましたが、学校現場が求める形で危機対応チームを体系化させるため、今後も引き続き衛生部と協力してサポート体制研修を検討してまいります。
（3）足立区における援助希求的態度を促進する教育である「ＳＯＳの出し方教育」について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を改めて実施し、「ＳＯＳの出し方教育」を受ける子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それにいかに対処するべきなのか、理解促進を図ってまいります。
（4）自殺のサインに気づき、生きる支援を担うゲートキーパーを育成する「ゲートキーパー研修」の中で、継続的な対話の機会の必要性や、日常的な健康観察やリストカットなどの自傷行為に対する対応などを盛り込んでいきます。

4　子どものストレス要因たる学校の競争的な環境の改善に関して

（1）区学力調査について、「意識調査」や学校アンケート等から、過度に競争的な環境となり、プレッシャーを与えるものになっていないかという視点で検討を行い、児童生徒一人一人の課題に寄り添い、学習に関する困り感の解消を第一に実施いたします。

（2）「足立スタンダード」に基づく「安心感を生み出す『小学校・中学校で統一した授業のスタイル』」の実践を徹底し、児童生徒が学習に安心して臨むことができる環境を第一に学習に取り組みつつ、子どもたちの最善の利益の確保を念頭に、そうした理念が特別活動他、日常の学校生活全般に浸透していけるようにしてまいります。

5　いじめの早期発見の体制整備に関して

改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。

（1）「足立区いじめ防止基本方針」の実効的な実践のために、「面談におけるいじめ調査」「いじめ相談各種窓口」「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」を追記し、マニュアルとしての役割を付与すること。

（2）チェックリストを基に、いじめの早期発見につながるよう、各校全教職員が日常的に実践を確認すること。

（3）各校いじめ防止対策委員会の役割に、「年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記すること。

（4）朝会、集会や相談時などの様々な機会で、児童生徒・保護者に対し、各校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合にはいじめ防止対策委員会にすぐに知らせてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにすること。

（5）いじめアンケートに、いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知をしているかどうか回答する欄を設けること。

（6）いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」について、各教員が確実に記入すること、いじめ防止対策委員会において、一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することで、いじめの早期発見から早期解決につないでいくこと。

6　生徒の自死事案における事後対応に関して

（1）いじめ等の調査を担う常設委員会の委員の専門性の確保と選任過程の見直しに関して

ア　最新の国のガイドラインに則った第三者性の高い調査を実施するため、令和８年１月に「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」を設置いたしました。

イ　同委員会では、調査委員は案件ごとに、職能団体に推薦を依頼することとしています。

ウ　従前の「足立区いじめ問題等対策委員会」は、平時のいじめ対策への提言等を担う機関とし、役割を整理いたしました。

（2）生徒の自死事案の調査における遺族から聴き取り等のあり方の見直しに関して

ア　「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の委員と協議し、生徒の自死案件等の調査において、指針に則った保護者・遺族等からの聴き取り等を行い、事実確認のみならず、丁寧な背景調査、それに基づく再発防止策を立案してまいります。

イ　教育委員会と区長部局は、日頃から関連法令に関する理解を深め、いじめ等重大事態が発生した際にそれぞれの部局が果たす役割を相互に確認し、より円滑な連携を図れるよう努めてまいります。

以上

足立区いじめ等特別調査委員会の答申を踏まえた区長からの措置要求を受けた教育委員会の対応

足立区いじめ等 特別調査委員会提言	再発防止のための方針 （R8.1.30 付教育委員会から区長への回答）	実施状況
第１　子どもの最善の利益の確保に向けた生徒と教職員の関係性の改善の必要性	以下の観点から、教職員に対し、研修を実施しています。 （１）児童生徒の最善の利益に十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見が尊重され、一人一人を大切にした教育を行うこと。 （２）教員による一方的な意見の押し付け、児童生徒一人一人に寄り添うことのない形式的な指導について是正すること。 （３）教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性※を構築すること。 ※　「応答的」かつ「可変的」な関係性 応答的：相手のサインや言葉、環境の変化を適切に察知し、適切かつ迅速に対応すること 可変的：状況や相手の成長、ニーズに合わせて、対応を柔軟に変化させること。	＜職層に応じた悉皆研修＞ ○校長研修：６月１１日（木）ゲートキーパー研修 【講師　衛生部長　馬場　優子】 ・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援する「ゲートキーパー」として教員が機能するための、管理職のマネジメント ○副校長連絡会：１１月３０日（月）児童・生徒のＳＯＳへの対応 【講師：帝京平成大学　健康メディカル学部　心理学科　准教授　荘島　幸子】 ・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援する「ゲートキーパー」として教員が機能するための、管理職のマネジメント ○中堅教諭等資質向上研修Ⅰ：８月２７日（木）児童・生徒の非行問題行動の対応について 【講師：東京少年鑑別所　法務教官　九重　明大】 ・相手に寄り添う、児童・生徒との適切な面接方法について学ぶ ○２年次研修：１０月２９日（木）子どもの権利といじめ防止について及び関係諸機関との連携について 【講師：白梅学園大学　准教　牧野　晶哲　氏】 ・いじめについて取り扱うとともに、子どもに寄り添った対応を行うことを伝える ○１年次（初任者）研修：７月７日（火）ゲートキーパー研修 【講師：特定非営利活動法人 OVA 精神保健福祉士　代表理事　伊藤　次郎　氏】 ・子どもの SOS をどうキャッチするか ・どのように対応するべきか（話の聞き方・声のかけ方） ＜希望者を対象とした研修＞ ○学級経営・キャリア教育研修会：６月１日（月）学級経営力の向上と生徒指導提要の理解 【講師：教育指導課　指導主事　髙橋　信行】 ・キャリア教育の要である特別活動の実践事例を、生徒指導提要を基に検討し、学級経営の充実のための取組を考え、実践する。 ○いじめ早期発見・対策研修会：５月１日（金）「足立区のいじめの現状と概要」についての説明 【講師：教育指導課　統括指導主事　中村健太郎／指導主事　髙橋　信行】 ・「いじめ問題解決に向けての学校体制づくり」として、日頃の人間関係づくりと、いじめの認知力を高め、初動の対応力を身に付けることを学ぶ ○保護者対応研修会：６月１８日（木）複雑化する保護者対応について 【講師：東京都教育相談センター　学校問題解決支援員　矢野　尊久】 ・保護者対応と児童・生徒対応とがどのように関連しているかを検討し、教師と子どもの関わりが問題を早期に解決できることを学ぶ ○法的対応力向上研修会：１２月７日（月）各学校の事例検討 【講師：豊島総合法律事務所　佐野　俊介　弁護士】 ・学校で発生する可能性のある法的トラブルを未然に防ぐため、児童・生徒や保護者と円滑な人間関係を構築する必要性を学ぶ

足立区いじめ等特別調査委員会　委員長からのご意見

いただいたご意見	・提言を受け、教職員研修の内容を改善するとともに、今年度から実施を開始していることで、提言の内容を反映していることを見取ることができる。
教育委員会の対応	・引き続き、今年度の教職員研修を実施していくとともに、来年度以降の教職員研修においても内容を継続して実施していく。

足立区いじめ等特別調査委員会の答申を踏まえた区長からの措置要求を受けた教育委員会の対応

足立区いじめ等 特別調査委員会提言	再発防止のための方針 （R8.1.30付教育委員会から区長への回答）	いじめ防止基本方針への新設項目
第２　不適切指導の改善に向けた提言	改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記しました。 （１）「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に対する考え方。 （２）教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。 （３）自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考えること。	**２　足立区教育委員会における対策** **（３）足立区教育委員会の具体的な取組** **ア　いじめ防止・早期発見に関すること** （キ）教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性※1の構築【新設】 教職員と児童生徒が、常に話し合い、コミュニケーションをとることができる、「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築するため、教職員が自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、児童生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考える。 「生徒指導提要（文部科学省　令和４年１２月）」に示される「不適切な指導」にあたる行為※2を厳に慎み、指導後のフォローを必ず実施することについて、生活指導研修を通じて、周知徹底する。 児童生徒の最善の利益を十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行う。 ※1　「応答的」かつ「可変的」な関係性 応答的：相手のサインや言葉、環境の変化を適切に察知し、適切かつ迅速に対応すること 可変的：状況や相手の成長、ニーズに合わせて、対応を柔軟に変化させること。 ※2　「不適切な指導」 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。　等

足立区いじめ等特別調査委員会　委員長からのご意見

いただいたご意見	・「「応答的」かつ「可変的」な関係性」および「不適切な指導」について、「足立区いじめ防止基本方針」への反映していることで、教職員への適切な対応の周知がなされることを期待している。
教育委員会の対応	・現在力を入れている「学習者主体の学び」とともに、教職員が一方的に思いや考えを押し付けるのではなく、年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行うことについて、本方針の周知とともに引き続き教職員研修を通じて周知徹底していく。

足立区いじめ等特別調査委員会の答申を踏まえた区長からの措置要求を受けた教育委員会の対応

足立区いじめ等 特別調査委員会提言	再発防止のための方針 （R8.1.30 付教育委員会から区長への回答）	実施状況
第３　精神健康の課題を抱える生徒への対応の改善に向けた提言	（１）児童生徒の自傷行為などが発生した際、引き続き衛生部と連携して対応にあたるとともに、必要に応じて医療機関や学校外の若者支援と連携を図ってまいります。 （２）今までもプリベンション、ポストベンションとしての各段階を想定した組織的対応は、衛生部と連携して一定程度は行ってきましたが、学校現場が求める形で危機対応チームを体系化させるため、今後も引き続き衛生部と協力してサポート体制研修を検討してまいります。 （３）足立区における援助希求的態度を促進する教育である「ＳＯＳの出し方等教育」について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を改めて実施し、「ＳＯＳの出し方等教育」を受ける子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それにいかに対処するべきなのか、理解促進を図ってまいります。 （４）自殺のサインに気づき、生きる支援を担うゲートキーパーを育成する「ゲートキーパー研修」の中で、継続的な対話の機会の必要性や、日常的な健康観察やリストカットなどの自傷行為に対する対応などを盛り込んでいきます。	（１）児童生徒の自傷行為が発生した際、衛生部こころと体の健康づくり課と連携し、関係する教育相談課、こども家庭相談課、福祉まるごと相談課、保健センターなどとも連携しながら対応に当たっている、「特定非営利活動法人　自殺対策支援センターライフリンク」、若者支援団体である、「ＮＰＯカタリバ」、「特定ＮＰＯキッズドア」とも適宜連携を取り、対応に当たっている。 （２）実際に児童生徒の自傷行為が発生した際の対応事例について、生活指導主任連絡会等において各学校に展開し、組織的対応について共有している。次期自殺対策計画における「子どもの自殺対策」の内容についての協議会において、学校現場が求める形を聞き取った上で、危機対応チームを体系化し、衛生部と協力してサポート体制研修を実施する。 （３）「ＳＯＳの出し方等教育」について、小学校５年生から中学校３年生を対象に、それぞれの学年で毎年１回実施している。年間２０～３０校には保健師を派遣し、不安・悩みへの対応や、自分を大切にするという意味を詳しく伝えている。１２月１４日（月）実施の生活指導担当者連絡会において、生活指導主任、養護教諭を対象に「ＳＯＳの出し方等教育」の推進についての理解促進を図る。また、各校において「ＳＯＳの出し方等教育」実施後に児童生徒へアンケートを実施し、悩みを一人で抱え込まず、援助希求行動がとれるよう、相談がしやすい環境整備を進める。 （４）ゲートキーパー研修の実施 ●校長研修：６月１１日（金）ゲートキーパー研修 【講師　衛生部長　馬場　優子】 ・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援する「ゲートキーパー」として教員が機能するための、管理職のマネジメント ●副校長連絡会：１１月３０日（月）児童・生徒のＳＯＳへの対応 【講師：帝京平成大学　健康メディカル学部　心理学科　准教授　荘島　幸子】 ・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援する「ゲートキーパー」として教員が機能するための、管理職のマネジメント ●１年次（初任者）研修：７月７日（火）ゲートキーパー研修 【講師：特定非営利活動法人ＯＶＡ精神保健福祉士　代表理事　伊藤　次郎　氏】 ・子どものＳＯＳをどうキャッチするか ・どのように対応するべきか（話の聞き方・声のかけ方）

足立区いじめ等特別調査委員会　委員長からのご意見

いただいたご意見	・（３）「ＳＯＳの出し方等教育」について、実施後に児童生徒から、「どのようなときに話しづらいと感じるか」「どうすれば相談しやすい環境となるか」について、受講者である児童生徒から直接意見を聴取したほうが良い。
教育委員会の対応	・「ＳＯＳの出し方等教育」実施時にアンケートを実施し、「どのようなときに話しづらいと感じるか」「どうすれば相談しやすい環境となるか」を聴取した上で結果を分析し、相談がしやすい環境整備を進めていく。　※実施状況に内容を反映

足立区いじめ等特別調査委員会の答申を踏まえた区長からの措置要求を受けた教育委員会の対応

足立区いじめ等 特別調査委員会提言	再発防止のための方針 （R8.1.30 付教育委員会から区長への回答）	実施状況
第４　子どものストレス要因たる学校の競争的な環境の改善に向けた提言	（１）区学力調査について、「意識調査」や学校アンケート等から、過度に競争的な環境となり、プレッシャーを与えるものになっていないかという視点で検討を行い、児童生徒一人一人の課題に寄り添い、学習に関する困り感の解消を第一に実施いたします。 （２）「足立スタンダード」に基づく「安心感を生み出す『小学校・中学校で統一した授業のスタイル』」の実践を徹底し、児童生徒が学習に安心して臨むことができる環境を第一に学習に取り組みつつ、子どもたちの最善の利益の確保を念頭に、そうした理念が特別活動他、日常の学校生活全般に浸透していけるようにしてまいります。	（１）学校長からの年２回のヒアリングでは、「個のつまずきの把握と解消に有用」との声も受けているが、一部の教員から負担やプレッシャーであるという声があることも承知している。令和９年度からＣＢＴ（Ｃｏｍｐｕｔｅｒ　Ｂａｓｅｄ　Ｔｅｓｔｉｎｇ）化を検討している。実現すれば、採点が自動化され、教員の事務業務についての負担感を解消できる。 （２）学習者主体の学びへの学習改善を図るため、学校と教育委員会共通の物差しとなる「足立スタンダード×足立区教育ＤＸ推進プランのマトリクス」を作成した。安心感を生み出し、心理的安全性を確保した学習環境を創出するという土台の下、各学校が目指す学習スタイルを明確にし、各教員の授業スタイルのバリエーションの拡充や、ＩＣＴスキルの向上に役立てるため、教員、管理職、授業への指導助言を行う指導主事、教科指導専門員が同じ目線で学習活動の改善に活用する。

足立区いじめ等特別調査委員会　委員長からのご意見

いただいたご意見	・本件について、児童生徒の声を聴くような取組をした方が良い。
教育委員会の対応	・第２期足立区教育振興ビジョンを改訂する際、各区立中学校生徒会代表者と教育長及び教育委員４名とで「あだち中学生会議」を開催した。「やる気の出る、理解のしやすい授業とはどんな授業か」について、「教員主導の授業ではなく、生徒が自ら考え、仲間と意見交換をして考えを深めていく授業が生徒にとって、積極的になれて、理解がしやすい」など、生徒たち自身からそうした声を受けている。

<table>
<tr><th>足立区いじめ等特別
調査委員会提言</th><th>再発防止のための方針
（R8.1.30 付教育委員会から区長への回答）</th><th>いじめ防止基本方針への新設項目・追記項目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第５　いじめの早期発見の体制整備に関する提言</td><td>改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。
（１）「足立区いじめ防止基本方針」の実効的な実践のために、「面談におけるいじめ調査」「いじめ相談各種窓口」「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」を追記し、マニュアルとしての役割を付与すること。
（２）チェックリストを基に、いじめの早期発見につながるよう、各校全教職員が日常的に実践を確認すること。</td><td>３　足立区立学校における対策
（３）足立区立学校の具体的な取組
ア　いじめの防止・早期発見に関すること
（コ）いじめ一覧表及びいじめ個票の作成、報告【新設】
児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、速やかに管理職に報告する。また、いじめ一覧表を使って校内教職員といじめの事実及び対応策について共有する。あわせて学校は教育委員会に報告し、学校と教育委員会が随時連携して事案に対応する。さらに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、各校全教職員が日常的に確認をする。</td></tr>
<tr><td>（３）各校いじめ防止対策委員会の役割に、「年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記すること。</td><td>３　足立区立学校における対策
（２）いじめの防止等の対策のための組織の設置
①【学校いじめ防止対策委員会】【新設】
イ　役割
法第２２条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。また、年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う。さらに、いじめ一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、いじめの早期発見から早期解決につなぐ。</td></tr>
<tr><td>（４）朝会、集会や相談時などの様々な機会で、児童生徒・保護者に対し、各校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合にはいじめ防止対策委員会にすぐに知らせてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した児童生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにすること。</td><td>３　足立区立学校における対策
（３）足立区立学校の具体的な取組
ア　いじめの防止・早期発見に関すること
（キ）児童生徒・保護者等への意識啓発【追記修正】
児童生徒や保護者だけでなく、地域住民や関係機関に対し、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※1及び開かれた学校づくり協議会※2と連携して、いじめ防止教室を実施する。
※１　学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくしくみで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、一定の権限と責任を持ち、教育活動などについて意見を述べることを通じて、保護者、地域の意見を学校運営に反映することを目的としている。
※２　開かれた学校づくり協議会
学校・家庭・地域の皆さんが力を合わせて地域性を生かした特色ある学校活動を進め、新しい時代を切り拓く児童・生徒の「たくましく生き抜く力」や「豊かな心」を育てていく取り組みである。足立区では全校に「開かれた学校づくり協議会」を設置し、区を挙げて取り組んでいる。</td><td>改訂前　いじめ防止基本方針

３　足立区立学校における対策
（３）足立区立学校の具体的な取組
ア　いじめの防止・早期発見に関すること
キ　保護者への意識啓発
保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。</td></tr>
</table>

	（５）いじめアンケートに、いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知をしているかどうか回答する欄を設けること。	**２　足立区教育委員会における対策** **（３）足立区教育委員会の具体的な取組** **ア　いじめ防止・早期発見に関すること** （オ）アンケート調査の実施 足立区立学校の児童生徒を対象に年３回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について区長、区議会及び「対策委員会」に報告する。また、アンケートには学校いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知しているかどうかの回答欄も設け、認知度を計測する。 **３　足立区立学校における対策** **（３）足立区立学校の具体的な取組** ア　いじめの防止・早期発見に関すること【追記】 （ク）いじめ相談窓口の案内・拡大 学校内にいじめ相談箱を設置するほか、学校いじめ防止対策委員会がいじめ相談窓口であることを周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにする。 **改訂前　いじめ防止基本方針** **３　足立区立学校における対策** **（３）足立区立学校の具体的な取組** ア　いじめの防止・早期発見に関すること ク　いじめ相談窓口の拡大 学校内にいじめ相談箱を設置する。
	（６）いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」について、各教員が確実に記入すること、いじめ防止対策委員会において、一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することで、いじめの早期発見から早期解決につないでいくこと。	**３　足立区立学校における対策** **（３）足立区立学校の具体的な取組** ア　いじめの防止・早期発見に関すること （コ）いじめ一覧表及びいじめ個票の作成、報告【新設】 児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、速やかに管理職に報告する。また、いじめ一覧表を使って校内教職員といじめの事実及び対応策について共有する。あわせて学校は教育委員会に報告し、学校と教育委員会が随時連携して事案に対応する。さらに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、各校全教職員が日常的に確認をする。

足立区いじめ等特別調査委員会　委員長からのご意見

いただいたご意見	・自死、いじめを含め、事故が起きた後の対応について、「何が起きたらどうするか」を、わかりやすく示すとともに、実際に起きた時を想定した訓練等を実施したほうが良い。
教育委員会の対応	・いじめ、自死が起こった際の対応について、基本方針にフローチャートを掲載した。いじめ防止等の各種対策と合わせて、事例を基としたシミュレーション中心の研修を、生活指導主任連絡会、副校長連絡会等で実施し、事案発生時に迷いなく動けるよう準備をしていく。

足立区いじめ等特別調査委員会の答申を踏まえた区長からの措置要求を受けた教育委員会の対応

足立区いじめ等特別調査委員会提言	再発防止のための方針 （R8.1.30付教育委員会から区長への回答）	実施状況
第６　生徒の自死事案における事後対応に関する提言	（１）いじめ等の調査を担う常設委員会の委員の専門性の確保と選任過程の見直しに関して ア　最新の国のガイドラインに則った第三者性の高い調査を実施するため、令和８年１月に「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」を設置いたしました。 イ　同委員会では、調査委員は案件ごとに、職能団体に推薦を依頼することとしています。 ウ　従前の「足立区教育委員会いじめ問題等対策委員会」は、平時のいじめ対策への提言等を担う機関とし、役割を整理いたしました。 （２）生徒の自死事案の調査における遺族から聴き取り等のあり方の見直しに関して ア　「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の委員と協議し、生徒の自死案件等の調査において、指針に則った保護者・遺族等からの聴き取り等を行い、事実確認のみならず、丁寧な背景調査、それに基づく再発防止策を立案してまいります。 イ　教育委員会と区長部局は、日頃から関連法令に関する理解を深め、いじめ等重大事態が発生した際にそれぞれの部局が果たす役割を相互に確認し、より円滑な連携を図れるよう努めてまいります。	（１）「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」については、令和８年２月２７日、１件のいじめ重大事態について条例施行後初めて調査を諮問した。その際、本事案の調査を目的として設立した委員会であることを確認するとともに、委員については職能団体に推薦を依頼し、選定した。 「足立区教育委員会いじめ問題等対策委員会」については、いじめアンケートやいじめ個票、各種研修の結果を報告し、改善に向けた具体的な指導助言を提言していただく。 （２）生徒の自死案件等の調査において、学校を主体とした「基本調査」を遅滞なく実施し、教育長及び区長に報告をする。詳細調査への移行の際には、保護者・遺族等の聞き取り等を丁寧に行うとともに、「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例」に基づき、委員を選定して諮問を行えるよう、条例改正手続きを進めている。いじめが疑われる場合には、「いじめ重大事態調査」をガイドラインに沿って実施する。 教育委員会と区長部局は、いじめ対策、自殺対策について連携を密にし、重大事態等の発生状況を共有するとともに、ガイドラインに沿った調査の実施、保護者との連絡について、連携して対応していく。

足立区いじめ等特別調査委員会　委員長からのご意見

いただいたご意見	・重大事態調査について、第三者性を確保して実施する形が整っている。現場の不安の解消のため、対応が見える化されているとよい。
教育委員会の対応	・いじめ、自死が起こった際の対応について、基本方針にフローチャートを掲載した。いじめ防止等の各種対策と合わせて、事例を基としたシミュレーション中心の研修を、生活指導主任連絡会、副校長連絡会等で実施し、事案発生時に迷いなく動けるよう準備をしていく。

改正前	改定後
足立区いじめ防止基本方針 平成 26 年 2 月 6 日決定	足立区いじめ防止基本方針 令和９年　月　日改正
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。 しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。 足立区は、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下、「法」という）第１２条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」を策定する。	いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる おそれがあり、絶対に許されない行為である。 しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。 足立区、足立区教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」((平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定（最終改定平成２９年３月１４日）。以下「国の基本的な方針」という。))に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」（以下「区基本方針」という。）を策定した。そのような中、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版）（以下「いじめガイドライン」という。）の改訂が行われた。いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす問題であることから、学校におけるいじめ防止対策のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図ることが必要であることから、「区基本方針」を改訂する。
第１　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 **１　いじめの定義** 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。 **２　足立区いじめ防止基本方針策定の目的** いじめ問題への対策を足立区・教育委員会と学校が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び	**第１　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方** **１　いじめの定義** 区基本方針において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているもの」（法第２条）をいう。 **２　区基本方針 策定の目的** 区基本方針は、いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こり得るという認識の下、足立区、足立区教育委員会及び足立区立学校が、相互に連携

解決を図るための基本事項を定めること等により、区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

3　いじめの防止に向けた方針

（1）足立区の方針

ア　児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の定めた「いじめの防止に関する基本的な方針」に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を足立区・教育委員会が総合的に策定し、実施する。

イ　いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

ウ　学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。

エ　児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

（2）足立区立学校の方針

ア　あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ　児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

ウ　いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

エ　いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

を図りながら主体的にいじめ問題への対策を進めるための基本方針を定めるものである。あわせて、法が規定するいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、足立区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめの早期発見・早期対応に取り組むことを目的に策定し、必要に応じ随時内容の見直しを行う。

3　いじめの防止に向けた各機関の方針

（1）足立区の方針

足立区、足立区教育委員会は、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の基本的な方針に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。

（2）足立区教育委員会の方針

ア　足立区教育委員会は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

イ　足立区教育委員会は、学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を区立学校へ指導・助言する。

ウ　足立区教育委員会は、児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

（3）足立区立学校の方針

ア　足立区立学校は、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ　足立区立学校は、児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達の段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。

ウ　足立区立学校は、いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

エ　足立区立学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、その対応については、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

オ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。	オ　足立区立学校は、相談窓口（原則、担任及び学校に応じて設置する担当者）を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて、児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
（新設）	**第２　いじめ防止等における対策** **１　足立区における対策** **（１）「足立区いじめ等調査委員会」の設置** 足立区は、法第３０条第２項の定める附属機関として、足立区いじめ等調査委員会設置条例に基づき、「足立区いじめ等調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）を適宜設置する。 ア　構成員 調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者５人以内をもって組織する。 イ　役割 調査委員会は、区立学校等において、いじめ等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区いじめ等調査委員会設置条例第１条）。 **（２）足立区の具体的な取組** いじめの進行による自殺リスクの高まりへの対応として、教育委員会と連携し以下のとおり取組む。 ア　SOS の出し方等教育 区の保健師又は学校の教員により実施。 児童・生徒が自分で自分を大切にするとともに、不安や悩みへの対処方法を理解し、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するためのＳＯＳ（援助希求行動）の出し方について学習する。 イ　教員向けゲートキーパー研修 職層（校長、副校長、中堅教諭、初任者など）に応じて実施。 児童・生徒の発するＳＯＳへの気づき方や対応方法などを学ぶことで、児童・生徒がＳＯＳを出しやすい環境の整備に結び付ける。 ウ　児童・生徒向け相談窓口一覧カードの作成・配布 小・中学生向け、不登校の児童・生徒向けの相談窓口一覧カードを作成・配布。 児童・生徒が悩んだときや困ったときに相談できる場所を周知し、

ＳＯＳを出せる先を増やす。

エ　保護者向けリーフレットの作成・配布

ＳＯＳの出し方等教育を受講した児童・生徒を通して保護者向けリーフレットを配布。

「こどものこころのＳＯＳに気づくために」と題し、対応のポイントをまとめ悩みやストレスを抱えやすい子どもたちの内面に目を向けてもらえるようにする。

オ　児童・生徒に配布しているタブレット端末の活用

児童・生徒に配布しているタブレット端末に「ＳＯＳフィルター」を一括でインストール。

児童・生徒が深刻な悩みや「いじめ」「死にたい」等の自殺につながる恐れのある語句を検索した際、悩みにあった窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを表示する。

第２ いじめ防止等のために足立区教育委員会が実施する施策

１　「足立区いじめ問題対策連絡協議会」の設置

足立区は、法第１４条第１項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例等により、区長を長とし、教育委員会、関連機関代表、警察署、児童相談所、民生委員等により構成される「足立区いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という）を設置する。開催は年２回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

（新設）

２　足立区教育委員会における対策

（削除）

（１）「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の設置

法第２８条第１項に規定する重大事態等の調査を公平・中立に実施するため、足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下、「重大事態等調査委員会」という）を適宜設置する。

ア　構成員

重大事態等調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者５人以内をもって組織する。委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

イ　役割

２　「足立区いじめ問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会は、法第１４条第３項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例等により学識経験者、弁護士、臨床心理士、教育委員会が適当と認める者等で構成される「足立区いじめ問題対策委員会」(以下、「対策委員会」という)を設置する。開催は年３回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

３　具体的な取組

（１）いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ　教職員のいじめ防止研修の実施

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会(初任者・新規採用者研修会等)など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。

ウ　スクールカウンセラーの派遣

全校にスクールカウンセラーを定期的に派遣し、いじめの実態把握に役立てるとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにする。

重大事態等調査委員会は、区立学校等において、法第２８条第１項に規定するいじめ重大事態等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例第１条)。

（２）「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会設置条例に基づき「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」（以下、「対策委員会」という）を常設設置する。対策委員会の開催は年３回とするが、必要に応じ臨時に委員長が招集するものとする。

ア　構成員

学識経験者、弁護士及び教育委員会が適当と認める者等により構成する。

イ　役割

いじめへの対処又は同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置に関することについて審議・答申する。

（３）足立区教育委員会の具体的な取組

ア　いじめ防止・早期発見に関すること

（ア）心の教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図るよう学校に指導助言を行う。

（イ）教職員のいじめ防止研修の実施

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会（一年次研修会等）など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。ＳＯＳの出し方等教育について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を実施する。子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それにいかに対処するべきなのか、理解促進を図る。

（ウ）スクールカウンセラーの派遣

いじめの早期発見やいじめの実態把握を行うとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにするため、全足立区立学校にスクールカウンセラーを定期的に派遣する。

（エ）いじめ相談窓口の拡大

既存のいじめ電話相談に加え、メールによる２４時間相談受付を

エ　いじめ相談窓口の拡大
　既存のいじめ電話相談に加え、メールによる２４時間相談受付を開始する。

オ　アンケート調査の実施
　児童生徒を対象に年３回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

カ　指導訪問におけるいじめの実態把握
　指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察等をとおして、いじめについての実態把握を行う。

（新設）

実施する。また、足立区公式ホームページに「学校でのいじめ相談」を設けるとともに、児童生徒用タブレットからもいじめ相談を受け付ける。

（オ）アンケート調査の実施
　足立区立学校の児童生徒を対象に年３回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について 区長、区議会及び「対策委員会」に報告する。また、アンケートには学校いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知しているかどうかの回答欄も設け、認知度を計測する。

（カ）指導訪問におけるいじめの実態把握
　指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察 、いじめ一覧表やいじめ個票等をとおして、いじめやいじめ事案の対応等についての 実態把握を行う。

（キ）教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性[※1]の構築
　教職員と児童生徒が、常に話し合い、コミュニケーションをとることができる、「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築するため、教職員が自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考える。
　「生徒指導提要（文部科学省　令和４年１２月）」に示される「不適切な指導」にあたる行為[※2]を厳に慎み、指導後のフォローを必ず実施することについて、生活指導研修を通じて、周知徹底する。
　児童生徒の最善の利益を十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行う。

※１　「応答的」かつ「可変的」な関係性
応答的：相手のサインや言葉、環境の変化を適切に察知し、適切かつ迅速に対応すること
可変的：状況や相手の成長、ニーズに合わせて、対応を柔軟に変化させること。

※2　不適切な指導
　大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な

（２） いじめの対応に関すること

ア　いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

イ　迅速な調査

教育委員会が学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

（新設）

言動で指導する。
児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。　等

（ク）精神健康の課題の早期発見・早期対応

１人１台端末を用いたいじめアンケート等を定期的に実施し、その結果を学級担任、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等が速やかに共有できる体制を構築する。ふれあい月間、児童生徒全員面接や日常の指導の中で、精神健康の課題を見い出した際、速やかに養護教諭やＳＣとの面談を設定し、ＳＳＷや医療機関につなげていく。

（ケ）「いじめ一覧表」を活用した組織的な対応

いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」の作成を学校に依頼し、各教員が確実に記入すること、各校の学校いじめ防止対策委員会において、「いじめ一覧表」を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することを通し、いじめの早期発見から早期解決につないでいく。

イ　いじめの対応に関すること

（ア）関係する児童生徒の安全確保及び加害児童生徒への措 置

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

（イ）迅速な 組織的対応

教育委員会が 足立区立 学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、 又は 当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

（ウ）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、書き込みを行った子どもに対して直ちに指導を行い、同時に、被害の子どもの心のケアを行うとともに、その内容の拡散防止の徹底を図る。必要に応じて、警察と連携し、警察の指示のもと対応する。特に、ＳＮＳを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子ども全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子どもの

ウ　関係機関との連携

教育委員会は平常時から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

（新設）

第３　いじめ防止等のために足立区立学校が実施する施策

１　「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、法第１３条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込む。

２　いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等、既存の組織を活用することができる。

いじめ防止対策委員会は、学校基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、ＰＴＡ、地域社会、関係諸機関等と連携して

精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

（エ）関係機関との連携

教育委員会は、平時から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもの反省が見られない場合など、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考える事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

（オ）雑則

教育委員会および区長部局は、いじめへの対処にあたり、当該いじめ重大事態の解決を共通の目的として、その目的を達成するために適宜情報を共有する。

３　足立区立学校における対策

（１）「学校いじめ防止基本方針」の策定

足立区立学校は、法第１３条及び区基本方針に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、内容等を定める「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）を策定する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込む。

（２）いじめの防止等の対策のための組織の設置

足立区立学校は、法第２２条の定める学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、学校いじめ防止対策委員会を設置する。設置にあたっては、日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等の既存の組織を活用することができる。また、各足立区立学校は、校務分掌上の組織として、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む組織として、「学校サポートチーム」を設置する。校長は、必要に応じて学校サポートチームを招集する（「いじめ総合対策【第３次】」令和７年６月東京都教育委員会より）。

①【学校いじめ防止対策委員会】

ア　構成員

実効的な取組を行う。

3　具体的な取組

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

ア　心の教育の充実

学校公開において、いじめに関する授業を年１回以上、実施する。「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ　児童会・生徒会の活性化

「いじめ防止月間」を１１月に設定し、児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

ウ　学習環境の整備

当該学校の管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導主任、学年主任、教務主任等複数の教職員によって構成する（既存の生活指導部等の組織を活用することができる）。

イ　役割

法第２２条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。また、年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う。さらに、いじめ一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、いじめの早期発見から早期解決につなぐ。

②【学校サポートチーム】

ア　構成員

保護者代表、児童相談所職員、スクールソーシャルワーカー、保護司、民生・児童委員、スクールサポーター（警察）、福祉関係部署職員等によって構成する。

イ　役割

法第２２条に基づく学校いじめ防止対策委員会を支援する組織として、学校だけでは解決できない事案や児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図る。

（3）足立区立学校の 具体的な取組

ア　いじめの防止・早期発見に関すること

（ア）心の教育の充実

いじめに関する授業を年３回以上計画し、実施する。その内、学校公開において、いじめに関する授業を年１回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達の段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

（イ）児童会・生徒会の活性化

児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。特に１１月を「いじめ防止期間」とし、活動の活性化を図る。

（ウ）学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備等を行い、ルールを守る意識を高揚させ、規範意識を高める。

（エ）校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ　校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ　スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケアができるようにする。

カ　児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人ひとりに自信をもたせる。

キ　保護者への意識啓発

保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

（オ）スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間に児童生徒の観察を行い、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケア を行う。

（カ）児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を 設定する とともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒 一人一人に自己有用感 をもたせる。

（キ）児童生徒・保護者等への意識啓発

児童生徒や保護者だけでなく、地域住民や関係機関に対し、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、開かれた学校づくり協議会 ※1や、コミュニティ・スクール ※2においては学校運営協議会と連携して、いじめ防止教室を実施する。

※１　開かれた学校づくり協議会
学校・家庭・地域の皆さんが力を合わせて地域性を生かした特色ある学校活動を進め、新しい時代を切り拓く児童・生徒の「たくましく生き抜く力」や「豊かな心」を育てていく取り組みである。足立区では全校に「開かれた学校づくり協議会」を設置し、区を挙げて取り組んでいる。

※２　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくしくみで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、一定の権限と責任を持ち、教育活動などについて意見を述べることを通じて、保護者、地域の意見を学校運営に反映することを目的としている。

朝会、集会や相談時などの様々な機会で、児童生徒・保護者に対し、各校の学校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合には学校いじめ防止対策委員会にすぐに知らせてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した児童生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児童生徒が

ク　いじめ相談窓口の拡大
学校内にいじめ相談箱を設置する。

ケ　面談におけるいじめ調査
三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

（新設）

（2）いじめの対応に関すること

ア　いじめを受けた児童生徒を最優先
いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ　迅速な調査
早急に全容を解明するため、児童生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

安心して相談に来られるようにする。

（ク）いじめ相談窓口の案内・拡大
学校内にいじめ相談箱を設置するほか、学校いじめ防止対策委員会がいじめ相談窓口であることを周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにする。

（ケ）面談におけるいじめ調査
三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

（コ）いじめ一覧表及びいじめ個票の作成、報告
児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、速やかに管理職に報告する。また、いじめ一覧表を使って校内教職員といじめの事実及び対応策について共有する。あわせて学校は教育委員会に報告し、学校と教育委員会が随時連携して事案に対応する。さらに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、各校全教職員が日常的に確認をする。

イ　いじめの対応に関すること

（ア）いじめを受けた児童生徒の安全確保を最優先
いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

（イ）迅速な調査及び記録の作成
学校がいじめまたはいじめの疑いがあると認めた場合には、早急に全容を解明するため、学校いじめ防止対策委員会において組織的かつ迅速に調査する。関係職員や児童生徒から聞き取った実態を整理し、客観的事実と主観的評価（推測）を厳格に分離し、「いつ、誰が、何をしたか」を記録する。学校は、作成した記録を基にいじめ個票等を作成のうえ、教育委員会に報告する。学校はいじめの事実及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、協力を要請するとともに、いじめの解消※に向けて教育委員会と連携して対応する。

※　いじめの解消
以下に示す２つの条件が満たされていることを含め、学校いじめ防止対策委員会が子どもの状況等を総合的に検討したうえで、校長が判断する。

ウ　関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かっ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月）継続していること。
②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

（ウ）関係機関との連携

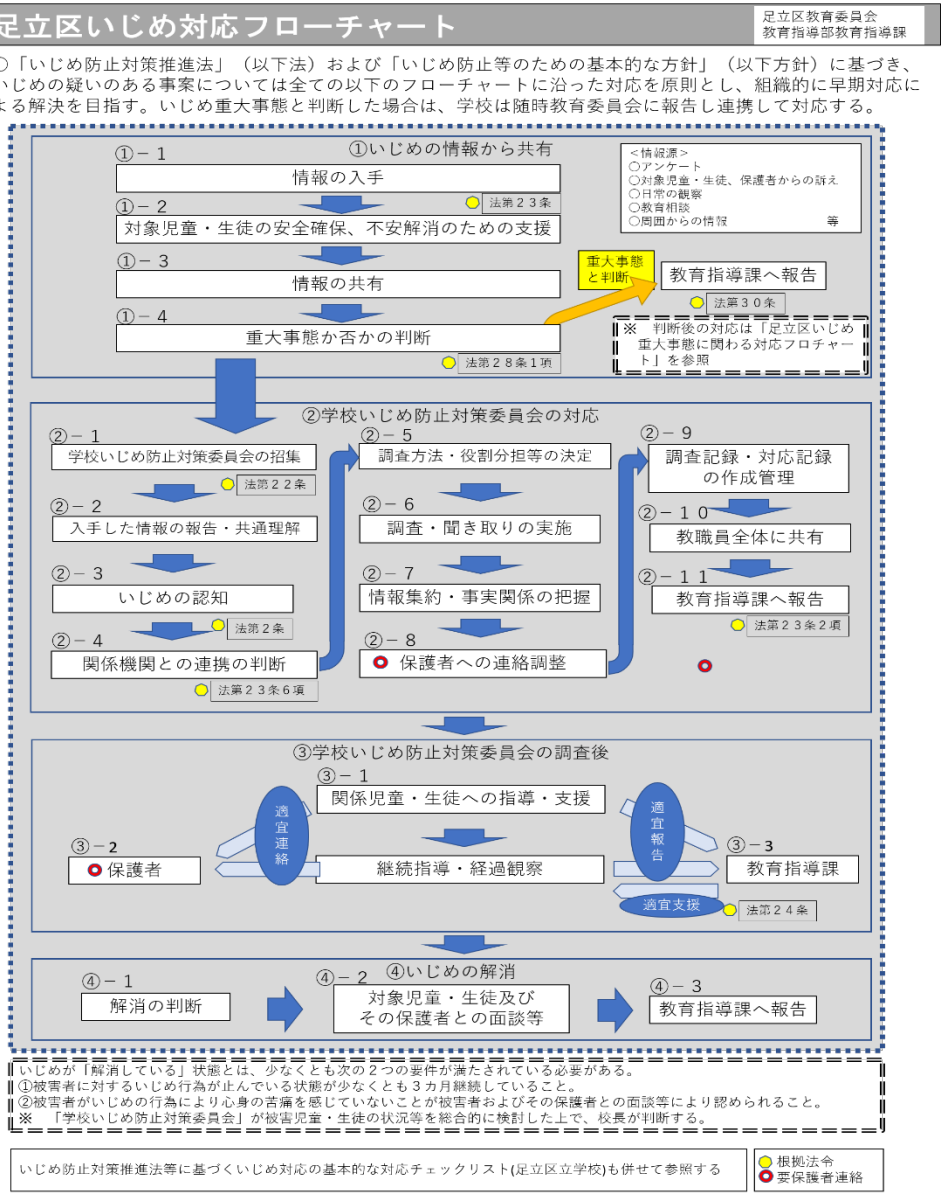
こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもの反省が見られない場合など、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考える事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

（新設）

第４　重大事態への対処

第３　重大事態への対処



１　重大事態の発生と調査

（１）重大事態の意味

重大事態とは、法第２８条において以下のように示されている。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

二　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間３０日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

（新設）

１　重大事態の定義

重大事態は、法第２８条第１項において以下のように定義されている。

第１号	いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
第２号	いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（１）児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（第１号）とは、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

（２）相当の期間（法第２８条第１項第２号）について、国の基本的な方針は、不登校の定義を踏まえ、年間３０日間を目安としている。

ただし、日数だけではなく、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が３０日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

２　児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

「いじめガイドライン」において、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申告があったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして法第２８条の規定に基づき報告・調査に当たる必要があるとしている。

なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第

２３条第２項の規定を踏まえた学校いじめ防止対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

法第２８条第１項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

３　重大事態調査（法第２８条第１項）の概要

「いじめガイドライン」において、重大事態調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない」とされている。

区において、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じた段階から教育委員会又は学校による調査の実施に向けた取組を開始し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の再発防止に資するために調査を行う。

４　重大事態発生時の対応

（１）教育委員会への報告

学校は、いじめにより重大事態に該当する又は重大事態に該当する可能性のある案件が発生した場合には、速やかに教育委員会へ報告する（法第３０条第１項）。報告の際には、いじめの重大事態に係る報告書（いじめ個票等）を提出する。

（２）教育委員会の判断・報告

教育委員会は、学校からの報告を受けた場合、重大事態に該当する可能性のある案件については学校と協議のうえ、重大事態に該当するか否かを迅速かつ適切に判断する。重大事態と判断した全ての案件について、区長に報告する。

（３）資料の収集・保存

ア　資料の収集

学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかることが求められる。学校が定期的に実施してい

（２）重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

（新設）

（３）調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に　資するために行うものである。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護　者が望む場合には、教育委員会の調査と並行して、区長による調査を実施する。

（４）調査を行うための組織

教育委員会が重大事案であると判断した場合、教育委員会は「対策委員会」を招集し、調査にあたる。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、網羅的に明確にすることである。民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

るアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ防止対策委員会等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等は調査の基礎資料として活用する。

イ　資料の保存

教育委員会又は学校が定める文書管理規則に基づき、関係資料の保存期間を明確に定め、収集した資料や重大事態調査を行った後の調査報告書の保存期間は国の指導要録の保存期間を踏まえて定める。

５　調査組織の設置

（１）調査主体、調査組織

教育委員会が調査主体となり、「重大事態等調査委員会」（区基本方針Ｐ．３参照）に諮問し調査を行うか、学校における組織で調査を行う。

（２）重大事態等調査委員会への諮問と答申

「いじめガイドライン」においては、「対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい※」とある。公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制として、教育委員会は、重大事態の有無や実態調査の結果を踏まえた対応方針、再発防止策等について、「重大事態等調査委員会」に対して諮問し、答申を受ける。

※第三者
国の基本的方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示されている。

（３）学校主体による調査

学校主体の調査となる場合も法第２８条第３項に基づき、教育委員会が学校に対して必要な指導及び適切な支援を行う。「いじめガイドライン」により、各学校に設置されている学校いじめ防止対策委員会のほか、必要に応じて、弁護士、医師、ＳＣ、ＳＳＷ等の専門家が参画して調査を実施する。

６　調査内容

（１）児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明

（新設）

重大事態の調査は、「事実関係を明確にする」ことを目的とするもの（法第２８条第１項）であり、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、時系列に整列するなどの方法で事実を明確にしなければならない。

このことを念頭に、「重大事態等調査委員会」において当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定し、教育委員会が「いじめガイドライン」の定める説明事項を調査実施前に児童生徒・保護者に対して説明したうえで、適切に調査を進める。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項（「いじめガイドライン」より）】

①重大事態の別・根拠
②調査の目的
③調査組織の構成に関する意向の確認
④調査事項の確認
⑤調査は方法や調査対象者についての確認
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項（「いじめガイドライン」より）】

①調査の根拠、目的
②調査組織の構成
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
④調査事項・調査対象
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順
⑥調査結果の提供
⑦調査終了後の対応

（２）調査の進め方

「いじめガイドライン」に則り、アンケート調査や聴き取り調査を実施する。

ア　調査全体の流れ

調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定するが、例えば、以下のような流れが想定される。

（新設）

（６）調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

（新設）

が想定される。

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
②対象児童生徒・保護者からの聴き取り
③聴き取りやアンケート調査等の実施
④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
⑥報告書の作成、取りまとめ

７　調査の説明及び報告について

（１）調査報告書の作成

報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、「いじめガイドライン」で示される標準的な項目等を参考にして作成する。

また、公表することも念頭におきつつ報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮する。

（２）関係者への説明

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明する（法第２８条第２項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

（３）関係者からの所見書の提出

教育委員会は、関係者に対して、調査結果を区長に報告する際に、関係者からの所見書を合わせて提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつまでに提出するかを指定する。

（４）結果報告

教育委員会は、調査結果とその後の対応方針について区長に報告する。

調査結果を区長に報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護

者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

（５）学校及び教育委員会の対応の検証・再発防止策の提言

教育委員会は、法、国・地方の基本方針や学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ防止対策委員会をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。

再発防止の観点からは、法第２８条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理する。

（６）調査結果の公表

調査結果については、原則として公表する。公表する範囲は、「足立区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について（令和８年　月策定）（以下「いじめ重大事態公表指針」という。）」及びいじめガイドラインの記載の事項を総合的に勘案し、判断する。（別添　いじめ重大事態公表指針　参照）

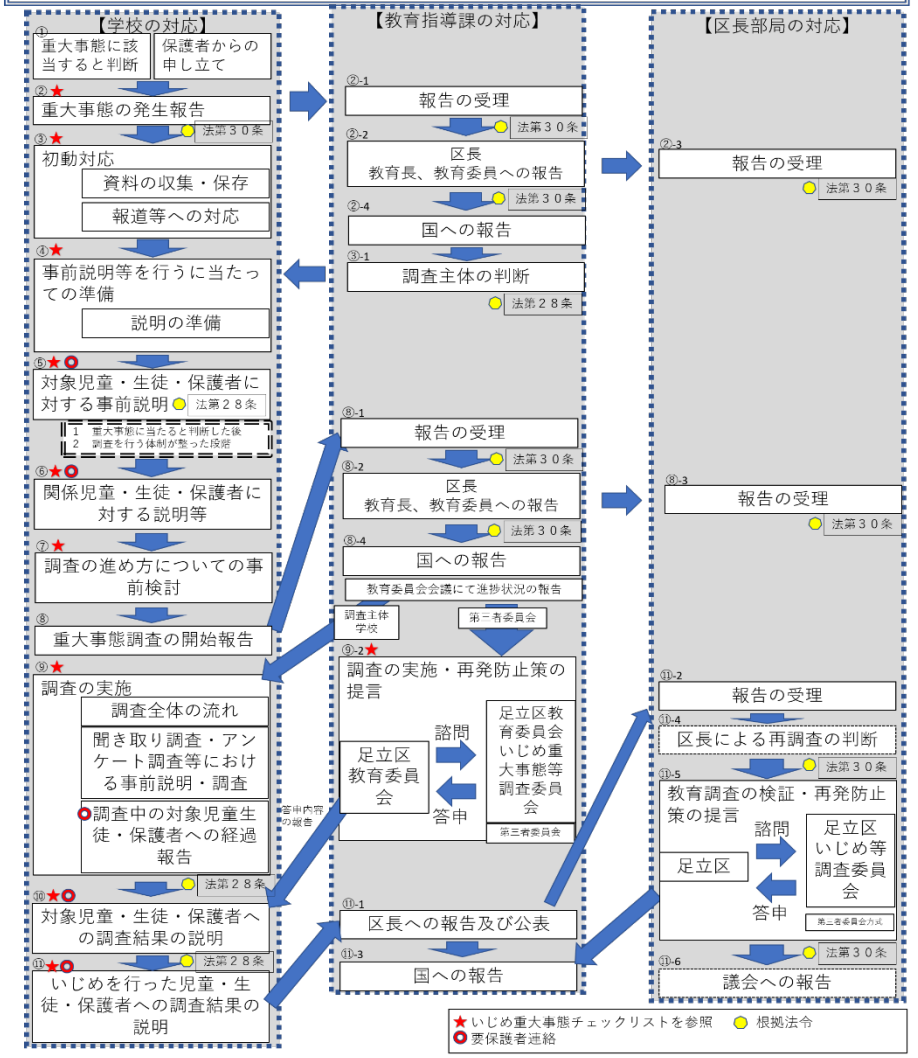
（新設）

足立区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下ガイドライン）に基づき、重大事態発生時には以下のフローチャートに沿った対応を行う。

いじめ重大事態の定義※法第２８条第１項
1　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
2　いじめにより児童等が相当の機関学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



２　調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

（１）再調査

報告を受けた区長は、当該報告に係る重大事態の対処又は当該重大　事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めた場合は、再調査を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

（２）再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により、区長が委嘱する　委員により構成される「足立区いじめ調査委員会」を設置する。

（新設）

８　区長による再調査（法第３０条第２項）及び措置

（１）再調査の趣旨

上記７（４）の報告を受けた区長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第２８条第１項に基づき重大事態等調査委員会が行った重大事態の調査の結果について、法第３０条第２項の調査（以下「再調査という。」）を行う。

（２）再調査を行う組織

制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、再調査を担当する部署として区では総務部を事務局として体制構築を図っている。再調査を実施する組織については、足立区いじめ等調査委員会設置条例により調査委員会を設置する。

調査委員会は、区長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

再調査の実施にあたって保護者の要望や事案に適した人選を速やかに行う必要があることから、教育委員会は当該重大事態発生後、総務部とも状況を共有する。

（３）再調査実施の判断

区長は、教育委員会から重大事態等調査委員会による重大事態の調査結果の報告を受けたときは、「いじめガイドライン」の定める法第３０条第２項の区長による再調査の実施の判断基準を踏まえ、再調査の実施の要否について判断する。

再調査実施の判断基準（「いじめガイドライン」より）

ア　調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合

イ　事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

ウ　調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児

	童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合
（新設）	**（４）再調査の実施** 区長は、法第３０条第２項に基づく再調査が必要と認めるときは、調査委員会に再調査を諮問し、区長から諮問を受けた調査委員会は、教育委員会による調査と同様に、いじめガイドライン等に則り適切な方法で事実の確認、再発防止のための調査を行う。
（新設）	**（５）関係者への情報提供** 調査委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、再調査によって明らかになった事実関係を説明する（調査委員会設置条例施行規則第６条第３項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
（新設）	**（６）再調査結果の報告及び説明** 調査委員会は、再調査結果と再発防止策を区長へ答申する（調査委員会設置条例第３条第１項柱書、同施行規則第６条第１項）。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、調査報告書の説明を受けた所見をまとめた文書の提供を受け、再調査結果の報告に添える。
（新設）	**（７）再調査の結果を踏まえた措置等** 区長と教育委員会は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる（法第３０条第５項、調査委員会設置条例施行規則第６条第５項）。 調査結果について、区長は個々の事案の内容やいじめ重大事態公表指針、いじめガイドライン等を総合的に勘案し、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら公表範囲を定め、その結果を公表（議会への報告等）する（法第３０条第３項、調査委員会設置条例施行規則第６条第４項）。
（新設）	**◆「自殺が起きた時の背景調査」といじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査の関係性** １　背景調査の概要 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和 7 年 12 月文部科学省改訂版）（以下、「背景調査の指針」という。）において、「自殺は一般的に、様々な原因からなる複雑な現象であると言われており、その

原因が特定されない場合が少なくないが、自殺に至る過程を丁寧に探ることで初めて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となるため、学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、国公立大学に附属して設置される学校の場合は国公立大学法人、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第２項に規定する学校設置会社が設置する学校においては、当該学校設置会社。以下同じ。）及び学校において背景調査を実施することが必要となる。背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校の設置者及び学校が主体的に行う必要がある」とされている。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、背景調査の指針に留意して、以下のとおり背景調査を行う。この調査において、学校及び教育委員会は亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の心情に十分に配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し調査する。

２　背景調査の流れ

（１）基本調査

自殺または自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が調査主体となり、教育委員会の指導・支援のもと、事案発生後数日以内にその時点で収集した事実関係の情報を迅速に整理し、教育長及び区長に報告する。基本調査の実施にあたっては、全国共通の『様式２（基本調査様式）』を用いて迅速に情報を整理し、遺族への初期説明時には国の『様式１（リーフレット）』を活用するものとする。

（２）詳細調査への移行の判断

基本調査の報告を受けた教育委員会は、詳細調査への移行の判断を行い、その旨を区長に報告する。詳細調査への移行について遺族から要望を聴取する際は、国の『様式３（詳細調査等に係る意向確認書）』を活用し、意向を正確に把握する。移行しない例外として、遺族が詳細調査を固く望まない場合等がある。しかし、詳細調査への移行については、全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいことを基本とする。

（３）詳細調査

教育委員会が、自殺に至る過程や心理を検証するため、公平・中立の立場で、高い専門性を有する第三者の委員で構成された「重大事態等調査委員会」に諮問する。諮問を受けた「重大事態等調査委員会」は、詳細調査を行うとともに、教育委員会に対し詳細調査の結果を答申する。答申を受けた教育長は、その旨を区長に報告する。

（４）関係所管への報告

基本調査結果（様式2）や詳細調査報告書を文部科学省を通じてこども家庭庁へ提供・共有するものとする

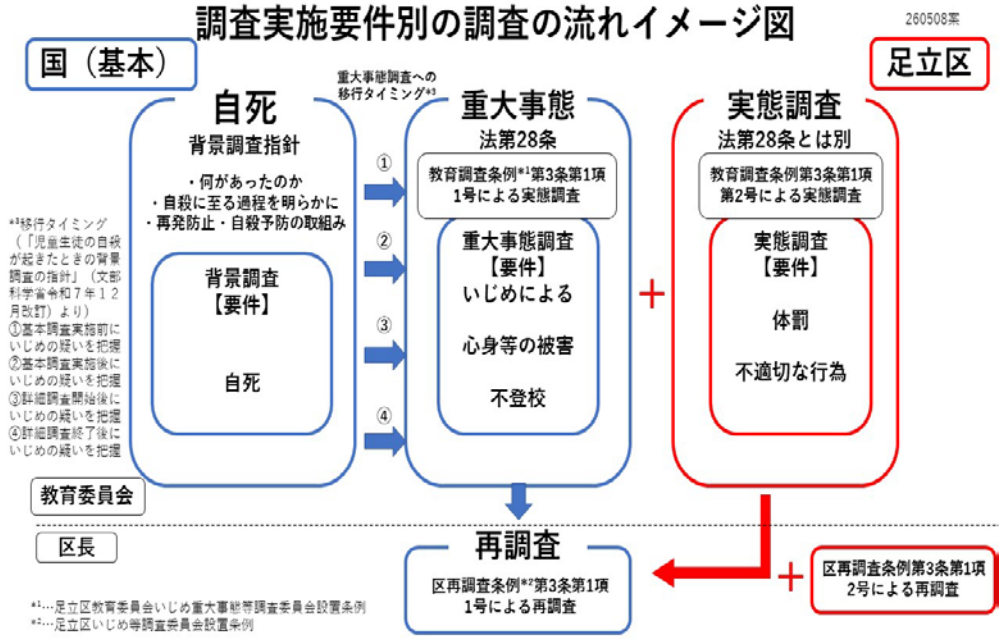
３　背景調査と重大事態調査の関係性

背景調査の指針において「いじめにより重大な損害が生じた疑い」が認められる時点については、以下が考えられるとされている。

① 基本調査を実施する前
② 基本調査の実施後
③ 詳細調査開始後
④ 詳細調査終了後

「いじめにより自殺事案が生じた疑い」があると認められる場合は、法第２８条第１項の規定によるいじめ重大事態調査をいじめガイドラインに沿って進めるものとする。

（新設）



【区基本方針に頻出の用語定義】

・法･･･　「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）
・国の基本方針･･･　いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）
・「いじめガイドライン」･･･　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月文部科学省）
・背景調査の指針･･･　児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和７年１２月改訂）
・いじめ･･･　法第２条第１項に規定する「いじめ」
・重大事態調査･･･　法第２８条第１項に基づく学校の設置者又は学校が行う調査
・再調査･･･　地方公共団体の長等が、法第２９条第２項、第３０条第２項、第３０条の２、第３１条第２項、第３２条第２項に基づいて行う調査
・いじめ個票･･･　学校いじめ防止対策委員会において組織的・継続的な対応が必要と判断された案件について記録するもの
・いじめ一覧表･･･　「法律上のいじめの定義」に該当するものすべてを学校が記録するもの
　※その他、上記にない用語の定義については、法及び基本方針で定められたとおりとする。

	「足立区いじめ防止基本方針に基づく　チェックリスト」 以下略

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**竹の塚中学校と渕江中学校の第１回統合地域協議会の結果等について**
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内　　容	統合地域協議会の協議内容やその結果等について、次のとおり報告する。

１　第１回統合地域協議会の結果

（１）日程

令和８年７月２８日（火）午後７時００分～午後８時３０分

（２）会場

渕江中学校

（３）委員（統合地域協議会の開催前に教育長から委嘱）

２０名（うち１名は当日欠席）

ア　開かれた学校づくり協議会やＰＴＡ代表　各校８名

イ　学校代表　各校２名（学校長、副校長）

※　委員は両校の開かれた学校づくり協議会からそれぞれ推薦

（４）協議内容及び結果

内容	協議結果
役員の選任	会長１名、会長職務代理１名、副会長２名決定
個別実施計画（案）第２版の検討	①　次回も委員間で意見を出し合い協議する。 ②　令和１１年度に竹の塚中学校と渕江中学校がそれぞれ開校６０周年、７０周年を迎えるため、統合等のスケジュールを１年後ろ倒しに変更した計画（案）第３版を次回協議する。
「統合地域協議会ニュース」の発行	地域や学校関係者に広く周知することを報告

（５）委員からの意見

ア　将来の子どもたちのために、委員間で建設的に意見を出し合っていきたい。

イ　両校のカラーが違うため、相容れないのではないか。

ウ　両校の違いはあるが、話し合って進めていくべきではないか。

エ　統合によってお互いの伝統が無くなってしまうのではと思う。

オ　小規模校として残る選択肢もあると思う。

	カ　両校の雰囲気を選んで入学する生徒はいる。 キ　色々な生徒が混ざって学校を作っていくことが重要。 ク　統合するかしないかは、大人が責任を持って決めていく問題。 ケ　両校の関係者が、地域として新しい学校を作っていく、リスタートするくらいの意識で進めていくことが重要。 （６）傍聴人 ２１名 内訳（学区域内１１人、学区域外１０人） **２　個別実施計画（案）第３版（別添資料２，３）** 令和８年６月２４日（水）に開催した「統合地域協議会の設置に向けた準備会」のご意見を受けて、素案第２版のスケジュールのみ以下のとおり変更した。 （１）渕江中学校を改築し、統合後の新校舎とする【変更なし】。 （２）改築期間中は竹の塚中学校を仮校舎として活用する【変更なし】。 （３）統合の時期は令和１１年４月から令和１２年４月に変更する。 （４）新校舎開校は令和１５年４月から令和１６年４月に変更する。 **３　今後の予定** （１）統合地域協議会の結果をニュースにまとめ、両校の保護者や近隣の町会・自治会、区ホームページ等で広く周知していく。 （２）令和８年９月７日（月）に第２回統合地域協議会を開催し、計画（案）第３版等を協議していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）の関係者説明の結果について**
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内　　容	令和８年７月に策定した「花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）」の関係者説明の結果について報告する。

１　計画（案）の関係者説明の結果

（１）関係者

ア　花畑地区町会・自治会連合会（令和８年７月２日）

イ　桜花小学校開かれた学校づくり協議会（令和８年７月３日）

（２）主な質疑要旨

質問	回答
小規模校の良さはある。残すべき（地区町会・自治会連合会）。	小規模校には目が行き届きやすい等のメリットが一部あると認識しているが、子どもが切磋琢磨し社会性を身に付けるには、適正な規模がより重要と考えている。
桑袋地域から花畑西小学校まで通うのは遠く、防犯上心配。バスを出してほしい（開かれた学校づくり協議会）。	通学距離は地域特性や交通事情により個々で異なるため、スクールバスの導入は考えていないが、学童擁護員を配置する等、通学路の安全は十分に確保していく。
統合に伴って避難所や学童保育はどうなるのか（開かれた学校づくり協議会）。	具体的な検討は統合決定後になるが、引き続き担当所管と情報共有していく。
中学校の統合後に残る花畑北中学校に、花畑西小学校と桜花小学校の新校舎を作れないか（開かれた学校づくり協議会）。	計画（案）から７年ほど統合が遅れ、その間は小規模状態が続いてしまうが、統合地域協議会で合意が得られれば検討したい。

（３）その他ご意見

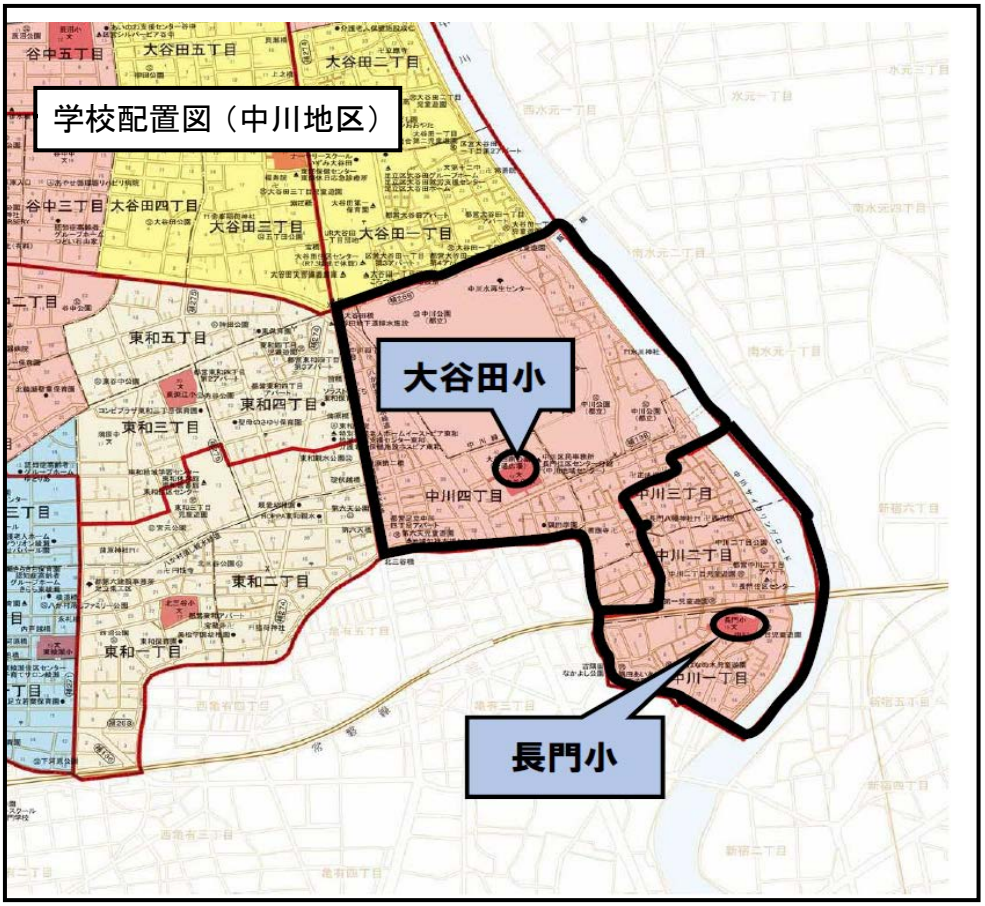
綾瀬小学校の校舎はとても魅力的。花畑地域の統合校も子どもたちが喜ぶ施設にしてほしい（地区町会・自治会連合会）。

２　今後の方針

関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧に説明しながら、統合地域協議会の設置と実施計画の成案化を目指していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**中川地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）策定について**
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内　　容	令和８年３月に策定した「中川地区の適正規模・適正配置実施計画案（第１版）」を踏まえ、統合後の仮校舎や新校の配置等をまとめた同計画（案）第２版について報告する。 **１　計画案等** （１）適正規模・適正配置実施計画（案）（第２版）【別添資料４】 （２）資料編【別添資料５】 **２　計画（案）概要** （１）統合対象校 長門小学校と大谷田小学校 

（２）統合後の学校配置等

ア　大谷田小学校を改築し、統合校の新校舎とする。

イ　改築期間中は、長門小学校を仮校舎として活用する。

（３）主なスケジュール（予定）

時期	内容
令和８年８月～	素案（第２版）の議会報告 仮校舎や新校の配置を記載
	関係者説明 ①　中川地区町会・自治会連合会 ②　長門小学校、大谷田小学校 （開かれた学校づくり協議会、保護者等）
令和１０年頃	統合地域協議会（※）の設置 統合地域協議会の承認を得て計画成案化
令和１４年４月	学校統合（仮校舎で学校運営）
令和１８年４月	新校舎開校

※　統合対象校の「開かれた学校づくり協議会」代表者中心に構成

３　計画（案）第１版の関係者説明結果

（１）関係者

ア　中川地区町会・自治会連合会（令和８年３月２１日）

イ　開かれた学校づくり協議会

（ア）長門小学校（令和８年５月２９日）

（イ）大谷田小学校（令和８年５月２３日）

ウ　上記対象校の保護者（近隣幼稚園・保育園の保護者含む）

回数	【保護者説明会】日程	会場	参加者数 （うち保護者）
1	令和８年７月６日（月） 午後７時～午後８時	長門小学校 体育館	３８人 （２０人）
2	令和８年７月９日（木） 午後７時～午後８時	長門住区センター 分館	８人 （４人）
3	令和８年７月１１日（土） 午前１０時～午前１１時	大谷田小学校 体育館	４３人 （２６人）
4	令和８年７月１１日（土） 午後１時３０分～ 午後２時３０分	長門小学校 体育館	３２人 （１５人）

（２）主な質疑要旨

質問	回答
統合は決まりなのか（開かれた学校づくり協議会）。	まだ素案。第２版で新校の配置等を記載し改めてご説明し、「統合地域協議会」で承認されて成案化となる。
長門小学校が無くなって大谷田小学校に新しい校舎が建つと思われるがどうか（保護者説明会）。	どこの敷地に新しい学校が建つかは、まだ決まっていない。具体的に決まり次第、改めてご報告する。
統合により通学距離が延びてしまう。最近は暑さも厳しい。スクールバスは導入しないのか（保護者説明会）。	区が示す通学距離はあくまでも目安の距離で個々に異なるため、現時点で導入は考えていない。
統合に伴って、どちらかの学校で入学の受け入れを止めることはあるか（保護者説明会）。	現在のところ、統合に伴う受け入れ停止は考えていない。
大谷田小学校と長門住区センターに学童保育がある。統合に伴い運用はどうなるのか（保護者説明会）。	改築校については、原則校内に学童保育室を整備している。具体的には統合決定後、担当所管を中心に運用等を検討していく。
統合はいつ頃確定するのか。統合を踏まえて、子どもの学校選びを早くしたい（保護者説明会）。	スケジュール案としては、令和１０年度に統合地域協議会を設置する予定だが、保護者から早めに統合を確定してほしい旨のご意見があったことは、開かれた学校づくり協議会会長にお伝えする。
跡地には子どもが運動できる、また避難場所としても使える等の活用を考えてほしい（保護者説明会）。	跡地については、地元のご意見を丁寧に伺いながら、子どもや地域住民が喜ぶ活用を考えていきたい。

（３）その他ご意見

ア　地域の子どもが減ってきていることは理解しているため、統合やむなしという思いもある（開かれた学校づくり協議会）。

イ　校舎が新しくなるので嬉しい（保護者説明会）。

	４　今後の方針 　関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧に説明しながら、統合地域協議会の設置と実施計画の成案化を目指していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**「第３期足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和７年度実績及び評価結果について**
所　管　部　課	子ども家庭部子ども政策課
内　　容	「第３期足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和７年度実績及び評価について、地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会にて意見聴取を行い、別添資料６のとおり施策評価表として取りまとめたので報告する。

１　評価の方法

	評価者（機関）	評価内容
１次評価	各指標・事業の担当課	自己評価
２次評価	子ども家庭部	総合評価
３次評価	足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会含む）	外部評価

（１）評価点の考え方

成果指標ごとに最終目標値（令和１１年度）に対する令和７年度実績値の割合を算出し、平均した数値を**各施策の進捗率**とする。各施策の進捗率を、以下の表を目安にして評価する。

≪進捗率と点数の目安≫

９８％ ～１００％　→　５点
８５％ ～　９７％　→　４点
６０％ ～　８４％　→　３点
３０％ ～　５９％　→　２点
０％ ～　２９％　→　１点

２　令和７年度各施策の評価と概況（成果と課題）

施策群１　家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む	**令和７年度評価点（５点満点）**
【施策１－１】（別添資料６　P４参照） **子どもの心身の健全な発達の支援** 成果：啓発物の刷新により、早寝早起き等の生活習慣が定着した。また、アウトリーチ事業により、絵本に触れる機会が広がった。 課題：教育・保育施設における給食後の歯みがき実施が定着していない。 →各施設と連携し、歯みがきやむし歯になりにくいおやつの習慣づくりに取り組んでいく。	4 **最終目標に対する進捗率８７％** 成果指標１　100% 成果指標２　100% 成果指標３　57% 成果指標４　86% 成果指標５　94%

【施策１－２】（別添資料６　P８参照） 就学前からの学びの基礎づくり 成果：指導検査後の改善率の１００％達成や、小学１年生の基本的生活習慣も順調に定着し、教育保育の質を維持した。 課題：学童保育室の保護者満足度が目標未達。 →保護者アンケート結果を反映した運営改善策の助言指導等をしていく。	4	**最終目標に対する 進捗率９７％** 成果指標１　100% 成果指標２　94% 成果指標３　100%
【施策１－３】（別添資料６　P10 参照） 子どもの状況に応じた支援の充実 成果：「こども支援センターげんき」を拠点とした専門職による相談や、心理士の巡回指導を丁寧に行い、発達支援児の行動上の課題軽減を達成できた。 課題：乳幼児期の支援記録の就学先への着実な引継ぎの実施。 →チューリップシートの活用をさらに定着させ、環境変化に左右されない一貫した支援体制を強固にしていく。	5	**最終目標に対する 進捗率９８％** 成果指標１　97% 成果指標２　100%
【施策１－４】（別添資料６　P12 参照） 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援 成果：大学連携等の高度な学びの提供により、子どもの意欲が向上した。放課後子ども教室の満足度も高く、安心して過ごせる場として定着している。 課題：放課後子ども教室の開催日数増加を望む声が多くさらなる拡充が必要。 →週５日・全学年同時開催ができていない実行委員会に対し、継続して開催日数増の働きかけを行っていく。	5	**最終目標に対する 進捗率９８％** 成果指標１　100% 成果指標２　97%

施策群２　妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	令和７年度 評価点（５点満点）
【施策２－１】（別添資料６　P14 参照） **妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実** 成果：妊娠期から継続した相談支援や、保育コンシェルジュのデジタル活用により利用者の満足度が向上した。 課題：産前・産後家事支援事業の利用件数が低迷している。 →利用者アンケートにより要因を把握し改善を図っていく。	5 **最終目標に対する進捗率１００％** 成果指標１　100% 成果指標２　100%
【施策２－２】（別添資料６　P18 参照） **多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実** 成果：学童保育室の新設による受入枠の拡大や、男性向け講座等による多様性社会の推進により目標を達成した。 課題：保育園の待機児童率の上昇。 →保育需要の分析を継続して行い、待機児童率の減少に取り組んでいく。	3 **最終目標に対する進捗率６７％** 成果指標１　75% 成果指標２　56% 成果指標３　71%
【施策２－３】（別添資料６　P20 参照） **配慮を要する子育て家庭への支援** 成果：システム構築等の運用改善による虐待対応終結率の大幅な向上や、ひとり親向け就労支援事業修了者の着実な就業により目標を達成した。 課題：ひとり親向け就労支援事業利用人数の減少。 →利用に至らなかった要因分析をするとともに、個々のニーズに即した柔軟な相談支援も強化していく。	3 **最終目標に対する進捗率７８％** 成果指標１　100% 成果指標２　57%

【施策２－４】（別添資料６　P22 参照） **安全・安心に子育てのできる生活環境の整備** 成果：公立学校のバリアフリー化等、ハード面における整備の着実な進展や、区民意見を反映したテーマ性のある公園整備により、子育て世代の満足度が向上した。 課題：工事案件の集中により公園の改修・整備数の目標未達。 →令和１０年度以降を見越した整備スケジュールの再編をしていく。	4 **最終目標に対する進捗率９７％** 成果指標１　95% 成果指標２　99%

３　外部委員による審議・調査（３次評価）結果

足立区地域保健福祉推進協議会(子ども支援専門部会含む)から特段の異議はなく、原案どおり了承された。

４　今後の方針

（１）年度毎に各施策の実績を評価し、改善を図っていく。

（２）施策評価表については、議会報告後、区ホームページで公表予定。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**区立保育園における一時保育の優先予約の実施について**
所管部課名	子ども家庭部　保育・入園課 子ども施設指導・支援課、私立保育園課
内　　容	**１　目的** 出産又は入院を理由に一時保育を利用する保護者の負担軽減及び育児環境の確保を図る。 **２　内容** 保育園や幼稚園等に通っていない児童の保護者が**①出産**又は**②入院**を理由に一時保育を利用する場合、利用希望月の３か月前の１日から優先予約の受付を開始する。 （現行：利用希望月の１か月前の１日から受付） 【参考】 「一時保育」とは、保育園や幼稚園等に通っていない児童の保護者が、冠婚葬祭、通院、リフレッシュ等により一時的に保育を必要とする場合に利用できるサービス。現在、区立保育園１４園のほか、私立保育園、認証保育所、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）において実施している。 **３　スケジュール** （１）施 行 年 月 日：令和８年　９月１日 （２）対象となる利用月：令和８年１２月１日利用分以降 **４　今後の方針** 私立保育園等の一時保育実施施設に対しても、区立園の取組を周知し、実施可能な施設における同様の優先予約制度の導入を働きかけていく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**ギャラクシティ改修工事の実施設計及び休館中の対応について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室　地域文化課、中央図書館 地域のちから推進部　住区推進課 施設営繕部　西部地区建設課
内　　容	令和９年４月からの改修工事着工に向けて実施設計の概要がまとまったため、次のとおり報告する。併せて休館中の既存事業の対応について報告する。 **１　実施設計（概要）** （１）工事期間 令和９年４月から令和１２年３月まで（３年） （２）休館期間 令和９年３月から令和１２年４月まで（３年２カ月） ※　移転及び再開準備を含む （３）主な工事内容 ア　施設維持のための電気・機械設備の改修 こども未来創造館及び西新井文化ホールの両館を管理する空調機や電気容量をまかなう受変電設備など大規模な設備更新に加えて、照明設備や配管など施設全般に渡る設備改修を行う。 イ　西新井文化ホールホワイエへのトイレ増設 ニーズの高かった段差のないトイレを新設することで、利便性向上を図る。 ウ　西新井文化ホール特定天井の改修 地震に伴う天井の崩落を防ぐため、脱落防止を図る耐震改修を行う。 （４）工事費 約１３０億円 **２　改修工事のスケジュール（予定）**

年　月	内　容
令和　８年12月	改修工事費の補正計上
令和　９年　３月	契約議案を議会へ上程
令和　９年　３月～	ギャラクシティ休館
令和　９年　４月～令和１２年３月	**改修工事**
令和１２年５月～	ギャラクシティ再開

３　休館中の対応について

（１）ギャラクシティ事業の継続と事業見直し

令和８年度第３回定例会にて事業運営の補正予算が可決された場合には、次のとおり取り組む。

ア　アウトリーチによる体験機会の提供

休館中も移動式プラネタリウムによる観望会や中高生対象の部活動「Ｇがくえん」等の既存事業の館外開催など、引き続き子どもの体験機会を提供する。事業者は８年度にプロポーザルにより選定する。

イ　既存事業の見直し

（ア）内容

大規模改修工事は設備更新が中心であるが、休館中に一定の事業見直しが必要である。大規模改修工事とは別に、新たな体験コンテンツの導入や多様な世代が活動できる空間作りなどについて調査・検討を行う。

（イ）今後の進め方

① 専門知識を有する事業者に委託し、令和９年度前半までにニーズ調査や施設・運営面の見直しの必要性について調査する。

② 上記①の調査結果や構想を基に、庁内で方針決定する。

③ 定めた方針に基づき、プロポーザルで事業者を選定し、設備等の更新を行う。また、運営面の見直しについては、指定管理者への仕様へ反映する。

（２）子育てサロン西新井の対応

改修工事期間中は休室とする。休室中の一時預かり事業及び出張子育てサロンについては、以下のとおり進める。

ア　一時預かり事業

以下の理由により、ギャラクシティ休館中は事業休止とする。

（ア）利用者の半数以上が月１～２回程度の短時間利用であるため。

（イ）「一時保育」「こども誰でも通園制度」等、他のサービスにより代替が可能であるため。ただし、上記サービスを知らない人も多いと考えられるため、休館前から利用者への周知強化を図る。

イ　出張子育てサロン

出張サービスによる事業継続を予定している。

（ア）場所　こども支援センターげんき１階集会室

（イ）内容　あかちゃんず、年齢別交流会

（ウ）回数　月２回程度

	（３）図書受渡窓口 　令和８年度第３回定例会にて図書事業の補正予算が可決された場合には、次のとおり、臨時の図書受渡窓口を設置する。 ア　設置場所 　こども支援センターげんき１階ロビー イ　運営形態 　業務委託 ※　開設日や開設時間、利用サービス等については、現在調整中 **４　今後の方針** 　改修工事に関する進展や変更があった場合には、速やかに報告する。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**足立区学校開放事業審議会の実施結果（第３回から５回）及び答申について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課

内　　容

足立区学校開放事業審議会（全５回）について、令和８年７月１７日に最終回となる第５回審議会を開催した。

ついては、第３回から第５回までの審議結果及び同年８月７日付で同審議会から受けた答申について、次のとおり報告する。

１　第３回及び第４回審議会での審議事項

審議事項	主な意見
柱Ⅰ 【予約システムの導入】 事務負担の軽減と空き枠の活用	高齢の利用者等に配慮し、相談窓口の設置など丁寧なサポート体制を構築すべきである。
【運用の効率化】 利用調整会議の回数削減	①　時間外の利用調整会議に出席する副校長の負担が大きい。 ②　回数削減とともに、副校長の出席回数も少なくしてほしい。
柱Ⅱ 【登録要件の見直し】 区民優先の利用と適正な団体管理	①　登録のみで活動していない団体も多く、登録削除の検討が必要である。 ②　在住者の実態把握方法の検討が必要である。
柱Ⅲ 【貸出枠の見直し】 貸出時間単位の細分化とシェアでの利用	体育館の半面利用（シェア）の検討が必要。導入する際は仕切りを設置すべきである。
柱Ⅳ 【罰則規定の導入】 不適切行為を抑止	①　罰則を適用するかどうか恣意的に決められないように第三者機関が判断するしくみが必要である。 ②　違反行為の抑止力として利用団体名を公表してはどうか。 ③　過度な厳格化で団体が活動しづらくなることが心配である。 ④　騒音などのマナー違反と暴力事案については罰則の度合い等分けて考える必要がある。

審議事項	主な意見
【指導者の資質向上】 安全で適切な指導体制を構築	① ハラスメント講習会受講を団体登録要件とし、義務化すべき。 ② 相談窓口への通報をもとに団体ヒアリングを行う場合は、被害者保護を最優先にして二次被害を防ぐべき。
【減免団体（ＰＴＡ）における現役要件の見直し】 現役割合の基準を緩和	① 子どもたちのためにＰＴＡのコミュニケーションは重要。人が集まりにくい現状もあるので、団体維持のため緩和しても良いのではないか。 ② ＰＴＡ活動という主旨から外れない要件（一定の割合は現役）を設けて緩和してはどうか。

２　第５回審議会での答申案に対する主な意見

No.	主な意見
1	オンライン化により蓄積されるデータをうまく活用してほしい。
2	スマートロックについて「慎重に検討」という表現は消極的に捉えられるため、費用対効果を整理した上で、前向きに導入の検討をしてほしい。
3	特定の登録団体による枠の占有（早い者勝ち）をシステムでどう制御するかが、運用する際の課題である。
4	子どもの安全確保を５つ目の提言として盛り込むことはできないか。
5	指導者向け講習会への出席を必須とすることを盛り込むべきである。
6	校庭の夜間利用について、学校の環境整備や、それに合わせた料金体系の検討を盛り込むべきである。
7	在住・在勤・在学者の割合を偽って登録するなどの悪質なケースを罰則規定（虚偽申請）に明記し、抑止力を持たせるべきである。
8	いつまでに何を実施するのかという具体的なスケジュールや目標（ロードマップ）を示し、進捗を審議会委員にも共有してほしい。

３　答申について

令和８年８月７日付で答申の提出を受けた。

※　答申については、別添資料７参照。

4　答申のポイント

柱	内容
柱Ⅰ オンライン化による効率化と負担軽減	（1）オンライン予約・決済システムの導入 （2）空き室情報の可視化と利用促進 （3）利用調整会議の再定義と負担軽減 （4）デジタル機器の操作に不安がある方への配慮 （5）スマートロック導入による施設管理の自動化に向けた検討
柱Ⅱ 公平性を担保する「登録要件の見直し」と不公平感の解消	（1）新たに区内在住・在勤・在学者割合の導入 （2）「１団体１校登録」原則の適正運用 （3）利用時間上限設定の検討 （4）減免制度の適正化と運用見直し （5）部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動への対応検討
柱Ⅲ 「貸出枠の細分化」による利用機会の創出	（1）１時間単位の貸出導入 （2）体育館の半面利用の促進 （3）気候変動への対応と夜間利用の環境整備
柱Ⅳ 「罰則規定の導入」とルールの厳格な運用	（1）遵守すべきルールの明文化と徹底 （2）４段階の段階的罰則基準の整備 （3）公平な判断プロセスの導入 （4）指導者の資質向上と他部署連携

5　今後の方針

答申を受け、具体的な施策の実現性や実施スケジュールについて精査を行い、令和８年９月を目途に、取組の方向性について報告する予定である。

６　これまでの審議経過

	日程	主な内容
第１回	令和７年 ７月２８日（月）	４つの課題に対して４つの柱に分類し、議論のベースを定めた。
第２回	令和７年 １０月２７日（月）	審議会の開催回数を３回から５回に変更した。 柱Ⅰオンライン化と負担軽減 予約システムの電子化について検討した。
第３回	令和８年 １月３０日（金）	柱Ⅱ登録要件の見直し 柱Ⅲ貸出枠の見直し
第４回	令和８年 ３月１２日（木）	柱Ⅳ罰則規定の導入 暴力事案を教訓とした再発防止策の検討 ＰＴＡ団体における現役要件の見直し
第５回	令和８年 ７月１７日（金）	答申策定に向けて議論の振り返り及びまとめ

【参考】足立区学校開放事業審議会の概要

１　所掌事項

（１）足立区教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、学校開放事業に関する基本的な施策及び具体的な運営方法について審議し、次に掲げる事項について委員会に答申すること。

ア　学校施設の適正な使用に関すること。

イ　団体利用のあり方に関すること。

ウ　利用上のルールに関すること。

エ　その他、委員会が必要と認めること。

２　組織　　※　委員一覧は、次頁を参照

委員会が委嘱する委員１６人以内をもって組織する。

３　過去の開催実績

平成２２年度に条例、施行規則を制定した上で諮問し、平成２３年度に答申を受けている。今回、平成２３年度以来の審議会開催である

足立区学校開放事業審議会委員名簿

任期　令和８年７月１３日から令和９年７月１２日まで

	区分	氏名（敬称略）	職歴等
1	学識経験者	二宮　雅也	文教大学教授（スポーツ社会学）
2	学校教育関係者	吉野　美一	足立区立小学校ＰＴＡ連合会（弘道第一小学校ＰＴＡ会長）
3		山口　美郁	足立区立中学校ＰＴＡ連合会（江南中学校ＰＴＡ会長）
4		村松　治	足立区立千寿双葉小学校校長
5		浅香　英典	足立区立興本扇学園校長
6	社会教育関係者	羽住　敏久	足立区スポーツ推進委員会会長
7		飯ケ谷　美惠	総合型地域クラブ 興本倶楽部会長
8		石澤　美也子	総合型地域クラブ 千住ウエスト会長
9		大林　英夫	足立区青少年対策地区委員会会長連絡協議会副会長
10		山﨑　弘孝	足立区スポーツ協会副会長
11	区議会議員	くじらい　実	区議会議員
12		へんみ　圭二	区議会議員
13	公募による区民	岡井　伴治	区民
14		櫻井　悠夏	区民
15		田口　藍	区民
16		正岡　佳	区民

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月７日

件　　名	**梅田図書館及び梅田地域学習センターの指定管理期間の延長に係る検討について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室　中央図書館、生涯学習支援課
内　　容	梅田図書館の指定管理期間は令和８年度、梅田地域学習センターの指定管理期間は令和９年度までとなっている。次期指定管理者公募に関して、足立区立図書館条例第５条第２項に定める「特別の事情」に該当する事由が生じ、指定管理期間について検討する必要があるため、次のとおり報告する。

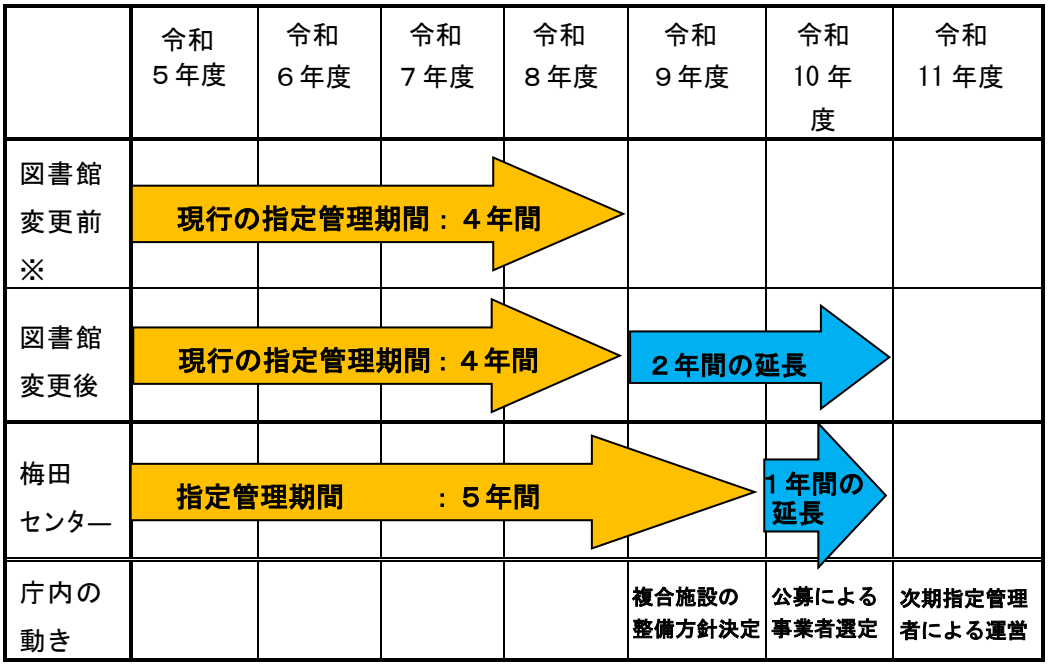
１　指定管理期間の検討内容について

（１）梅田図書館

梅田八丁目複合施設（以下「複合施設」という。）の整備方針決定が令和９年夏頃の見込みであり、現時点では整備スケジュールを踏まえた指定管理期間を設定できないことから令和９年度、１０年度の２年間を延長する。

（２）梅田地域学習センター

梅田図書館と一体的に管理を行っていることから、次回の公募時期を梅田図書館とあわせるため令和１０年度の１年間を延長する。



※　梅田図書館については、公募を実施した令和４年度時点において、当該施設の移転先である複合施設の開設が当初令和９年度（令和１０年１月）を予定していたため、本来の指定期間である５年間ではなく、令和８年度末（令和９年３月末）までの４年間とした。

２　公募によらず延長する理由について

指定管理期間が短期間であるため、初期投資や人材確保が必要となる新規事業者の参入が困難となることから、公募によらず現指定管理者を候補者とする。

３　現指定管理者について

梅田地域学習センター・梅田図書館・梅田体育館の指定管理者

みんなでつくるあだちの未来共同事業体

（１）代表団体

株式会社小学館集英社プロダクション（センター・体育館）

（２）構成団体

ア　株式会社図書館流通センター（図書館）

イ　野村不動産パートナーズ株式会社（施設管理）

４　スケジュール

時期	内容
９月	選定審査会委員委嘱
９月～１０月	財務状況調査、労働条件審査
１０月～１１月	選定審査会実施（候補者選定）
１２月	区議会第４回定例会に指定管理者の再指定の議案を提出

５　今後の方針

選定審査会の承認及び議会の議決が得られた際には、現指定管理者に再指定する。

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年８月７日

件　　名	**教育委員会に対する意見聴取に係る回答について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	教育委員会に対して意見聴取があった事案について、以下のとおり回答を行ったため、当該回答について報告する。

１　旅館業法第３条第４項の規定に基づく足立保健所長からの旅館業営業許可申請に係る意見聴取について

	営業許可申請対象施設概要	意見聴取対象施設	【参考】保健所の見解（概要）	教育委員会の意見（概要）	回答日
①	所在地：足立区梅島一丁目32番6号 構造設備の概要：SRC造(地上3階､地下0階)、うち1階の1室(22.1㎡) 距離：約100m	梅島学童保育室	実地検査の結果、関係衛生法規に適合し、旅館業営業許可に支障なし。	ア　利用者の身元確認や通報先の明示等、子どもの安全確保に資する方策の実施を求める。 イ　学童保育室の運営に支障を及ぼすことが無いよう配慮を求めるとともに、支障が発生した際の適切な対応を求める。	令和８年７月10日
②	所在地：足立区千住三丁目25番33号 構造設備の概要：木造モルタル(地上2階､地下0階)、うち1-2階の1室(110.65㎡) 距離：約15m	千寿本町小学校	実地検査の結果、関係衛生法規に適合し、旅館業営業許可に支障なし。	ア　利用者の身元確認や通報先の明示等、子どもの安全確保に資する方策の実施を求める。	令和８年７月13日

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年８月７日

件　　名	**令和８年度第１回足立区不登校支援連絡会の実施結果について**
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課
内　　容	区、区立学校及び関係団体が連携するとともに、様々な団体が繋がり、支援の輪を広げることにより、不登校児童・生徒に対し切れ目のない支援を行うため、「足立区不登校支援連絡会」を開催している。 ついては、第１回の実施結果について情報提供する。 **１　実施結果について** （１）実施内容 ア　都立小台橋高等学校より学校紹介 イ　区の不登校支援の現在の取組状況 ウ　保護者支援の取組（参加団体による事例発表） （２）参加団体数 合計１８団体（「４　参加団体一覧」を参照） （３）参加者からの主な意見 ア　情報発信で協力できることがあれば、法人や地域団体も協力していきたい。 イ　不登校の低年齢化が進み、支援策を進めるにあたり、学校の先生方の負担軽減も必要だと思う。 ウ　民間団体同士が繋がり、事例共有や課題解決を共に行うネットワークを作って、今後自主的に活動していくのはどうか。 **２　実施日時等** （１）実施日時 令和８年７月１７日（金）１８時１５分～１９時４５分 （２）会　　場 足立区役所庁舎ホール **３　今後の予定** （１）今回の意見を参考に具体的な施策を検討する。 （２）次回、冬頃に令和８年度第２回足立区不登校支援連絡会を実施予定

４　参加団体一覧

	区分	団体名
1	学校	東京都立小台橋高等学校
2		学校法人 三幸学園 東京みらい中学校
3	フリースクール	学校法人 三幸学園 東京未来大学みらいフリースクール
4		学校法人 小池学園フリースクール tumu-ni
5		株式会社ベネッセコーポレーション
6		あだちファミリースペース every tree
7		Ｄｏｐｅｅｐｓ
8	区不登校支援事業受託者	株式会社エデュケーショナルネットワーク
9		認定特定非営利活動法人キッズドア
10		認定特定非営利活動法人カタリバ
11	居場所支援	一般社団法人チョイふる
12		オルタナティブスペイス森のじかん
13		キラキライキイキプロジェクト
14		花保中学校協議会　校内居場所 ASK
15	学習支援	ＮＰＯ法人ＬＩＬＡ子どもの学びを支援する会
16	子ども食堂	ＮＰＯ法人スマイル・エイジングパートナー
17		がるまる
18		足立区社会福祉協議会

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年８月７日

件　　名	**「第２回 子どもの登校のことで悩む保護者のための講演会・交流会」の開催について**
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内　　容	不登校や登校しぶりのある子どもをもつ保護者に対し、相互の交流及び情報共有の機会を確保し、保護者の心理的負担の軽減と孤立防止を図るため、「子どもの登校のことで悩む保護者のための講演会・交流会」を開催している。ついては第２回の開催について情報提供する。 第２回は、不登校や登校渋りのある子どもの保護者が、進路や居場所への一歩を踏み出すための後押しを行う『合同相談・情報提供フェア』を開催する。 **１　概要** 入退場自由で立ち寄れるオープンな相談・情報提供の場とする。 （１）近隣の学校、民間支援団体、足立区がブースを出展し、各ブースで説明会または個別相談を実施。 （２）（１）と同時開催で、基調講演や保護者の経験談、各団体の紹介等、タイムスケジュールを組んで実施する。 **２　実施日時** 令和８年１１月２９日（日）　１３時３０分～１６時００分 **３　会場** こども支援センターげんき **４　対象者** 不登校や登校渋りのある児童・生徒の保護者 ※　児童・生徒本人の参加も可 ※　預かり保育も対応 **５　出展団体（１５団体程度を想定）** （１）学校（５団体程度） ①　学びの多様化学校 ②　都立チャレンジスクール ③　都立定時制高校 ④　通信制高校

	（２）民間（１０団体程度） 「不登校支援連絡会」メンバーの各種団体 ① フリースクール ② 認定ＮＰＯ法人 ③ 一般社団法人 ④ その他任意団体 ※ 資料配布のみの参加も可とする。 （３）足立区 教育相談課、不登校施策推進担当課、子どもの貧困対策・若年者支援課 **６ 出展団体の募集** （１）７月１７日（金）に開催した「不登校支援連絡会」にて企画の趣旨を説明し、参加団体を募集中 （２）「不登校支援連絡会」メンバーではない都立学校に対しては、個別に説明を行い、参加を募る。 **７ 区民への周知（予定）** （１）あだち広報（１０月２５日号） （２）区ホームページ、ＳＮＳ （３）不登校や登校渋りの状態にある子どもの保護者に個別に案内する方策を検討する。

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年８月７日

件　　名	**登下校等通知メール配信サービスの利用率について**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	「登下校等通知メール配信サービス」は、登下校時に児童が校門を通過した際、保護者に通知が届くシステムである（令和４年度に小学校全校に導入完了）。 ついては、令和８年５月現在の利用率について報告する。

１　利用者数及び利用率（６７校合計）（）内は前年度比

	利用者数	利用率	参考（5/1 児童数）
１年生	2,006 人 （▲242 人）	48.3% （▲1.7p）	4,151 人 （▲346 人）
２年生	1,686 人 （＋529 人）	37.5% （＋12.4p）	4,498 人 （▲118 人）
３年生	995 人 （▲173 人）	21.4% （▲3.7p）	4,643 人 （▲11 人）
４年生	1,064 人 （▲132 人）	22.7% （▲1.7p）	4,683 人 （▲221 人）
５年生	1,117 人 （▲56 人）	22.6% （▲0.8p）	4,949 人 （▲73 人）
６年生	1,121 人 （▲79 人）	22.2% （▲1.9p）	5,050 人 （＋65 人）
全学年	7,989 人 （▲153 人）	28.6% （＋0.2p）	27,974 人 （▲704 人）

（１）１年生（利用料補助の対象）

前年度から利用率は１．７ポイント減少した。

子ども用携帯電話等の他の見守り手段の普及や、学童保育室での新たな登降室管理システムの稼働などが原因と考えられる。

（２）２年生

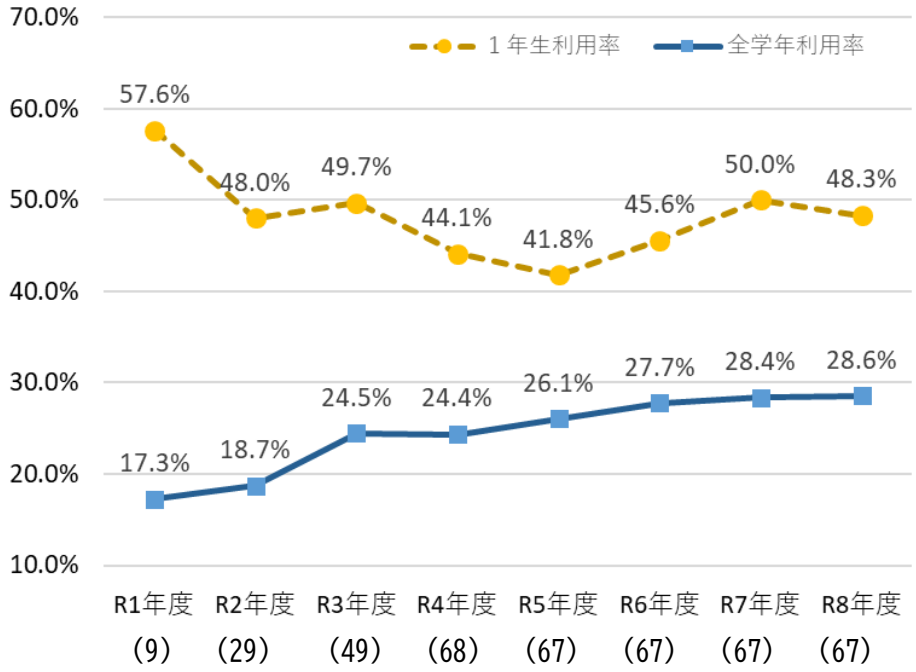
前年度から利用率は１２．４ポイント増加した。

新規加入時に支払情報を入力する方法となり、スムーズな継続利用手続が可能になったことが要因と考えられる。

（３）３～６年生

前年度から各学年の利用率は０．８～３．７ポイント減少したが、２０％台で推移しており、ほぼ横ばいである。

２　利用率の推移　（）内は導入校数



（１）１年生（利用料補助の対象）

導入初年は関心の高さが伺えた。その後の利用率は概ね５０％程度となっている。

（２）全学年

継続利用者の増加等により、徐々に全体の利用率が上昇している。

３　今後について

サービス提供事業者と協力しながら、サービスの有用性を認識してもらうべく、加入促進策を継続していく。

事業実施報告（７月）

行事名	実施日	会場	参加数
めざせキャンプの達人	5 日（日）	宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場	21 人
親子科学体験講座	11 日（土）12 日（日）、19 日（日）、	ギャラクシティ	55 人
あだち日曜教室	12 日（日）	梅田地域学習センター	17 人
ジュニアリーダー研修会補講	5 日（日）	梅田地域学習センター	19 人
ジュニアリーダースーパー研修会	12 日（日）	弥生小学校	42 人
文教大学連携講座	25 日（土）	文教大学東京あだちキャンパス	28 人
家庭教育支援講座	26 日（日）	生涯学習センター	36 人

事業実施予定（８月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
東京電機大学連携事業	4 日（火）	東京電機大学	40 人
親子科学体験講座	9 日（日）、16 日（日）、29 日（土）	ギャラクシティ	80 人
ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ（中学生・小６対象）	9 日（日）～11 日（火・祝）	国立中央青少年交流の家（静岡県御殿場市）	150 人
あだち日曜教室	16 日（日）	梅田地域学習センター	34 人
帝京大学連携事業	22 日（土）	帝京科学大学本館・7 号館	計 200 人
家庭教育支援講座	23 日（日）、30 日（日）	生涯学習センター	計 30 組
ジュニアリーダースーパー研修会	23 日（日）	梅田地域学習センター	50 人

事業実施予定（９月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
あだち日曜教室	13 日（日）	梅田地域学習センター	34 人
親子科学体験講座	13 日（日）、20 日（日）	ギャラクシティ	60 人
東京電機大学連携事業	26 日（土）	東京電機大学	15 人
親子体験キャンプ	27 日（日）	舎人公園	50 人

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

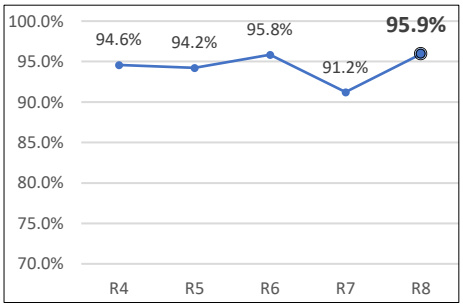
令和８年８月７日

件　　名	**「小学校第１学年の生活・学習習慣に関するアンケート」実施結果について**
所管部課名	子ども家庭部子ども施設指導・支援課
内　　容	**１　概要** （１）実施時期 令和８年４月 （２）対象 区立小学校１年生（全６７校　児童数４，０６０人） （３）実施方法 担任教諭による見取りによる **２　結果内容（Ｐ１０４参照）** 令和８年度は全ての項目で数値が上昇し、取組の成果がみられた。特に食事姿勢や鉛筆の持ち方等、日常生活や学習につながる項目の改善がみられた。 **３　今後の方針** ５年平均で数値が低い地域の就学前施設（区立園３園）に対して、基本的生活習慣の強化や保護者支援を行政主導で行っていく。

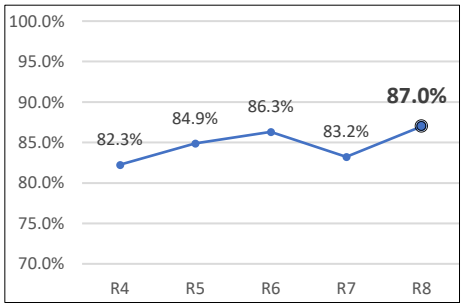
資料

小学校第１学年の生活・学習習慣に関するアンケート 項目別経年表

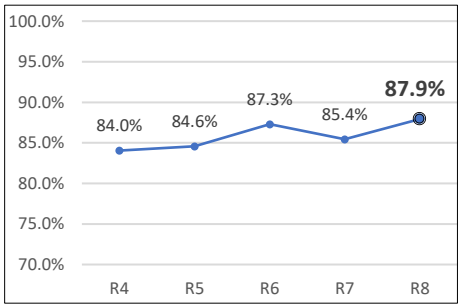
①あいさつや返事ができる



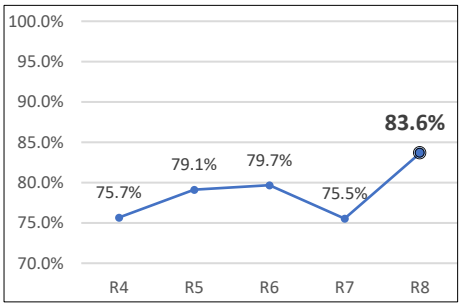
②姿勢良く座ることができる



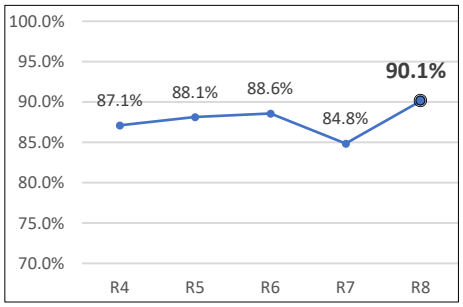
③静かに話を聞くことができる



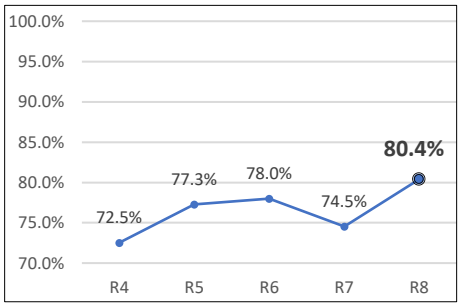
④食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる



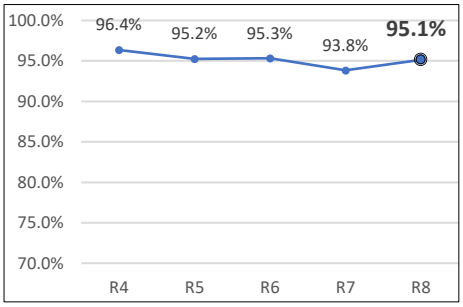
⑤持ち物を大切に扱い、整理することができる



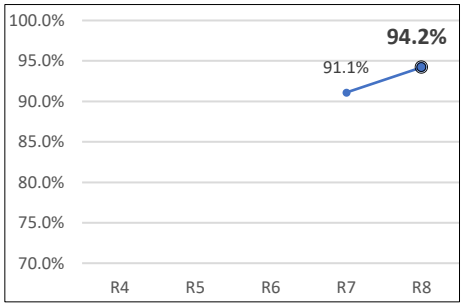
⑥鉛筆を正しく持つことができる



⑦ひらがなで自分の名前が書ける



⑧友だちと声をかけあったり、関わったりすることができる※



※ 「⑧友だちと声をかけあったり、関わったりすることができる」は令和７年度の調査から追加

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年８月７日

件　　名	**令和９年４月入所　保育施設入園申請の受付について**
所管部課名	子ども家庭部　保育・入園課 私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内　　容	**１　入園申請案内** （１）配布開始日 令和８年１０月２３日（金）から （２）配布場所 保育・入園課、足立福祉事務所各福祉課（千住・東部・西部・北部）、区立・私立認可保育所及び区立認定こども園 **２　申請受付期間** （１）一次募集／令和８年１０月２６日（月）～１１月２６日（木）

受付場所・方法	○…受付可 △…一部可 ×…受付不可			備　考
	平日	土	日	
オンライン申請	○	○	○	２４時間受付
保育・入園課窓口 (中央館3階)	○	×	△※	午前８時３０分から 午後５時まで受付

※　日曜日は、１１月２２日（日）の休日開庁日のみ（午前９時から午後４時まで)、北館１階の臨時窓口で受付

（２）二次募集／令和９年２月１日（月）～令和９年２月１４日（日）

受付場所・方法	○…受付可 ×…受付不可			備　考
	平日	土	日	
オンライン申請	○	○	○	２４時間受付
保育・入園課窓口 (中央館3階)	○	×	×	午前８時３０分から 午後５時まで受付

	３　スケジュール （１）一次募集 令和８年１０月２６日（月）　一次入園申請の受付開始 １１月１１日（水）　一次施設・年齢毎の募集人数公開 １１月２６日（木）　一次入園申請の受付締切 令和９年　１月２９日（金）　一次結果通知の発送 （２）二次募集 令和９年　２月　１日（月）　二次入園申請の受付開始 二次施設・年齢毎の募集人数公開 ２月１４日（日）　二次入園申請の受付締切 ３月　３日（水）　二次結果通知の発送 **４　令和９年４月入所調整方法の見直し** （１）結果通知については、一次、二次ともに**電子通知**を行う。 （２）育児休業延長許容者等は二次募集からの受付とし、申請者の要望を結果に反映させる。 **５　今後の対応** 入園申請の受付について、あだち広報９月２５日号に案内記事を掲載するほか、足立区ホームページでも周知を図る。

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年８月７日

件　　名	**令和９年４月入室　学童保育室入室申請の受付について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課
内　　容	**１　入室申請案内** （１）配布開始日 令和８年１０月１９日（月）から （２）配布場所 学童保育課、各学童保育室 **２　申請受付期間** 令和８年１１月４日（水）～１１月２５日（水）

受付場所・方法	○…受付可 △…一部可 ×…受付不可			備　考
	平日	土	日	
オンライン申請	○	○	○	２４時間受付
第一希望の 学童保育室	○	○	×	午後１時３０分から 午後６時まで受付
学童保育課窓口 （南館３階）	○	×	△※	午前８時３０分から 午後５時まで受付

※　日曜日は１１月２２日（日）の休日開庁日のみ（午前９時から午後４時まで）、中央館１階アトリウムの臨時窓口で受付

３　スケジュール

令和８年１０月１９日（月）　入室申請案内の配布開始
１１月　４日（水）　入室申請の受付開始
１１月２５日（水）　入室申請の受付締切
令和９年　２月中旬　結果通知の発送

４　今後の対応

入室申請の受付について、あだち広報１０月１０日号に案内記事を掲載するほか、足立区ホームページでも周知を図る。

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年８月７日

件　　名	**児童虐待防止推進キャンペーンの実施について**
所管部課名	こども家庭相談室こども家庭相談課
内　　容	こども家庭庁で定めている１１月の「秋のこどもまんなか月間」に併せて、以下の児童虐待防止の取組を実施する。 **１　養育家庭ＰＲ及び個別相談会** 養育家庭制度の概要をパネル展示し、里親など養育家庭の登録を促進するとともに、相談ブースを設け、対面で制度説明や相談を実施する。 **（１）実施期間** １１月２日（月）～１１月１０日（火） **（２）会場** 足立区役所１階アトリウム **２　児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち２０２６** 区内駅頭で民生・児童委員、児童相談所、警察の方々と児童虐待予防チラシと啓発グッズ（マスク・ウェットティッシュ）を配布する。

日　時	場　所
１１月５日（木）　７：３０－　８：３０	北千住
１１月６日（金）　７：３０－　８：３０	六町
１１月７日（土）１４：００－１５：００	竹ノ塚、西新井、梅島、綾瀬、江北

３　子育て交流講座「完璧な親なんていない」

１、２歳のお子さんの保護者を対象に、育児に対する不安解消と育児スキルを高める方法を学ぶ。

（１）実施日時

１１月５日（木）、１２日（木）、１９日（木）、２６日（木）
１０：００－１２：００（全日）

（２）会場

こども支援センターげんき

	４　養育家庭体験発表会 　里親になっている方の体験発表会を通じ、養育家庭制度の周知と登録を促進する。 **（１）実施日時** 　　１１月２１日（土）１０：００－１２：００ **（２）会場** 　　ギャラクシティ **５　１～４のＰＲ方法** 　あだち広報のほか、区ホームページ、ＳＮＳ、都足立児童相談所フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）とも連携して周知を図る。

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年８月７日

件　　名	**中央図書館のリニューアルに向けた第２回区民ワークショップの開催結果について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室　中央図書館、 図書館サービスデザイン担当課
内　　容	中央図書館のリニューアルに向けて実施した第２回区民ワークショップの開催結果について、次のとおり報告する。 **１　第２回区民ワークショップの開催結果** （１）目的 中央図書館のリニューアルにあたり、基本構想・基本計画や設計に区民の声を反映するため、１２月までに全５回開催予定 （２）内容 ア　中央図書館リニューアルの説明、図書館ナビゲーターの紹介 イ　「これからの図書館のラーニング空間を想像しよう。あなたにとっての学ぶとは？」をテーマに、「学ぶ」という言葉を別の動詞に置き換えるワークを通じて、多様な「学び」のあり方を考える。 （３）開催日時・会場 令和８年６月２３日（火）　午後７時から午後８時４５分まで 学びピア２１　５階　研修室１ （４）参加者数 ３０名（事前申込者３０名、定員３０名） （５）参加者からの意見 ア　ワークを通じて、参加者の経験や考えが共有されることで、リニューアルに向けて「足立区にいる人みんなが集える図書館（空間）にしたい」と思った。 イ　大きな窓や緑を取り入れ、解放感を感じられる図書館にできると良いと感じた。 （６）【参考】「学ぶ」に関する参加者の主な意見 参加者の実体験や自身の考えを基に、「学ぶ」を別の動詞で表現し、その理由とともに発表した。参加者からは以下のとおり、本や人との出会い、新たな気づきや試行錯誤など、多様な学びのとらえ方が示された。

ア　「遭遇する」

理由：自分の視野や考え方は、どうしても固定化されて狭くなっていくが、思わぬ考え方や本との出会いにより、新たな視点を得ることが学びにつながるため。

イ　「交わる」

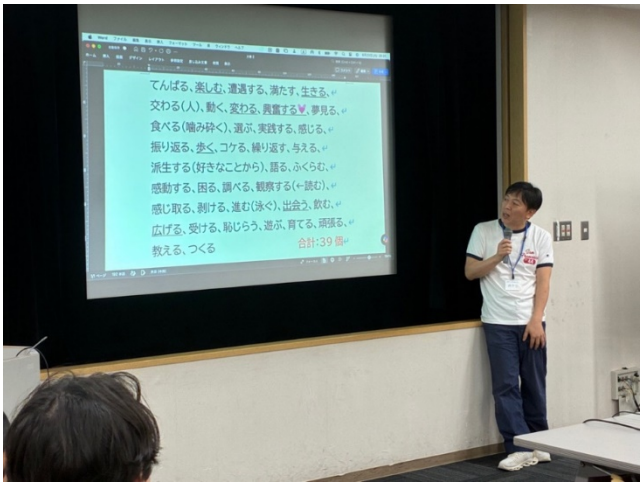
理由：一人での読書だけでなく、ワークショップや読書会等で他者と交流することで新たな発想や気づきを得られるため。

ウ　「テンパる」

理由：予期しない状況に直面したときこそ脳が活発に働き、試行錯誤すること自体が学びであるため。

（7）当日の様子





2　今後の方針

（1）開催結果をホームページで公開し、ワークショップに参加できなかった方にも情報提供するとともに、意見募集のフォーム等により広く意見を募っていく。

（2）ワークショップを通じて、リニューアルの基本構想・基本計画及び設計に区民の多様な意見を反映できるよう、引き続き事業者と連携して取り組んでいく。

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告（7月）

行事名	実施日	会場	参加者数
あだち放課後子ども教室実行委員会	7/2（木）～7/15（水）	西保木間小学校他	11校
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「梅田図書館　親子で楽しむ演奏会」	7/4（土）	梅田図書館	23人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会・スタッフ研修	①7/10（金） ②7/22（水）	①伊興地域学習センター ②舎人小学校	①41人 ②52人
コンサート in ミュージアム　BUºY 箏と笙の出逢い～宙にめぐる音の系譜～	7/11(土)	BUºY	94人 （2回公演）
読み語りボイストレーニング　スキルアップ講座	7/16（木）	生涯学習センター	12人
あだち放課後子ども教室夏休み実施	7/21（火）～7/30（木） ※　実施日は学校により異なる	千寿小学校他	16校
読み語りキャラバン in ふたば学童保育室	7/30（木）	ふたば学童保育室 （千寿双葉小学校内）	38人

事業実施予定（8月）

行事名	実施日	会場	予定人数
読み語りキャラバン in すかいきっず	8/19（水）	すかいきっず （放課後等デイサービス）	30人
足立ジュニア吹奏楽団　夏合宿	8/22(土)～8/24(月)	日光林間学園	31人
あだち放課後子ども教室夏休み実施	8/24(月)～8/31（月） ※　実施日は学校により異なる	千寿小学校他	4校
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「足立東部地区少年軟式野球大会総合開会式」	8/30(日)	中川公園	31人